

IV リスクシナリオの設定

1 想定する大規模自然災害

(1) 対象とする大規模自然災害

本計画の策定に当たっての大規模自然災害の想定は、次の方針による。

- ◆国土強靱化基本計画と同様、大規模自然災害を対象とする。
⇒ 原子力事故やテロ等、自然災害以外のリスクは対象外
- ◆市内で発生し得るあらゆる大規模自然災害を想定する。
- ◆国全体の強靱化への貢献という観点から、周辺地域の支援が必要となる南海トラフ地震など、市外における大規模自然災害も対象とする。

■新たに対象とした大規模自然災害

災 害	県内被害	県外被害	備考
令和3年7, 8月豪雨	○	○	
令和5年1月豪雪	○	○	
令和5年台風7号	○	○	
令和6年能登半島地震		○	
令和6年奥能登豪雨		○	

※その他、令和7年に発生した濁水（日野川流域）、埼玉県八潮市の下水道等に起因する大規模な道路陥没事故、岩手県大船渡市林野火災についても対象とする。

(2) 被害の想定となる鳥取県の過去の災害

ア 地震による災害

鳥取県内における過去の主な地震災害を以下に列記する。

地震による災害の概要	
鳥取地震 昭和18（1943）年 9月10日17時36分	（震源）鳥取市付近 （地震規模）マグニチュード7.2 （死傷者）死者1,083名、重傷者669名、軽傷者2,590名 （建物被害）家屋全壊7485棟、家屋半壊6,158棟 （その他）火災による全焼家屋251棟
平成12年鳥取県西部地震 平成12（2000）年 10月6日13時30分	（震源）西伯郡西伯町～日野郡溝口町付近 （地震規模）マグニチュード7.3 （死傷者）死者0名、負傷者141名 （建物被害）住家全壊394棟、住家半壊2,494棟、一部破損1万4,134棟 （その他）日吉津村、境港市及び米子市で液状化被害が発生

平成28年鳥取県中部地震 平成28（2016）年 10月21日14時07分	（震源）鳥取県中部 （地震規模）マグニチュード6.6 （死傷者）死者0名、重傷者8名、軽傷者17名 （建物被害）住家全壊18棟、住家半壊312棟、一部破損1万5,037棟 （その他）伝統的建造物群地区などの文化財に被害発生
---	---

イ 豪雨・暴風雨による災害（浸水被害・土砂災害）

鳥取県内における近年の主な豪雨・暴風雨による災害（浸水被害・土砂災害）を以下に列記する。

豪雨・暴風雨による災害の概要	
昭和34年台風15号 （伊勢湾台風） （1959年9月25日～27日） 【降雨量】 平均2日雨量351.3mm （天神川小田上流域）	（概要）台風15号は超大型台風で、強風と豪雨による被害は九州を除く全国各地に及んだ。特に伊勢湾岸地域では、満潮と重なり、高潮による被害が発生した。県内でも豪雨による河川氾濫や浸水などによる家屋流出等の被害を生じた。 （県内被害） ・人的被害：死者3名、重傷者4名、軽傷者14名 ・建物被害：家屋流出22棟、全壊13棟、半壊100棟 床上浸水2,669棟、床下浸水7,247棟、非住家2,188棟 （千代川、天神川、日野川、天神川水系加茂川、勝部川）
昭和36年台風18号 （第2室戸台風） （1961年9月15日）	（概要）台風18号は室戸岬に上陸し、その後兵庫県に再上陸、能登半島東部に達し、日本海に抜けた。県内でも豪雨による河川氾濫や浸水などによる家屋流出等の被害を生じた。 （県内被害） ・人的被害：死者3名、軽傷者5名 ・建物被害：全壊流出100棟、半壊957棟 床上浸水465棟、床下浸水1,192棟、非住家全壊流出826棟
昭和39年山陰北陸豪雨 （1964年7月17日～20日） 【降雨量】 総雨量477mm（米子） 日雨量207mm（米子） 時間雨量53mm（米子）	（概要）山陰地方と北陸地方では、梅雨前線により日降雨量が100～200mmの大雨に見舞われ、18日から19日には、米子地方で集中豪雨が生じ、各河川が氾濫し、浸水・山崩れによる被害が多く発生した。 （県内被害） ・人的被害：死者2名、軽傷者5名 ・建物被害：全壊4棟、半壊1棟、一部破損6棟 床上浸水671棟、床下浸水1万3,663棟、非住家8棟 （日野川、斐伊川水系加茂川、佐陀川）
昭和47年梅雨前線及び 台風6号、7号、9号 （1972年7月3日～15日） 【降雨量】 総雨量406mm（米子） 日雨量181.0mm（米子）	（概要）7月9日から13日にかけて梅雨前線が南下し、本州南岸から四国、九州北部に停滞した。また、台風6号、7号、9号の影響により前線が活発となり、各地で大雨による河川の氾濫等の被害が発生した。 （県内被害） ・人的被害：負傷者1名 ・建物被害：全壊1棟、半壊3棟、一部破損23棟 床上浸水400棟、床下浸水3,897棟 （日野川、斐伊川水系加茂川、塩見川、橋津川、勝部川、由良川）
昭和51年台風17号 （1976年9月8日～13日） 【降雨量】 総雨量432.5mm（鳥取） 時間雨量40.0mm（鳥取）	（概要）台風17号が長期間日本付近にあり、前線が関東から四国付近に停滞したため、全国的に大雨となり、九州から中部地方にかけて期間降水量500～1,000mmに達した。県内東部地域を中心に豪雨となった。 （県内被害） ・人的被害：死者2名、負傷者6名 ・建物被害：全壊2棟、半壊6棟、一部破損7棟

	<p>床上浸水569棟、床下浸水2,295棟 (千代川、八東川、大路川、斐伊川水系加茂川、塩見川、橋津川、勝部川、由良川)</p>
<p>昭和54年台風20号 (1979年10月18日～19日) 【降雨量】 総雨量206.5mm (鳥取) " 342.0mm (智頭) " 243.5mm (若桜)</p>	<p>(概要) 台風20号により千代川流域で大雨になり、千代川の水位上昇に伴う内水被害が発生した。基準地点行徳において戦後最大の流量4,270m³/sが観測され、流域平均2日雨量は278mmを記録した。</p> <p>(県内被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害：死者2名、重傷者1名、軽傷者2名 ・ 建物被害：全壊4棟、半壊3棟、一部破損8棟 床上浸水538棟、床下浸水2,387棟 (千代川、日野川、蒲生川、橋津川、勝部川、由良川、佐陀川、湖山川) ・ その他：田畑 流出埋没151ha、冠水3,915ha 道路破損522か所、橋りょう流出17か所、堤防決壊540か所
<p>昭和62年台風19号 (1987年10月16日～17日) 【降雨量】 24時間雨量580mm (鹿野) 時間雨量78mm (倉吉)</p>	<p>(概要) 台風19号は大型の勢力で高知県室戸岬付近に上陸し、四国の東部を北北東に進んで、兵庫県明石市付近に再上陸し、若狭湾へ抜けた。その影響で県中部を中心に記録的な大雨をもたらした。</p> <p>(県内被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害：死者4名、重傷者3名、軽傷者2名 ・ 建物被害：山崖崩れによる住家の倒壊 全壊4棟、半壊12棟、一部破損33棟 床上浸水677棟、床下浸水1,516棟 (八東川、天神川水系加茂川、日野川、塩見川、橋津川、勝部川、由良川) ・ その他：断水1,612戸
<p>平成2年台風19号 (1990年9月18日～19日) 【降雨量】 総雨量521mm (岩井) 24時間雨量352mm (岩井) 時間雨量48mm (岩井)</p>	<p>(概要) 台風19号は、16日には沖縄の南東で猛烈な強さになる。その後北東に進み、19日20時過ぎに強い勢力で和歌山県白浜町付近に上陸した。一方、11～15日に前線が本州上をゆっくり南下したため、県内でも雷や竜巻を伴った大雨となり、浸水等の被害があった。</p> <p>(県内被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害：死者1名 ・ 建物被害：全壊5棟、一部破損1棟 床上浸水206棟、床下浸水590棟、非住家7棟 (千代川、大路川、斐伊川水系加茂川、塩見川、蒲生川、橋津川、勝部川、由良川)
<p>平成10年台風10号 (1998年10月17日) 【降雨量】 総雨量143.0mm (鳥取) " 169.0mm (米子) 時間雨量40.5mm (鳥取) " 32.5mm (米子)</p>	<p>(概要) 台風10号の影響により、日本付近に停滞した前線の活動が活発となり、広い範囲で大雨になった。そのため、県内各地で多量の降雨をもたらし、多くの河川で大洪水となった。</p> <p>(県内被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物被害：全壊2棟、一部破損1棟、床上浸水40棟、床下浸水427棟 (千代川、湖山川、大路川、天神川、日野川、塩見川、勝部川、由良川) ・ その他：三朝町で護岸崩壊、斜面崩壊、土石流が発生

<p>平成16年台風21号 (2004年9月29日) 【降雨量】 24時間雨量135mm (智頭町市瀬)</p>	<p>(概要) 台風21号接近による豪雨の中、智頭町市瀬地区で地滑りによる大規模な土砂崩落が発生した。土砂が千代川に流入し、川の流れがせき止められたことにより家屋が浸水被害に見舞われた。</p> <p>(県内被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害：死者1名（鳥取市：川に水を見に出かけ行方不明、後日遺体発見）、重傷者1名、軽傷者6名 ・ 建物被害：一部破損2棟、床上浸水34棟、床下浸水118棟、非住家2棟（千代川、八東川、大路川、塩見川、蒲生川） ・ その他：智頭町市瀬地区で、天然ダムによる浸水被害：床上浸水10戸、床下浸水1戸 <p>JR因美線：浸水により不通</p>
<p>平成16年台風23号 (2004年10月20日～21日) 【降雨量】 3時間雨量135mm（鹿野）</p>	<p>(概要) 四国地方や大分県で500mmを超えたほか、近畿北部や東海、甲信越地方で300mmを超える大雨となった。19日未明から鳥取県西部地方で大雨をもたらした。</p> <p>(県内被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害：死者1名、負傷者1名 ・ 建物被害：一部破損32棟、床上浸水43棟、床下浸水66棟、非住家16棟（千代川、日野川、塩見川、蒲生川、勝部川） ・ その他：道路損壊108か所、停電5万9,365戸
<p>平成18年7月豪雨 (2006年7月15日～19日) 【降雨量】 総雨量484mm（境港市境） " 437mm（大山町塩津）</p>	<p>(概要) 梅雨前線が山陰沖から中国地方に停滞し活動が活発となり、県内で大雨となった。</p> <p>(県内被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物被害：床上浸水9棟、床下浸水87棟（日野川、塩見川） ・ その他：道路破損179か所、山崩れ48か所
<p>平成19年8月局地豪雨 (2007年8月22日) 【降雨量】 総雨量160mm（若桜） 時間雨量64mm（若桜） " 90mm（八頭町）</p>	<p>(概要) 日本海に伸びる寒冷前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、若桜町や八頭町で局地的な大雨となった。</p> <p>(県内被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物被害：半壊2棟、床上浸水4棟、床下浸水84棟、非住家3棟 ・ その他：河川被害4か所、道路被害1か所
<p>平成19年9月局地豪雨 (2007年9月4日) 【降雨量】 時間雨量57mm（西塩津） " 100mm以上 (琴浦町付近)</p>	<p>(概要) 西日本に暖かく湿った空気が流れ込み、また、上空の寒気の影響が重なって、大気の状態が非常に不安定となり、琴浦町や大山町で局地的な大雨となった。</p> <p>(県内被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害：重傷者1名 ・ 建物被害：全壊1棟、床上浸水8棟、床下浸水72棟、非住家1棟 ・ その他：河川被害3か所、道路損壊8か所、土砂崩れ5か所
<p>平成23年台風12号 (2011年9月1日～4日) 【降雨量】 総雨量938.5mm (大山町大山) " 555.5mm (鳥取市鹿野) 時間雨量63.0mm (大山町大山)</p>	<p>(概要) 台風12号は日本の南海上をゆっくりと北上し、強い勢力を保ったまま高知県東部に上陸、その後もゆっくりと北上し岡山県南部に再上陸、中国地方を北上して鳥取県を通過し山陰沖に抜けた。この台風を取り巻く雨雲や湿った空気が流れ込んだため、県内で大雨となった。</p> <p>(県内被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物被害：全壊1棟、一部破損18棟 床上浸水17棟、床下浸水138棟、非住家20棟 (日野川、橋津川、佐陀川) ・ 孤立集落：米子市本宮20世帯、日野町三土11世帯 ・ その他：断水10地区、飲用制限2地区
<p>平成30年7月豪雨 (2018年7月5日～7日) 【降雨量】 総雨量476.5mm (智頭町奥本) (7月5日1時から7月7日ま</p>	<p>(概要) 6月26日9時に日本の南で発生した台風第7号は、7月3日夜対馬市付近を北北東へ進み、4日3時には萩市の北北西約140キロに達した。台風は同日15時に日本海中部で温帯低気圧に変わったが、梅雨前線が西日本に停滞し、また、暖かく湿った空気が流れ込んだため、鳥取県では4日未明から7日にかけて大雨となり、大雨特別警報が発表された。</p> <p>(県内被害)</p>

<p>で) 時間雨量52.0mm (智頭町奥本)</p> <p>※降り始めからの総雨量 (7月3日0時～9日10時): 智頭町508.5mm</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害：なし ・ 建物被害：全壊なし、半壊なし、一部損壊3棟 床上浸水12棟、床下浸水57棟 (千代川、清水川、塩見川、江川) ・ そ の 他：河川被害168箇所、砂防被害92箇所、道路被害51箇所、土砂崩れ等18件 ・ 避難指示(緊急)、避難勧告の発令を行ったが、避難指示(緊急)・避難勧告が発令された市町全体の避難率は約0.7%(大雨特別警報が発令された市町に限れば約0.9%)と低く、自分は大丈夫だという思い込み(正常性バイアス)が働き、避難行動に繋がらなかったことも考えられる。
<p>平成30年10月台風24号 (2018年9月29日～10月1日)</p> <p>【降雨量】 総雨量389.5mm (鳥取市鹿野)</p> <p>時間雨量44.0mm (鳥取市青谷)</p>	<p>(概要) 台風24号は、「非常に強い」勢力を保ったまま30日20時頃に和歌山県田辺市付近に上陸した。その後も北東に進み、10月1日12時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。9月29日1時から10月1日6時までの総降水量は、鳥取市鹿野で389.5ミリ、この期間の最大1時間降水量は、鳥取市青谷で44.0ミリを観測した。なお、県内4箇所で日降水量の年間の1位を更新した。風については、鳥取空港で北の風24.7メートル(30日20時13分)の最大瞬間風速、北東の風20.3メートル(30日16時44分)の最大風速を観測した。</p> <p>(県内被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害：琴浦町で死者1名(農道の陥没箇所に車が転落)、重傷者2名、軽傷者1名 ・ 建物被害：全壊なし、半壊なし、一部損壊3棟 床上浸水16棟、床下浸水131棟(露谷川) ・ そ の 他：河川被害89箇所、砂防被害27箇所、道路被害58箇所、土砂崩れ等40件
<p>令和元年10月台風19号 (令和元年東日本台風) (2019年10月10日～13日)</p> <p>【降雨量】 総雨量181.5mm (鳥取市鹿野)</p>	<p>(概要) 台風19号は、10月6日3時に南鳥島近海で発生し、急速に発達しながら小笠原諸島へ進み、その後、日本の南海上を北上し本州へ接近し、強い勢力を保ったまま12日19時前に静岡県伊豆半島に上陸した。鳥取県では、強風により転倒するなどして負傷者が出たほか、住家の一部破損、鉄道の運休や航空便の欠航、停電、農作物への被害などが発生した。</p> <p>(県内被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害：軽傷者1名 ・ 建物被害：全壊なし、半壊なし、一部損壊3棟 床上浸水0棟、床下浸水0棟 ・ そ の 他：道路被害1箇所、停電の発生23,130戸(高圧線の断線、樹木等の接触、雨風による故障等)
<p>令和2年9月豪雨 (2020年9月25日～27日)</p> <p>【降雨量】 総雨量301.0mm (鳥取市佐治)</p> <p>時間雨量69.0mm (鳥取市佐治)</p>	<p>(概要) 鳥取県では、25日から27日にかけて気圧の谷や湿った空気の影響で断続的に雨の降る天気となった。26日は、気圧の谷が通過した昼過ぎから夕方にかけて大気の状態が非常に不安定となり、解析雨量によれば、26日15時20分までの1時間で、三朝町付近で約100ミリの雨が降った。また、鳥取市河原町・佐治町などで記録的短時間大雨情報が出された。鳥取市や三朝町などで土砂流出や崩壊などによる道路の通行止め、鳥取市佐治町で土砂流入などによる工場の一部損壊が発生した。</p> <p>(県内被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害：なし ・ 住家被害：なし、被住家被害：1棟 ・ そ の 他：道路被害6箇所、河川被害7箇所、農道用水路被害1箇所、林道被害3路線3箇所、菌床きのこ施設(鳥取市佐治町)の浸水・土砂流入等被害(土石・流木による河道埋塞に伴う流水の越水)

<p>令和3年7月豪雨 (2021年7月1日～13日) 【降水量】 総雨量：470.5mm（鳥取市鹿野）</p>	<p>(概要) 梅雨前線が、6月末から7月上旬にかけて西日本から東日本に停滞した。梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が次々と流れ込み、大気の状態が不安定となったため、西日本から東北地方の広い範囲で大雨となった。</p> <p>7月3日にかけて、梅雨前線は本州南岸に停滞した。7月1日には伊豆諸島で線状降水帯が発生し、日降水量が300ミリを超える大雨となった。7月2日から3日にかけては、東海地方から関東地方南部を中心に断続的に雨が降り、静岡県の複数の地点で72時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となった。</p> <p>7月4日以降、梅雨前線は次第に北上し西日本から東日本の日本海側でも雨となった。特に7月7日は、中国地方の日本海側で線状降水帯が発生し、日降水量が300ミリを超える大雨となった。7月8日は、広島県を中心に日降水量が200ミリを超える大雨となった。</p> <p>7月9日夜から10日にかけては、九州南部を中心に雷を伴い猛烈な雨や非常に激しい雨が断続的に降り、9日からの総雨量が鹿児島県さつま町で500ミリを超える記録的な大雨となった。このため、10日5時30分に鹿児島県、5時55分に宮崎県、6時10分に熊本県に大雨特別警報が発表された。7月12日は全国的に広く大雨となり、青森県、三重県、島根県や鳥取県で1時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となった。</p> <p>(県内被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害：重傷者：1名、軽傷者：3名 ・住家被害：一部損壊：2棟、床上浸水：22棟、床下浸水：219棟 ・その他：ため池決壊、断水、放送機器障害、土砂災害、河川被害、道路被害、文教施設被害、農林水産物及び畜産被害
<p>令和3年8月豪雨 (2021年8月11日～19日) 【降水量】 連続雨量：328mm（鳥取市樟原（用瀬町））</p>	<p>(概要) 8月11日から19日にかけて、日本付近に停滞している前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発となった影響で、西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、総降水量が多いところで1,200ミリを超える記録的な大雨となった。</p> <p>8月12日は、九州北部地方で線状降水帯が発生し、24時間降水量が多いところで400ミリを超える大雨となった。</p> <p>8月13日は、中国地方で線状降水帯が発生し、複数の地点で24時間降水量が8月の値の1位を更新するなど、記録的な大雨となった。</p> <p>この大雨に対して、広島県広島市を対象とした大雨特別警報が発表された。</p> <p>8月14日は、西日本から東日本の広い範囲で大雨となった。特に九州北部地方で線状降水帯による猛烈な雨や非常に激しい雨が降り続き、佐賀県嬉野市で24時間降水量555.5ミリを観測し、観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となった。</p> <p>この大雨に対して、佐賀県、長崎県、福岡県、広島県を対象とした大雨特別警報が発表された。</p> <p>その後、西日本から東日本の太平洋側を中心に広い範囲で雨となり、日降水量が多いところで200ミリを超える大雨となった。</p> <p>これらの大雨により、全国各地で土砂災害や河川の増水や氾濫、低地の浸水による被害が発生した。また、大気の状態が非常に不安定となり、岐阜県加茂郡八百津町では竜巻による被害も発生した。</p> <p>(県内被害) 大きな被害はなし</p>

<p>令和5年台風7号 (2023年8月14日～17日) 【降雨量(14日12時～17日16時)】 総雨量: 627mm(鳥取市佐治)</p>	<p>(概要) 台風7号は、8月8日9時に南鳥島近海で発生し、8月15日5時前に和歌山県潮岬付近に上陸、その後近畿地方を北西に進み、13時頃には兵庫県明石市付近に再上陸した。再上陸後は兵庫県を北上し20時頃には豊岡市付近から日本海に抜けて北東に進んだ。台風の通過や台風周辺の暖かく湿った空気が流れ込んだため、近畿地方や中国地方を中心に記録的な大雨となった。15日は鳥取県と岡山県に線状降水帯が発生し、鳥取県では大雨特別警報が発表された。</p> <p>この期間、鳥取県鳥取市佐治では日降水量が年間の極値を更新した。これにより、特に佐治川流域を中心に災害や孤立集落が集中的に発生し、佐治川ダムでは昭和47年の竣工以来初めてとなる緊急放流を行った。</p> <p>(県内被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害: なし ・住家被害: 全壊1棟、半壊2棟、床上浸水11棟、床下浸水72棟 ・その他: 河川被害288件、砂防被害47件、道路被害103件、港湾被害4件
---	--

ウ 豪雪・暴風雪による災害

鳥取県内における近年の主な豪雪・暴風雪による被害を以下に列記する。

豪雪・暴風雪による災害の概要	
<p>昭和59年豪雪 (1983年12月～1984年3月)</p>	<p>(概要) 昭和58年11月19日から降り出した雪は、翌年3月上旬まで降り続き、3月20日時点の累計積雪深は、若桜町春米で16.7m、用瀬町江波で9.2m、三朝町三徳で8.5m、鳥取市で5.5m、倉吉市で3.3mとなった。</p> <p>(県内被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害: 死者1名、重傷15人、軽傷11人 ・住家被害: 全半壊12棟、一部破損655棟、浸水48棟 ・非住家被害: 公共建物48棟、その他592棟
<p>平成18年豪雪 (2005年12月～2006年1月)</p>	<p>(概要) 平成17年12月から平成18年1月の月上旬にかけて、強い冬型の気圧配置が続き、積雪量も多くなった。</p> <p>(積雪量) 大山最深積雪244センチ</p> <p>(県内被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害: 死者3名、負傷者6名 ※1月の中旬には低気圧が日本の南岸を通過したため、気温が上昇し、まとまった雨が降って雪解けが進み、屋根からの落雪や除雪作業中の事故が発生 ・建物被害: 住家一部破損76棟、非住家被害53棟
<p>平成23年豪雪 (2010年12月31日～2011年1月1日)</p>	<p>(概要) 1月1日に米子で観測開始以来の最深積雪89センチを観測したほか、鳥取県中・西部の平野部を中心に記録的な大雪となった。</p> <p>(県内被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害: 死者6名 ※江府町奥大山のスキー場で雪崩による4名 ※大山町内で自宅の雪ずりによる1名 ※郡家町内で除雪中に川への転落による1名 ・交通: 鳥取県の国道9号でおよそ1,000台の車が立ち往生 ・電気: 送電線鉄塔の損傷4基、送電線の電線断線16か所の被害により、13万戸が停電 ・その他: 弓ヶ浜半島の保安林のクロマツ(約5,900本)の枝及び幹に被害
<p>平成28年豪雪 (2016年1月23日～25日)</p>	<p>(概要) 強い冬型の気圧配置に伴う寒波により、1月24日に鳥取市では約25年ぶりに1月の真冬日になったほか、県内各地で記録的な低温となった。</p> <p>(県内被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害: 死者2名 ※日南町内で牛舎雪下ろし中の転落による1名 ※日南町内で自宅裏水路決壊による土砂流入による1名

	<ul style="list-style-type: none"> ・水道：管破損多発による配水池の水位低下等により、2市4町の約7万5,000戸で断水、出水不良が発生
平成29年豪雪 (2017年1月22日 ～24日)	<p>(概要) 強い冬型の気圧配置に伴い寒波が流れ込み、県内では1月22日から次第に雪が降り、1月24日にかけて大雪となった。</p> <p>(積雪量) 大山最深積雪241センチ、智頭111センチ (県内被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害：死者1名 ※歩道除雪作業中に先導者が転倒して除雪機に巻き込まれる1名 ・交通：国道373号（智頭町）等で約600台の車が立往生
平成29年豪雪 (2017年2月9日～12日)	<p>(概要) 冬型の気圧配置が強まり、寒気が流れ込み、県内では9日から次第に雪が降り始め、10日からは県内の広い範囲で強い雪が降った。この期間の最深積雪は、鳥取市吉方で91センチ、倉吉市大塚で61センチを観測するなど、県内で記録的な大雪となった。</p> <p>(積雪量) 最深積雪 鳥取市91センチ、倉吉市61センチ (県内被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害：死者2名 ※トラック運転者が脱出のため毛布を敷こうとした際、毛布ごと後輪に巻き込まれる1名 ・交通：国道180号、181号付近、国道9号、山陰道等で立往生が発生 ：JR山陰線の列車が立往生し、乗客23名が約22時間車内で足止め
令和2年豪雪 (2020年12月14日 ～2020年12月17日)	<p>(概要) 冬型の気圧配置が持続し、平年よりも強い下層寒気が停滞する一方で、日本海は平年よりも約2℃暖かく、水蒸気量が豊富な状況であったことから、日本海側を中心に断続的な降雪が続いた。</p> <p>山陰では、海上から雨雲が次々と流れ込み、断続的に雨や雪が降り続いた。降水量は沿岸部を中心に多くなり、15日21時までの48時間解析雨量は県内の多いところで150ミリを超えた。</p> <p>倒木・電柱倒壊による道路の通行止めが多数発生している理由は、水分を多く含んだ雪質だったことが原因と考えられる。</p> <p>(積雪量) 最深積雪 若桜49センチ（倒木等発生地付近） (県内被害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害：なし ・非住家被害：倉庫1棟倒壊 ・交通：県道若桜湯村温泉線、県道岩美八東線、町道明辺線等で倒木・電柱倒壊等による全面通行止めが発生 ：JR山陰線居組駅～東浜駅間で列車が4時間立往生した ・孤立集落：最大26世帯37人が孤立（倒木・電柱倒壊等による） ・電気：設備への樹木等の接触や降雪による設備の故障により1万6千戸が停電

<p>令和5年1月豪雪 (2023年1月20日 ～1月31日)</p>	<p>(概要) 1月24日から25日にかけて、日本の上空にこの冬一番の強い寒気が流入し、日本付近は強い冬型の気圧配置となった。 25日にかけて、西日本から北陸地方を中心に大雪となり、京都市など普段雪の少ない地域でも積雪となった。中国地方では24日夜に短い時間に積雪が急激に増え、厳重な警戒を呼び掛けた。25日の最低気温は南西諸島を除き全国的に氷点下となり、広い範囲で過去10年の最低気温に近い冷え込みとなった。南西諸島から東日本を中心に広い範囲でこれまでの1月の記録を超える風が吹いた。26日朝も、最低気温は南西諸島を除き全国的に氷点下となり、東日本・西日本の複数地点でこれまでの1月の記録を更新した。 (県内被害) 最深積雪 167センチ (大山町大山) ・人的被害：軽傷者：1名 ・住家被害：一部損壊：1棟、床下浸水：3棟 ・停電、断水、大雪による通行止め、文教施設被害</p>
---	---

エ 渇水による被害

鳥取県内における過去の主な渇水状況を以下に列記する。

渇水及び取水制限の概要	
平成17年6月 日野川渇水	(取水制限) 6月8日～7月15日 (38日間) ・上水道・工業用水・農業用水において35%節水運用
平成19年5月 日野川渇水	(取水制限) 5月19日～7月2日 (45日間) ・上水道・工業用水・農業用水において20%節水運用
平成21年5月 日野川渇水	(取水制限) 5月～6月 (33日間) ・上水道・工業用水・農業用水において20%節水運用
平成25年5月 日野川渇水	(取水制限) 5月～6月 (34日間) ・上水道・工業用水において5%節水運用、農業用水において20%節水運用
令和元年5月・5月 日野川渇水	(概要) 日野川流域では、少雪や5月までの少雨(平年の約80%の降雨)により渇水傾向となった。日野川下流の車尾地点の流量は、5月末時点で利水者への影響が開始する目安流量3m ³ /sを下回る1m ³ /sまで低下した。 (取水制限) 5月31日～7月26日 ※6月7日より制限一時解除、7月26日取水制限解除 ・5月31日より上水道・工業用水・農業用水において5%節水運用 ・6月6日より上水道・工業用水・農業用水において10%節水運用
令和元年8月 殿ダム渇水	(概要) 殿ダムでは、令和元年8月、少雪や少雨の影響でダムの貯水率が低下し、貯水率が30%を下回るなど過去最低となった。平常時最高水位182.80m(貯水率100%)に対して、令和元年8月22日に最低水位170.06m(貯水率27.6%)を記録した。 (取水制限) 8月19日～10月1日 (43日間) ・8月19日より農業用水において20%節水運用(第1次渇水調整) ・8月21日から農業用水において30%節水運用(第2次渇水調整)
令和7年7月 日野川流域渇水	(概要) 日野川流域では、7月の降水量が56.9mmと例年比の26%程度の降雨しか計測しておらず、菅沢ダムの貯水率は7月27日時点で37.1%まで低下した。 (取水制限) 7月14日～8月12日 8月12日取水制限解除 ・7月14日より上水、工水、農水の取水制限開始(一律10%) ・7月18日より取水制限率引き上げ(一律15%) ・7月22日より菅沢ダム日野川第一発電所の放流を毎秒3.9トン10時間から毎秒3トン24時間に切り替え、流況が若干改善

(3) 参考とする他県の大規模自然災害の事象

大規模 災害	災害名称	主な被害
地震	<p>平成 28 年熊本地震</p> <p>【前震】 4 月 14 日 21 時 26 分</p> <p>【本震】 4 月 16 日 01 時 25 分</p>	<p>【概要】 平成 28 年熊本地震は、熊本県中央部の日奈久断層と布田川断層を震源として、二度の大きな地震を観測した。4 月 14 日 21 時 26 分に前震（マグニチュード 6.5）が発生、また 28 時間後の 4 月 16 日 1 時 25 分に本震（マグニチュード 7.3）が発生し、益城町では震度 7 を 2 回観測し、熊本県内では各地で甚大な被害となった。また、余震も含め、震度 6 弱以上が 7 回、震度 1 以上の地震も 1500 回と、これまでにない地震の特徴を有している。</p> <p>【前震】 （震源）熊本県熊本地方 （地震規模）マグニチュード 6.5 （最大震度）震度 7 熊本県益城町</p> <p>【本震】 （震源）熊本県熊本地方 （地震規模）マグニチュード 7.3 （最大震度）震度 7 熊本県益城町、西原村</p> <p>【主な被害】（H30.10.12 時点 ※地震後発生した大雨による被害を除く） 人的被害：死者 267 名※、重傷者 1,202 名、軽傷者 1,606 名 建物被害：住家全壊 8,653 棟、半壊 34,620 棟、 一部破損 162,553 棟 非住家 公共建物被害 439 棟、その他被害 11,160 棟 火災 15 件</p> <p>【被害の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅等倒壊による被害が多く発生し、死者 50 名のうち、住宅の倒壊による死者が 37 名と 7 割超となった。また、本震により山地の表層崩壊が発生し、土砂による団地を飲み込んで、多数の死傷者を出した。 ・災害対策本部が設置される市役所庁舎等が大きく損傷し、一部の自治体で機能不全となった。また、学校体育館などの施設においても、天井落下やガラス破損などの被害により、避難所等への利用が制限された施設もあった。 ・頻発する余震の影響等で、避難所には収容能力を超える住民が避難し、車中泊や避難所の廊下等で生活する者が多数あった。また、車中泊の長期化により、エコノミークラス症候群の患者が発生した。 ・地震後、精神疾患による自殺や車中泊による急性心筋梗塞・心臓疾患などによる死亡など、地震関連死は直接死 50 名よりも多い 217 名を数えた。 ・多くのトラック往来で荷卸が間に合わなくなり、物資が滞留したため、救援物資が避難所へ届かない状況となった。 ・南阿蘇と熊本市内を結ぶ幹線ルートにある阿蘇大橋は、地震による大規模斜面崩落により、落橋したため、重要な交通ネットワークが分断され、救援活動に大きな支障となった。 ・地震により、熊本城全域が甚大な被害を受けた。倒壊・崩落・一部損壊等を含め重要文化財建造物 13 棟及び再建・復元建造物 20 棟のすべてが被災した。石垣は全体の約 3 割に当たる約 23,600 m²に崩落や膨らみ・緩みなどが発生し、修復が必要な状態となった。

大規模 災害	災害名称	主な被害
地震	平成 28 年 6 月 19 日から 25 日の梅雨前線による大雨 ※熊本地震後の大雨被害	<p>【概要】 本州付近に梅雨前線が停滞し、その前線上を次々と低気圧が通過、特に東シナ海から接近した梅雨前線上の低気圧が 20 日夜にかけて九州北部を通過し、大雨となった。 1 時間降水量 熊本：94mm 宇土：122mm</p> <p>【熊本県内被害】（H30. 12. 13 時点 熊本地震との関連性が認められたもの） 人的被害：死者 5 名 建物被害：全壊 15 棟、半壊 100 棟、一部破損 9 棟、 床上浸水 114 棟、床下浸水 156 棟 ※地震後の新たな斜面崩壊や被害拡大が発生</p>
土砂 災害	平成 26 年 8 月豪雨による 広島土砂災害 (8 月 15 日～9 月 11 日)	<p>【概要】 平成 26 年 8 月、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、中国地方や九州北部地方を中心に大気の状態が非常に不安定となった。20 日 3 時 30 分には、広島県で 1 時間に約 120 ミリの猛烈な雨を観測した。広島市内で 3 時間 217 ミリの局地的豪雨を観測し、166 箇所で土砂災害が発生した。</p> <p>【広島市における主な被害】（H28. 6. 24 時点） 人的被害：死者 77 名、行方不明者 0 名、負傷者 68 名 建物被害：住家全壊 179 棟、半壊 217 棟、一部破損 189 棟、 床上浸水 1, 084 棟、床下浸水 3, 080 棟</p> <p>【被害の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定が完了していなかったため、被災地域の一部では、土砂災害の危険性を認識出来ていなかった可能性がある。 ・土砂災害に適さない避難所に自主避難した住民 1 名が被災し亡くなった。 ・発災直後における救助活動中に消防職員 1 名が二次災害により亡くなった。 ・被災直後より救助活動、安否確認作業が行われたが、行方不明者の特定が困難なことから、25 日に 28 名の行方不明者の氏名が広島市災害対策本部名で公表されることとなった。 ・被災地域における砂防堰堤や流路等の整備が不十分であったため、発生した土石流等が住宅に押し寄せた。 ・整備が完了したあるいは施工中であった砂防堰堤等が存在していた地区では、土砂捕捉により下流域の被害軽減に効果があった地域がある。

大規模 災害	災害名称	主な被害
豪雨	平成 27 年 9 月関東・東北に おける浸水被害 (9 月 7 日～11 日)	<p>【概要】 平成 27 年 9 月 10 日、台風 18 号の影響で、栃木県や茨城県の範囲に、線状降水帯が栃木・茨城の鬼怒川に沿った形で発生し、その影響で茨城県常総市では鬼怒川の堤防が決壊し、常総市内で約 40km²（市の 1/3）の地区が浸水した。また、翌日には、宮城県大崎市で渋井川の堤防が決壊し、広い範囲で浸水被害が発生した。これらの浸水によって、死者 8 名、床上床下浸水約 1 万 2 千棟、避難所での生活者約 2 千人を伴う大規模な被害となった。</p> <p>【主な被害】（H29.10.18 時点） 人的被害：死者 20 名、行方不明者 0 名、負傷者 82 名 建物被害：住家全壊 81 棟、半壊 7,090 棟、一部破損 384 棟、 床上浸水 2,523 棟、床下浸水 13,259 棟 公共建物 37 棟、その他 1,685 棟</p> <p>【被害の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地及び公共施設等の浸水長期化し、概ね解消するまでに 10 日を要した。 ・避難の遅れ等により多くの住民が孤立し、約 4,300 人が救助された。 ・鬼怒川では、河川の流下能力を上回る洪水となり、堤防決壊や溢水により多くの被害が発生した。 ・本川からの背水（バックウォーター現象）に伴う浸透による破堤が指摘されている。 ・常総市では、堤防決壊等に伴う氾濫により、市の約 1/3 の面積に相当する約 40 km²が浸水し、常総市役所も孤立した。 ・浸水想定区域に立地している常総市役所では、非常用電源が水没し、行政機能が麻痺する状況に陥った。 ・救命ボートによる千人以上の住民移送が必要となったことで、対応する職員が不足し、名簿作成等の対応ができずパニック状態となった。 ・住民への避難勧告が適時になされなかったことや情報伝達の不足などにより、多くの住民が避難できなかったことが指摘されている。 ・渋井川における河川情報が不明であったことで、住民の避難行動の遅れに繋がった。 ・浸水後の復旧作業では、床上浸水等による家材の廃棄処分が難航し、近隣の学校グラウンドに仮置きする状況となった。

大規模災害	災害名称	主な被害								
豪雨・暴風雨	平成 28 年 8 月 16 日～31 日の台風 7 号、11 号、9 号、10 号及び前線による大雨・暴風	<p>【概要】 平成 28 年 8 月 19 日に発生した台風 10 号は 8 月 30 日に暴風域を伴ったまま岩手県に上陸し、東北地方を通過して日本海に抜けた。これらの台風等の影響で、東日本から北日本を中心に大雨や暴風となり、特に北海道と岩手県では記録的な大雨となった。</p> <p>【台風 10 号による主な被害】 (H29. 11. 8 時点) 人的被害：死者 26 名、行方不明者 3 名、負傷者 14 名 建物被害：住家全壊 518 棟、半壊 2, 281 棟、一部破損 1, 174 棟、床上浸水 279 棟、床下浸水 1, 752 棟</p> <p>【被害の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県では小本川の増水・氾濫により、高齢者グループホーム施設内で入居者 9 名の死亡が確認された。入居者は要配慮者であり、避難準備情報の発令時に避難すべき段階であることが伝達できていなかった。 ・地形特性上、谷底平野に集落が点在する山間部では、中小規模な土石流による家屋被害の発生や、道路寸断や生活橋の流失により孤立集落が多数発生した。 <p>【国の対応】 国では「平成 28 年台風第 10 号被害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）」より、避難に関連する取組及び避難準備情報の名称変更を実施した。 「避難準備情報」の名称変更（平成 28 年 12 月 26 日公表）</p> <table border="0"> <tr> <td>[変更前]</td> <td>[変更後]</td> </tr> <tr> <td>避難準備情報</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>避難勧告</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>避難指示（緊急）</td> </tr> </table>	[変更前]	[変更後]	避難準備情報	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難勧告	避難指示	避難指示（緊急）
[変更前]	[変更後]									
避難準備情報	避難準備・高齢者等避難開始									
避難勧告	避難勧告									
避難指示	避難指示（緊急）									
豪雨・暴風雨	平成 29 年 7 月九州北部豪雨（7 月 6 日～9 日）	<p>【概要】 平成 29 年 7 月 5 日から 6 日にかけて、対馬海峡付近に停滞した梅雨前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込んだ影響等により、線状降水帯が形成・維持され、同じ場所で猛烈な雨を継続的に降らせたことから、九州北部地方で記録的な大雨となった。気象庁のレーダー解析（24 時間解析雨量）では、福岡県朝倉市で約 1, 000mm、大分県日田市で約 600mm の記録的な豪雨を観測した。</p> <p>【福岡県・大分県の主な被害】 (福岡県 H30. 8. 22 時点・大分県 H29. 8. 31 最終報) 人的被害：死者 40 名、行方不明者 2 名、重症者 13 名、軽傷者 12 名 建物被害：住家全壊 335 棟、半壊 1091 棟、一部損壊 44 棟、床上浸水 172 棟、床下浸水 1, 441 棟</p> <p>【被害の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録的な豪雨により多数の斜面崩壊が発生し、土砂とともに大量の流木が下流へと流れ出た。そのため、河道・道路の閉塞、河道閉塞による土砂ダムの形成、河川・ため池の浸食や崩壊などによる下流集落への被害が発生した。 ・道路や鉄道等の交通インフラは、流木の滞留に起因する橋脚の転倒や橋梁の流失など、機能不全となる被害が発生し、道路の寸断に伴い、山間地では多くの孤立集落が発生した。 ・家屋の倒壊・流出や浸水被害による災害廃棄物だけではなく、多量の流木が廃棄物として発生した。また、下流の有明湾や周防灘にも大量の流木などが漂流し、回収作業が実施された。 								

大規模 災害	災害名称	主な被害
豪雪	平成 30 年 2 月福井豪雪(2 月 3 日～8 日)	<p>【概要】 2 月 3 日から 8 日にかけて、日本付近は強い冬型の気圧配置となり、北日本から西日本にかけての日本海側を中心に断続的に雪が降り、福井県福井市では昭和 56 年の豪雪以来 37 年ぶりに積雪が 140 センチを超える大雪となった。</p> <p>【主な被害】 (H30. 3. 19 時点) 人的被害：死者 12 名、重傷者 26 名、軽傷者 95 名 ※道路立ち往生中の緊急搬送含む。 建物被害：住家 全壊 1 棟、半壊 4 棟、一部損壊 54 棟、 床下浸水 7 棟 非住家 半壊以上 80 棟</p> <p>【被害の特徴】 ・国道 8 号における車両の立ち往生（最大約 1,500 台）のほか、高速道路や国道、県市道等の通行止めが多数発生した。また、鉄道や路線バスも運休し、交通機能が麻痺した。 ・道路機能の麻痺により、スーパー・コンビニ等での食料品不足やガソリンスタンドの燃料不足が生じた。</p>
地震	平成 30 年大阪北部地震 6 月 18 日 7 時 58 分	<p>【概要】 平成 30 年 6 月 18 日の朝、大阪府北部を震源とする地震が発生し、大阪市北区や高槻市などの大阪府北部地域では震度 6 弱を観測した。 (震源) 大阪府北部 (北緯 34.8 度、東経 135.6 度) 深さ：13km (地震規模) マグニチュード 6.1 (暫定値)</p> <p>【主な被害】 ※ 人的被害：死者 6 名、重傷者 28 名、軽傷者 415 名 建物被害：住家 全壊 18 棟、半壊 517 棟、一部破損 57,787 棟 ※ 内閣府資料 (H30. 7. 5) から京都府 (7.17 時点) と大阪府 (11.2 時点) の被害を修正し集計</p> <p>【被害の特徴】 ・控え壁の無いブロック塀の崩落に巻き込まれ、死亡事故が発生した。 ・ガス管の破損により、1 週間程度ガスの供給が断られた地域があった他、老朽化した水道管が破損し、大規模な断水が発生した。 ・地震発生が通勤の時間帯であったため、大阪駅などでは電車の運行停止に伴う帰宅困難者が多く発生した。</p>

大規模災害	災害名称	主な被害
豪雨・暴風雨	平成30年7月豪雨 (7月6日～9日)	<p>【概要】 6月28日以降日本付近に停滞した前線や6月29日に発生した台風7号の影響により、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。6月28日～7月8日までの総降水量が四国地方で1800ミリ、東海地方で1200ミリを超えるところがあるなど、7月の月降水量平年値の2～4倍となる大雨となったところがあった。また、九州北部、四国、中国、近畿、東海、北海道地方の多くの観測地点で24、48、72時間降水量の値が観測史上第1位となるなど、広い範囲における長時間の記録的な大雨となった。</p> <p>【主な被害】 (H31.1.9時点) 人的被害：死者237名、行方不明者8名、負傷者433名 建物被害：住家全壊6,767棟、半壊11,243棟、一部損壊3,991棟 床上浸水7,173棟、床下浸水21,296棟</p> <p>【被害の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間の豪雨による河川堤防の決壊や氾濫により、各地で大規模な浸水被害が発生し、多くの死傷者や建物の全壊・床上浸水等、甚大な被害となった。特に、「バックウォーター現象」に伴う河川の氾濫や堤防決壊が広範囲で発生し、浸水から逃げ遅れにより、多数の死者を出した。 ・豪雨に伴い、各地で土砂崩れや土石流が発生し、広島県を中心に多くの住民が死傷した。また、広島市安芸区では、団地の山側にある砂防ダムが崩壊し、団地内の住宅が倒壊、多くの死傷者を出した。 ・愛媛県西予市及び大洲市では、上流ダムの緊急放流に伴い、下流地区の大規模な浸水被害が発生し、多数の死傷者が発生した。特に、ダム放流前の住民への情報伝達や避難指示の不備等が問題とされた。 ・豪雨に伴う農業用ため池の決壊により、女児が流され犠牲となった。堤防の決壊や法面の崩壊は各地で多く見られ、それに伴い住民への避難指示が発令された。 ・土砂崩れなどにより、各地で道路や鉄道の交通機関が機能停止する被害が発生し、復旧の目処が立っていない区間も発生した。 ・浸水による上水道施設の冠水や、土砂崩れによる水道管の破損など、多くの地域で断水が発生した。 ・広域の浸水被害や土砂災害により、被災地では大量のがれき・ごみが発生し、学校の校庭などに積み上げられ、衛生環境の悪化が懸念された。 ・断水や浸水、停電の被害を受けた医療施設は95施設にのぼった。特に、地区の中心的な医療機関である「まび記念病院（倉敷市真備町）」では浸水高さが3メートルを超え、自家発電設備が水没した他、取り残された入院患者や医療関係者、避難してきた近隣住民等の救助活動が必要となった。 ・広範囲に浸水した倉敷市真備町では死者51人のうち約8割の42人が1階部分で発見されたが、その多くは避難に困難が伴う高齢者や身障者であった。国は名簿に基づき、一人一人の支援役や避難手段を決めておく「個別計画」の策定を促しているが、倉敷市では未策定であった。 ・本県においても避難指示（緊急）、避難勧告の発令を行ったが、避難指示（緊急）・避難勧告が発令された市町全体の避難率は約0.7%（大雨特別警報が発令された市町に限れば約0.9%）と低く、自分は大丈夫だという思い込み（正常性バイアス）が働き、避難行動に繋がらなかったことも考えられる。

大規模 災害	災害名称	主な被害
地震	平成 30 年 北海道胆振東部地震 9 月 6 日 3 時 8 分	<p>【概要】 9 月 6 日 03 時 08 分、北海道胆振地方中東部を震源とする M6.7 の地震が発生し、北海道厚真町（あつまちょう）で震度 7、北海道安平町（あびらちょう）で震度 6 強、北海道千歳市で震度 6 弱を観測した。</p> <p>（震源）北海道胆振地方中東部 深さ 37km （地震規模）マグニチュード 6.7 （最大震度）震度 7 北海道厚真町</p> <p>【主な被害】（H30.10.29 時点） 人的被害：死者 41 名、負傷者 749 名 建物被害：住家 全壊 409 棟、住家半壊 1,262 棟、一部破損 8,463 棟</p> <p>【被害の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚真町では広範囲の土砂崩れにより、多数の住宅が倒壊し、死者が多く発生した。 ・札幌市清田区では火山灰による埋立地での液状化により、地盤沈下や建物被害を受けた。 ・地震により苫東厚真発電所の運転が停止し、その影響で北海道全域で停電となる「ブラックアウト」状態となった。 ・災害拠点病院 11 施設を含め、376 病院で停電が発生し、自家発電機で対応したものの、一部の病院では救急の受入や外来診療の継続が困難となった。また、断水の影響で透析患者を移送したケースも見られた。 ・地震の影響により、新千歳空港の閉鎖や JR 運休、高速道路の閉鎖など、交通機能が麻痺状態となった。 ・北海道全域の停電により信号機が機能しないため、手信号による対応が各地で必要となった。 ・停電により情報収集手段である携帯電話の充電ができなくなり、携帯各社の充電サービスへ多数の人々が訪れた。 ・電力供給停止により、食品等工場での操業停止や流通停止などサプライチェーン寸断による経済への影響が甚大であった。 ・停電や断水による宿泊施設の営業停止や交通機関の麻痺により、行き場を失った外国人観光客等への避難対応などの課題があった。 ・地震後、風評被害により宿泊施設へのキャンセルが相次ぎ、観光客の激減による甚大な観光被害を受けた。

大規模 災害	災害名称	主な被害
豪雨 ・ 暴風雨	平成 30 年 10 月台風 24 号 (9 月 28 日～10 月 1 日)	<p>【概要】 平成 30 年 9 月 28 日から 10 月 1 日にかけて台風 24 号が日本に接近・通過した。広い範囲で暴風、大雨、高波、高潮となり、特に南西諸島及び西日本・東日本の太平洋側を中心に、これまでの観測記録を更新する猛烈な風または非常に強い風を観測した所があったほか、紀伊半島などで過去の最高潮位を超える高潮を観測した所があった。</p> <p>雨については、9 月 28 日から 10 月 1 日までの総降水量が九州地方及び四国地方や東海地方で 400 ミリを超えたところや 9 月の月降水量平年値を超えたところがあった。これら暴風及び高波、高潮、大雨の影響で、航空機や船舶の欠航、鉄道の運休等の交通障害、断水や停電、電話の不通等ライフライン等への被害が発生した。</p> <p>【主な被害】 (R1. 8. 20 時点) 人的被害：死者 4 名、行方不明者 0 人、重傷者 26 名、 軽傷者 205 名 建物の被害：住家…全壊 62 棟、半壊 404 棟、一部損壊 9, 941 棟、 床上浸水 326 棟、床下浸水 1, 837 棟 非住家…公共 469 棟、その他 1, 238 棟 その他：土砂災害の発生、停電及び断水（医療機関含）、 通信停止、下水管路破損、マンホールポンプ機能停止 高速道路の被災、鉄道路線への土砂流入・倒木・盛土崩壊・ 亀裂、航空機の欠航</p> <p>【被害の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本列島を縦断し、全国規模で停電が発生した（約 180 万戸）。特に、静岡県西部での停電被害が甚大であった。 ・重要施設等での停電発生報告はなかったものの、高圧線断線・倒木等が原因で停電が発生した。 ・沖縄県では、停電によるバッテリー切れ等により、防災行政無線が停止した。 ・停電や伝送路損傷により、テレビ・ケーブルテレビ、ラジオが停波した。 ・静岡県、愛知県、沖縄県では、停電により人工透析への影響が生じた。 ・九州では、国管理河川の内水被害により、田畑が多数浸水した。 ・全国 15 府県 41 市町村において、最大 10, 111 戸の断水が発生した。 ・宮崎県、群馬県、愛知県、滋賀県、岡山県、鹿児島県では、水道管の破損による断水が発生した。

大規模災害	災害名称	主な被害
豪雨	令和元年 8 月佐賀豪雨 (8 月 26 日～29 日)	<p>【概要】 華中から九州南部を通過して日本の南にのびていた前線は、8 月 27 日に北上し、29 日にかけて対馬海峡付近から東日本に停滞した。また、この前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込んだ影響等により、東シナ海から九州北部地方にかけて発達した雨雲が次々と発生し、線状降水帯が形成・維持された。</p> <p>これにより、九州北部地方では 26 日から 29 日までの総降水量が長崎県平戸市で 626.5 ミリ、佐賀県唐津市で 533.0 ミリに達するなど、8 月の月降水量の平年値の 2 倍を超える大雨となったところがあった。特に、福岡県及び佐賀県では、3 時間及び 6 時間降水量が観測史上 1 位の値を更新する地域があるなど、記録的な大雨となった。</p> <p>【主な被害】 (R1. 12. 10 時点) 人的被害：死者 4 名、行方不明者 0 人、重傷者 1 名、軽傷者 1 名 建物の被害：住家…全壊 95 棟、半壊 882 棟、一部損壊 54 棟、 床上浸水 905 棟、床下浸水 4, 751 棟 非住家…公共 0 棟、その他 282 棟 その他：浸水による孤立の発生、鉄工所において危険物・油流出事故発生</p> <p>【被害の特徴】 ・佐賀県武雄市、多久市、小城市において、国管理河川（牛津川、武雄川、六角川）内水氾濫により約 1, 100 棟の家屋が床上浸水、約 1, 800 棟の家屋が床上浸水被害を生じた。 ・県管理河川においても、六角川支川が一部越水する等の被害が生じた。 ・河川内水・外水氾濫により、佐賀県では住民の孤立が発生した。 ・佐賀県内の鉄工所では、危険物・油の流出事故が 2 件発生。 ・佐賀県、長崎県、福岡県及び山口県内で配水管破裂・浄水場冠水による断水被害が生じた。 ・佐賀県では、病院 1 階部の床上浸水が生じた。その他薬局においても床下・床上浸水被害が佐賀県及び福岡県で 63 件発生した。 ・佐賀県、福岡県ではため池 44 箇所法崩れ等の被害が生じた。</p>
豪雨・暴風雨	令和元年 9 月台風 15 号 (令和元年房総半島台風) (9 月 7 日～9 日)	<p>【概要】 台風第 15 号は、7 日から 8 日にかけて小笠原近海から伊豆諸島付近を北上し、9 日 3 時前に三浦半島付近を通過して東京湾を進み、5 時前に強い勢力で千葉市付近に上陸した。その後、9 日朝には茨城県沖に抜け、日本の東海上を北東に進んだ。</p> <p>台風の接近・通過に伴い、伊豆諸島や関東地方南部を中心に猛烈な風、猛烈な雨となった。特に、千葉市で最大風速 35.9 メートル、最大瞬間風速 57.5 メートルを観測するなど、多くの地点で観測史上 1 位の最大風速や最大瞬間風速を観測する記録的な暴風となった。</p> <p>【主な被害】 (R1. 12. 5 時点) 人的被害：死者 1 名、行方不明者 0 人、重傷者 13 名、 軽傷者 137 名 建物の被害：住家…全壊 342 棟、半壊 3, 927 棟、 一部損壊 70, 397 棟、床上浸水 127 棟、 床下浸水 118 棟 非住家…公共 0 棟、その他 1, 459 棟</p>

大規模災害	災害名称	主な被害
豪雨・暴風雨	令和元年9月台風15号 (令和元年房総半島台風) (9月7日～9日)	<p>その他：土砂災害の発生、停電（医療機関含）、通信停止、鉄道の運休、航空機の欠航</p> <p>《茨城県》日本原子力研究開発機構大洗研究所敷地内の冷却塔が倒壊（負傷者なし、環境への影響なし）</p> <p>《千葉県》君津市の石油コンビナート（日本製鉄（株）君津製鉄所）で燃焼放散塔が倒壊（負傷者なし。危険物の流出なし）</p> <p>【被害の特徴】</p> <p>①広域での大規模な停電・断水被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風第15号に伴う暴風雨・飛来物により配電設備の故障等が生じ、ピーク時（9月9日）には約934,900戸で電力供給に支障が生じた。 ・千葉県、東京都、静岡県では、停電による断水が発生した。 <p>②広範囲・長期間の通信障害の発生</p> <p>強風による倒木等の影響により電柱の倒壊、通信線の断線等が多数発生するとともに、停電が長期間に及んだため、携帯電話基地局等における非常用電源が維持できない等の理由により、千葉県をはじめとして通信障害が広範囲・長期間にわたり発生した。</p>
豪雨・暴風雨	令和元年10月台風19号 (令和元年東日本台風) (10月12日～13日)	<p>【概要】</p> <p>台風第19号は12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13日未明に東北地方の東海上に抜けた。台風本体の発達した雨雲や台風周辺の湿った空気の影響で、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。</p> <p>東京都江戸川臨海では観測史上1位の値を超える最大瞬間風速43.8メートルを観測するなど、関東地方の7か所で最大瞬間風速40メートルを超える暴風となったほか、東日本から北日本にかけての広い範囲で非常に強い風を観測した。また、12日には千葉県市原市で竜巻とみられる突風が発生した。</p> <p>【主な被害】（R2.4.10時点）</p> <p>人的被害：死者104名、行方不明者3人、重傷者43名、軽傷者341名</p> <p>建物の被害：住家…全壊3,308棟、半壊30,024棟、一部損壊37,320棟、床上浸水8,129棟、床下浸水22,892棟、非住家…公共187棟、その他13,784棟</p> <p>その他：土砂災害の発生、孤立集落の発生（土砂崩壊、道路陥落、浸水）、停電、断水、通信停止、下水処理場の浸水、ポンプ場の浸水、管渠・マンホールポンプの被災</p> <p>《神奈川県》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市のコンビナート（日本合成アルコール（株）川崎工場）において、強風により製造施設の配管が破損し、エタノール約600リットル漏洩。 ・川崎市のコンビナート（花王（株）川崎工場）で強風により変圧器が破損し、絶縁油470リットル漏洩。 ・横浜市のコンビナート（JXTG エネルギー（株）根岸製油所）において、護岸沿いに設置された流出油等防止堤が3カ所にわたり破損。

大規模 災害	災害名称	主な被害
豪雨 ・ 暴風雨	令和元年 10 月台風 19 号 (令和元年東日本台風) (10 月 12 日～13 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市のコンビナート（JXTG エネルギー（株）横浜製造所）において、降雨の影響によるドレーンからの逆流により、タンクの浮き屋根上及び側溝に油が約 4 リットル漏洩。（施設外への漏洩なし） ・ 川崎市のコンビナート（東芝エネルギーシステムズ（株）浜川崎工場）の作業所建屋内の電気ブレーカーに雨水が入り込み出火。 <p>【被害の特徴】</p> <p>①大規模・広域での浸水被害の発生 広い範囲で記録的な大雨となり、関東・東北地方を中心に計 140 箇所です堤防が決壊するなど、河川が氾濫し、国管理河川だけでも約 25,000ha が浸水した。 信濃川水系千曲川（長野県長野市）では、堤防の決壊等により約 1,360ha が浸水した。また、荒川水系越辺川・都幾川（埼玉県川越市ほか）や阿武隈川系阿武隈川（福島県須賀川市ほか）、久慈川水系久慈川・里川（茨城県常陸大宮市ほか）においても堤防の決壊等により広範囲で浸水被害が発生した。</p> <p>②事前放流・予備放流の実施 令和元年台風第 19 号において、国土交通省所管ダムでは、146 ダムで洪水調節が実施され、6 ダムについては、洪水調節容量を使い切る見込みとなり、ダムへの流入量と放流量を同程度とする異常洪水時防災操作へ移行した。また、45 ダムで事前の水位の低下を実施した。</p> <p>③北陸新幹線車両基地の浸水被害 信濃川水系千曲川が長野市増穂地先で決壊。浸水区域内にある北陸新幹線の車両基地にあった新幹線線の車両 10 編成（1 編成 12 両）が浸水したため、北陸新幹線のダイヤは長期間に渡り影響が出た。 ※全国の新幹線車両基地など 28 カ所のうち、16 カ所が浸水想定区域内に位置している。</p> <p>④都市部における浸水被害 台風第 19 号では、広範囲で内水氾濫等が発生。多摩川沿いの JR 武蔵小杉駅前では広範囲で浸水が発生した。浸水は駅構内にも及び、自動改札機が水没するなどの被害が発生した。 また、浸水区域内のタワーマンションの一部では、電源設備が浸水したことにより、一週間以上電気や水道が途絶え、施設等の耐水化が課題となった。</p> <p>⑤土砂災害の広域・同時発生 東日本を中心に 20 都県にわたって 950 件を超える土砂災害が発生した。このうち 8 県において、40 件以上の土砂災害が発生しており、被害が広範にわたった。 昭和 57 年以降記録の残る台風により発生した土砂災害の中で最大の発生件数となった。土砂災害が 100 件以上発生した台風（過去 10 年）における平均値を大きく超過した。</p> <p>⑥大規模な停電の発生 倒木・飛来物等による配電設備の故障が原因で、全国で最大 521,540 戸（10 月 13 日時点）で停電が発生した。</p>

大規模 災害	災害名称	主な被害
豪雨	令和2年7月豪雨 (梅雨前線による大雨) (7月3日~31日)	<p>【概要】 7月3日から9日にかけて、梅雨前線が同じような場所に停滞し、暖かく湿った空気が流れ込み続けたため、西日本から東日本にかけての広い範囲で大雨となった。特に、7月4日に大雨特別警報を熊本県、鹿児島県に、6日に福岡県、佐賀県、長崎県に、8日に岐阜県、長野県に発表するなど、これらの県では記録的な大雨となった。</p> <p>九州では、3日から8日かけて線状降水帯が多数発生し、総降水量に対する線状降水帯による降水量の割合が高く、70%を超えた所もある。</p> <p>その後も前線は本州付近に停滞し、西日本から東北地方の広い範囲で雨の降る日が多く、特に13日から14日にかけて中国地方を中心に、26日から29日にかけて東北地方を中心に大雨となった。</p> <p>これらの大雨により、大分県日田市で24時間雨量が500ミリ、48時間雨量が800ミリに迫るなど、九州北部地方、東海地方、東北地方を中心に、多くの地点で観測史上1位となる雨量を観測した。</p> <p>【主な被害】 (R2. 8. 4 時点) 人的被害：死者82名、行方不明者4人、 重傷者7名、軽傷者21名 建物の被害：住家…全壊272棟、半壊579棟、一部損壊914棟、 床上浸水7,756棟、床下浸水8,377棟 その他：土砂災害の発生、河川越水被害、停電(医療機関含)、断水、 通信停止、浸水による孤立の発生、鉄道路線への土砂流入・橋梁流出・電気設備損傷、LPガスボンベの喪失・流出、下水処理場の浸水、ポンプ場の浸水、管渠・マンホールポンプの被災、ごみ処理施設・し尿施設の稼働停止</p> <p>【被害の特徴】 ①防災行政無線の停止 熊本県の一部で、浸水等による故障のため、防災行政無線が停止中である。</p> <p>②危険物(ガス・農薬等)の流出 ・大分県日田市内でLPガス容器20kg(工食用)×2本が筑後川水系に流出した。 ・佐賀県藤津郡太良町の養鶏場が土砂で倒壊し、鶏暖房用のLPガスの容器50kg×72本が埋没した。 ・4日午前中に天草市のLPガス充填所において、崖崩れにより配管の一部が損傷し、ガスが漏えいした。 ・大分県日田市のJA倉庫が損壊し、保管していた農薬976品目(計674kg)が流出し、一部が珍珠川に流出した。県保健所と農協により関係機関への注意喚起等が実施中である(7月10日)。その後、農薬について約3分の2の品目を回収済みで、周辺からの被害報告は無い(7月13日)。</p> <p>③福祉施設・児童関係施設の浸水 ・熊本県球磨村の特別養護老人ホーム千寿園で、浸水被害があり、14人が死亡、残り51人が救助され、病院に搬送された。 ・福岡県、熊本県、大分県、山形県の児童関係施設等で浸水被害が発生した(人的被害は無し)。</p>

大規模災害	災害名称	主な被害
豪雨	令和2年7月豪雨 (梅雨前線による大雨) (7月3日~31日)	<p>【被害の特徴：特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況下での影響】</p> <p>①応援派遣従事者が新型コロナウイルスに感染 7月8日から12日までの期間、熊本県に応援派遣されていた香川県高松市の職員が、派遣終了後に高松市が実施したPCR検査で、新型コロナウイルスに感染していることが判明した。</p> <p>②避難所避難者への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所では、感染拡大防止のための「3密」（密閉、密集、密接）を避けるのは難しい環境にある。また、1,500人収容できる避難場所では、最大670人と制限を設けたが、7月6日時点で638人が避難するなど収容可能者数に余裕がない状況にある。通常より収容人数を制限し、ほかの避難所へ移動を促したケースもあった。 ・感染を心配し、車中泊を希望する人もいる。避難者の把握のため受け付けはしてもらい、エコノミークラス症候群に注意するようチラシも配布した事例もある。 ・熊本県八代市の避難所では、世帯ごとに区切るパーテーションが設置され、避難してきた住民はマスクを着用し、手洗いや消毒を頻繁にしている。 ・熊本県人吉市の避難所では、新型コロナウイルス対策としてドアを開け放ち、換気の徹底がなされている。 ・避難所に駆け付けるはずの市職員が来なかった場所もあり、参集する職員の仕組みが十分に整っていなかった。 ・福田南中（同市福田町古新田）ではコロナ対策として、避難者一人一人に職員が非接触型の体温計で検温。熱がある人のために別室も確保した。 ・新型コロナウイルス感染症により高齢者は重症化しやすいことを考慮し、高齢者施設の避難所使用を施設側から断った場所がある。 ・避難所受付において、新たに問診票を作成し、「PCR検査後、自宅で待機中または濃厚接触者で健康観察中だったか?」「発熱が現在あるか?」などの5項目を問い、検温なども実施した避難所があった。一方で、検温など必要な対策に手が回らなかった避難所もあった。 <p>③避難所と保健所の連携について 体調の悪い人は別室にするなどの対策がなされている。しかし、感染が疑わしい人が出れば保健所へ連絡する必要があるが、固定電話が繋がらないなどの状況にある。</p> <p>④医療従事者の確保 感染症対策では経路の特定や感染者の隔離が重要となり、大規模災害では医療従事者の確保が行政だけでは困難だという意見が出た。</p> <p>⑤感染者の避難について 新型コロナウイルスの自宅療養者の災害時の避難について、具体的な場所や移動手段等の明確な対応指針がない。（指定避難所の利用は難しい）</p> <p>⑥ボランティア活動について 長野県災害時支援ネットワークは、ボランティア活動の「自粛」を要請した。</p>

大規模 災害	災害名称	主な被害
土砂 災害	令和3年熱海市伊豆山地区土砂災害 (7月3日)	<p>【概要】 令和3年7月3日、熱海市伊豆山地区において発生した土石流は、逢初川の源頭部（海岸から約2km上流、標高約390m地点）から逢初川に沿って流下した。 この土石流により被災した範囲は、延長約1km、最大幅約120mにわたり、多くの人的・物的被害が発生した。</p> <p>【主な被害】 令和5年2月10日 消防庁報告 人的被害：死者：28名（うち、災害関連死：1名） 中等症：3名 ※重傷者1名、軽傷者2名 住宅被害：全壊：53棟、半壊：11棟、一部損壊：34棟</p>
地震	令和6年能登半島地震 (1月1日)	<p>【概要】 令和6年能登半島地震は、石川県能登地方において1月1日16時頃に発生した深さ16kmの北西-南東方向に圧力軸を持つ逆断層型の地震（マグニチュード7.6）である。石川県輪島市、志賀町では震度7を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度6～1を観測した。</p> <p>【本震】 （震源）石川県能登地方 （地震規模）マグニチュード7.6 （最大震度）震度7 石川県輪島市、志賀町</p> <p>【主な被害】（R6.7.30時点） 人的被害：死者299名（うち災害関連死70名）、重傷者350名、軽傷者977名 建物被害：住家全壊6,227棟、半壊20,589棟、一部破損96,258棟 非住家 公共建物被害125棟、その他被害33,302棟</p> <p>【被害の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数の住家被害が発生した。また、震源から離れた地域においても液状化による住家被害が多く発生した。 ・本地震発生直後に、輪島市朝市通り周辺において大規模な火災が発生し、焼損棟数約240棟、焼失面積約49,000㎡に及ぶ被害が発生した。 ・大規模な土砂崩壊等により道路が寸断され、最大で約3,300名が孤立するなど、孤立地域が広範囲にわたり多数発生した。 ・能登半島北部6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）において、発災前と比較して最大約7割～8割のエリアで通信の支障が発生するなど、広範囲で通信が断絶した。 ・上下水道が大きな被害を受け、長期にわたって断水が継続した。これに伴い、避難所等における避難生活が長期化するとともに、生活用水の確保が課題となった。

大規模災害	災害名称	主な被害
豪雨	令和6年奥能登豪雨 (9月21日)	<p>【概要】 令和6年9月21日線状降水帯の発生により、輪島市、能登町では、時間に100mm以上の大雨が降り、石川県で初めて大雨特別警報が発表された。 県内では、29河川において、氾濫等による浸水被害が発生。町野川で2か所の堤防決壊、河原田川で海岸浸食を確認した。 また、62箇所で土砂災害が発生した。</p> <p>【主な被害】 人的被害：死者19名（うち災害関連死3名） 負傷者47名（重傷2名、軽傷45名） 住家被害：全壊82棟、半壊659棟、一部損壊159等 床上浸水74棟、床下浸水928棟</p> <p>【被害の特徴】 ・豪雨により、災害で9市町、108箇所の避難所が開設され、約1,500人が避難した。 ・同年発生した能登半島地震の教訓を活かし、国、県、通信キャリア間で迅速に情報を共有することで、発災時の通信の確保に即応できた。 （その後、県と通信事業者との包括連携協定の締結につながる） ・ケーブルテレビについて、 ①被害状況の把握、復旧作業に時間を要した ②住民への情報提供手段として、防災行政無線ではなく、ケーブルテレビ網を利用した屋外拡声器の運用を想定していた為、停電や断線の影響で利用できなかった等の課題があった。 ・臨時災害放送局については開局されなかった</p>
林野火災	令和7年岩手県大船渡市 林野火災 (2月26日)	<p>【概要】 令和7年2月26日に大船渡市赤崎町地内で発生した火災は短時間に広範囲に延焼拡大し、約3,370haの範囲に延焼し、死者1名のほか226棟の建物に被害を生じた。 この火災の前、2月19日には大船渡市三陸町綾里地内で林野火災が発生している（2月25日15時05分鎮圧、4月7日17時30分鎮火。焼損面積：約324haの範囲に焼損地点が点在）。 また、2月25日には大船渡市に隣接する陸前高田市小友町地内でも林野火災が発生している（2月26日12時00分鎮圧、3月11日10時30分鎮火：焼損面積約8ha）</p> <p>【主な被害】 延焼範囲(19日からの火災の延焼範囲を除く。)：約3,370 ha 人的被害：死者1人（男性90代） 住家・非住家被害：住家87棟（全壊54棟、全壊以外33棟） 非住家135棟（全壊121棟、全壊以外14棟） （4月15日17時00分現在大船渡市発表）</p> <p>【災害の特徴】 1 気象、地形など複数の要因が重なり合った条件下での大規模林野火災 2 短時間で広範囲に拡大した大規模林野火災 3 多様な技術を活用した消火活動が求められた大規模林野火災</p>

大規模災害	災害名称	主な被害
事故	令和7年埼玉県八潮市における道路陥没事故 (1月28日)	<p>【概要】</p> <p>発生日時：令和7年1月28日（火）午前10時頃 発生場所：八潮市中央一丁目地内 県道松戸草加線（中央一丁目交差点内） 陥没規模：幅約40メートル、深さ最大約15メートル 事故原因：調査中（流域下水道管の破損に起因するもの） 下水道管：管径4.75m、昭和58年整備（経過年数42年） （令和7年4月15日時点）</p> <p>【事故の原因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初に発生した陥没穴は、下水道管の直上で発生した。 ・陥没深さより深い地下埋設物は下水道管のみであり、かつ土砂を引き込む可能性のあるほかの要因（他の地下工事、坑道跡、自然生成の水みち）は確認できない。 <p>上記より、道路陥没は、埼玉県が管理する中川流域下水道の硫化水素によって腐食した下水道管に起因するものであると考えられる。 （八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会 中間取りまとめ）</p>

(4) 想定する大規模自然災害の特定

上記を踏まえ、本市で想定される大規模自然災害を以下のとおりに特定する。

県内において想定する自然災害リスク

大規模災害	大規模自然災害による起きてはならない事象	想定するリスク
① 地震	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅等の倒壊や火災による死傷者の発生 ・住宅密集市街地における火災の延焼 ・インフラ機能停止による避難、復旧の難航 ・文化財の被災、修復の難航 	<p>鳥取県地震防災調査研究委員会が平成30年3月に設定した断層による最大規模の地震動</p> <p>○参考とする過去の事象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和18年鳥取地震 ・平成12年鳥取県西部地震 ・平成28年熊本地震 ・平成28年鳥取県中部地震 ・令和6年能登半島地震 <p>○対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動等による減災対策（ソフト） ・インフラ、防災拠点、住宅等の耐震化による防災対策（ハード）
② 津波	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の倒壊・流出等による死傷者の発生 ・広範囲な浸水による都市機能の停止 ・流出がれき等の散乱堆積による復旧長期化 	<p>鳥取県地震防災調査研究委員会（津波浸水想定部会）が平成30年3月に公表した海岸堤防を越える最大規模の津波</p> <p>○参考とする過去の事象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年東日本大震災 ・平成26年国提示の津波断層モデルによる解析と被害想定 <p>○対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動等による減災対策（ソフト） ・海岸施設整備等による防災対策（ハード） <p>※最大規模の津波より発生頻度が高く、津波高の低いもの</p>

大規模災害	大規模自然災害による起きてはならない事象	想定するリスク
③ 豪雨・ 暴風雨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豪雨による河川の氾濫、建物の倒壊や流出による死傷者の発生 ・ 低平地の排水機能停止による長期間の冠水による経済活動の停滞 	<p>これまでの気象統計に基づいて想定し得る最大規模の豪雨</p> <p>○参考とする過去の事象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和62年台風19号（県中部） ・ 平成23年台風12号（県西部） ・ 平成28年台風10号豪雨（岩手県） ・ 平成29年7月九州北部豪雨 ・ 平成30年7月豪雨（岡山県・愛媛県以外） ・ 平成30年台風24号（静岡県以外） ・ 令和元年8月（佐賀豪雨） ・ 令和元年台風15号（令和元年房総半島台風） ・ 令和元年台風19号（令和元年東日本台風） ・ 令和2年7月豪雨（熊本県外） ・ 令和2年9月豪雨（県東部） ・ 令和3年7、8月豪雨（県東部） ・ 令和5年台風7号（県東中部） <p>○対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハザードマップや降雨、河川水位等に基づく避難行動等による減災対策（ソフト） ※河川整備の計画規模を超える豪雨 ・ 流域治水への転換を推進し、河川整備によるはん濫防止等の防災対策（ハード） <p>※河川整備の計画規模の豪雨</p>
④ 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土石流、崖崩れ等による死傷者の発生、住宅の倒壊 ・ 交通物流の寸断による孤立集落の発生 	<p>時間80mm以上の『猛烈な雨』等を伴う短期的・局地的豪雨</p> <p>○参考とする過去の事象と対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和62年台風19号（県中部） ・ 平成19年豪雨（若桜町、琴浦町） ・ 平成28年台風10号豪雨 ・ 平成29年7月九州北部豪雨 ・ 平成30年7月豪雨 ・ 平成30年台風24号 ・ 令和元年台風19号（令和元年東日本台風） ・ 令和2年9月豪雨 ・ 令和3年7、8月豪雨 ・ 令和5年台風7号 <p>○対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハザードマップや降雨等に基づく警戒避難行動、土砂災害防止法に基づく土地利用規制等による減災対策（ソフト） ・ 土砂災害防止施設整備による「崖崩れ」「土石流」「地すべり」の防止（ハード）

大規模災害	大規模自然災害による起きてはならない事象	想定するリスク
⑤ 豪雪・ 暴風雪	<ul style="list-style-type: none"> ・雪崩や建物倒壊による死傷者の発生 ・幹線の物流寸断による経済活動の停滞 ・積雪による迂回路がない集落の孤立化 	<ul style="list-style-type: none"> ○参考とする過去の事象 <ul style="list-style-type: none"> ・昭和59年豪雪 ・平成23年豪雪 ・平成29年豪雪 ・令和2年12月豪雪 ・令和5年1月豪雪 ○過去の事象を踏まえた方向等 <ul style="list-style-type: none"> ・積雪状況に応じた避難行動、電柱倒壊時における中電・NTT等の連携強化等（ソフト） ・交通・物流ネットワーク確保のための関係機関が連携した除雪（ハード）
⑥ 渇水	<ul style="list-style-type: none"> ・渇水による用水供給の停止 	<ul style="list-style-type: none"> ○参考とする過去の事象 <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年～令和元年間の日野川流域渇水に伴う取水制限 ・令和元年8月殿ダム渇水に伴う取水制限 ○対応等 <ul style="list-style-type: none"> ・上水道の耐震化及び農業水利施設の保全整備等（ハード）
⑦ 林野 火災	<ul style="list-style-type: none"> ・林野火災による森林の荒廃 ・火災による周辺への被害 	<ul style="list-style-type: none"> ○参考とする過去の事象 <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年岩手県大船渡市林野火災（岩手県） ○対応等 <ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページや広報誌、ポスター等による林野火災防止に関する注意喚起等の啓発活動（ソフト） ・林野火災を想定した訓練の実施（ソフト） ・簡易水槽等の資機材整備の促進（ソフト）

県外における想定する自然災害リスク

大規模災害	大規模自然災害による起きてはならない事象	想定するリスク
⑧ 南海トラフ地震	<ul style="list-style-type: none"> ・西日本にわたる広域的な被害 ・多数の死傷者、建物の倒壊流出等、多大な経済損失 ・被災地への復旧支援の遅延 ・太平洋側の社会経済システムのバックアップ機能の喪失 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年3月に中央防災会議が最終報告した地震・津波規模（南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）

南海トラフ地震による災害

国の中央防災会議では、今後発生が予想される南海トラフ地震について、平成23年東北地方太平洋沖地震等を踏まえ、被害想定を実施した。そこで示された想定断層及び地震動予測結果を以下に示す。

南海トラフ巨大地震の被害想定

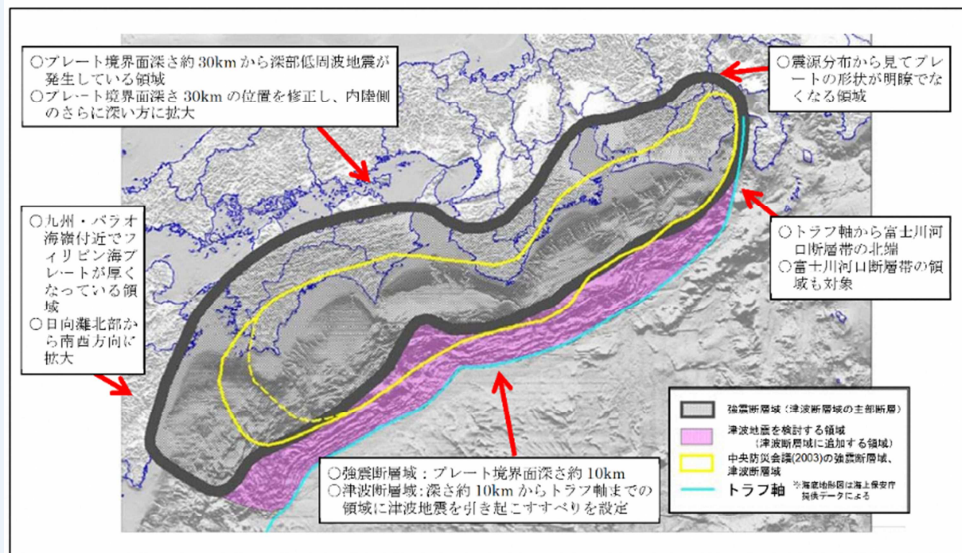


図1 南海トラフ巨大地震の想定震源断層域

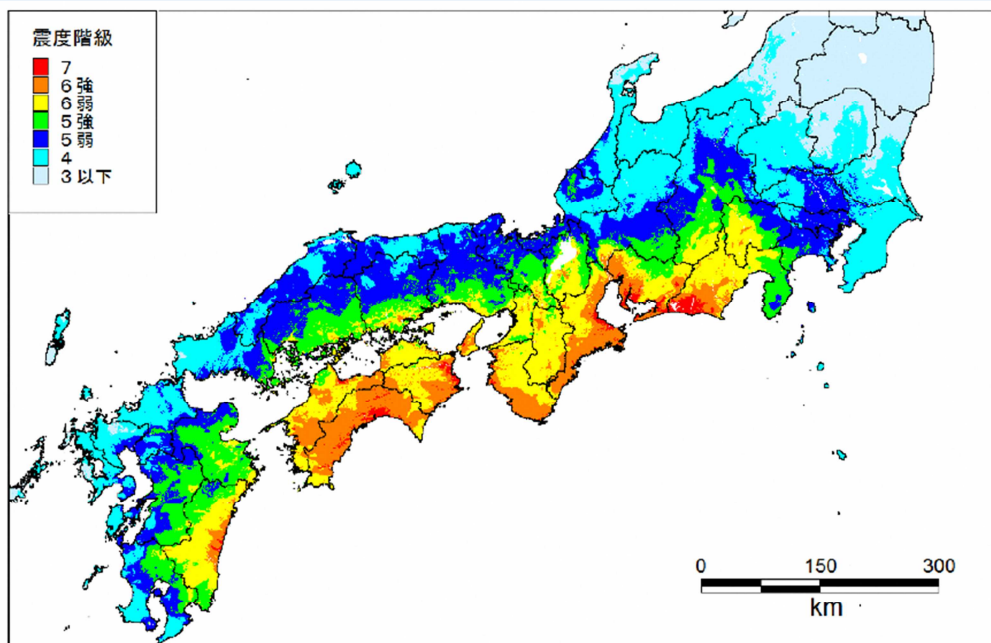


図5（下） 陸側ケースの震度分布

南海トラフ地震による被害想定結果は以下のとおりである。

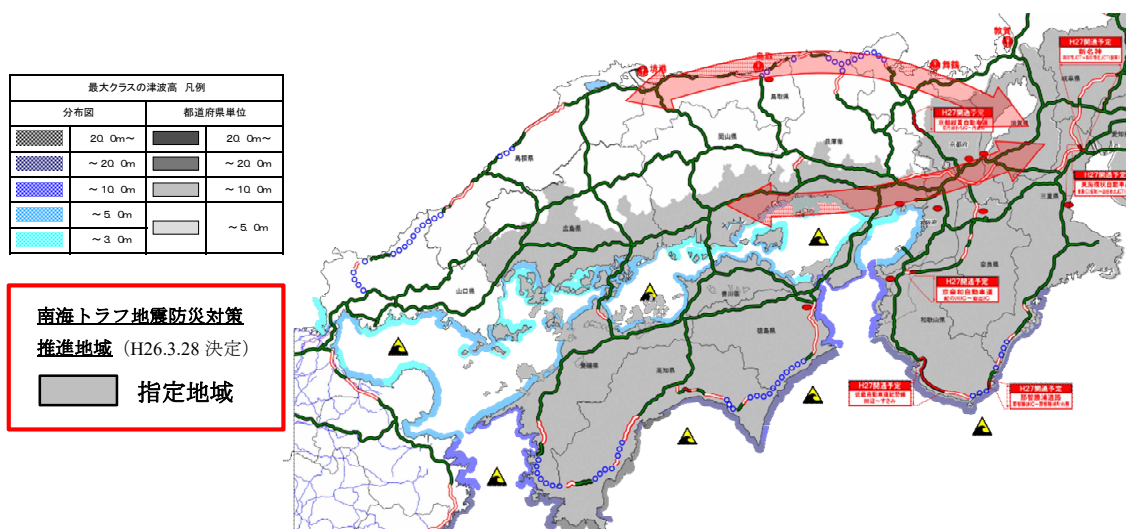
(鳥取県全域) 震度5強～5弱の揺れ

(全国の被害) 四国地方が大きく被災するケース

地震動ケース(陸側) 津波ケース(ケース④)

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
揺れによる全壊		約 1,071,000 棟		
液状化による全壊		約 119,000 棟		
津波による全壊		約 144,000 棟		
急傾斜地崩壊による全壊		約 6,600 棟		
地震火災による焼失	平均風速	約 128,000 棟	約 153,000 棟	約 657,000 棟
	風速8m/s	約 161,000 棟	約 192,000 棟	約 728,000 棟
全壊及び焼失棟数合計	平均風速	約 1,468,000 棟	約 1,493,000 棟	約 1,997,000 棟
	風速8m/s	約 1,501,000 棟	約 1,532,000 棟	約 2,069,000 棟
ブロック塀等転倒数		約 858,000 件		
自動販売機転倒数		約 16,000 件		
屋外落下物が発生する建物数		約 701,000 棟		

出典：南海トラフ巨大地震の被害想定について（建物被害・人的被害）（再計算） 内閣府政策統括官（防災担当）令和元年6月



南海トラフ地震防災対策推進指定地域及び津波高

(本計画で想定する大規模自然災害：南海トラフ地震)

南海トラフ地震は、H25年5月に中央防災会議が最終報告した津波規模を基本に、令和元年6月に再計算された被害（施設等の被害・経済的な被害）を想定する。

西日本の太平洋側における被害が甚大であり、被災地への支援や太平洋側における社会経済システムのバックアップ機能としての役割が求められる。

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

大規模自然災害に対して、8つの「事前に備えるべき目標」を脅かす「起きてはならない最悪の事態」について設定する。ここでは、国の基本計画で設定されている35の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、米子市の地形・地質的特性、気候的特性及び災害履歴を踏まえ、30の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（30項目）
I 人命の保護が最大限図られること II 米子市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV 迅速な復旧・復興	1 直接死を最大限防ぐ（人命の保護）	1-1 地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生（住宅密集地及び不特定多数施設を含む。）
		1-2 津波・高潮による死傷者の発生
		1-3 ゲリラ豪雨等による市街地の浸水
		1-4 土砂災害等による死傷者の発生
		1-5 豪雪・暴風雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6 林野火災の延焼により、周辺住家等の被害による死傷者の発生
		1-7 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による死傷者の発生
	2 救助・救援、医療活動等の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止	2-1 被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止（避難所の運営及び帰宅困難者対策を含む。）
		2-2 長期にわたる孤立集落等の発生（豪雪による孤立等を含む。）
		2-3 救助・救援活動等の機能停止（絶対的不足、エネルギー供給の途絶等）
		2-4 保健・医療・福祉機能のまひ（絶対的不足、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶等）
		2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3 行政機能の確保	3-1 行政機関の機能不全
	4 情報通信機能の確保	4-1 情報通信機能のまひ・長期停止
	5 地域経済活動の維持	5-1 地域競争力の低下、市内経済への影響（サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止、金融サービス機能の停止、重要産業施設の損壊等）
		5-2 交通インフラネットワークの機能停止
		5-3 食料等の安定供給の停滞
		5-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	6 ライフラインの確保及び早期復旧	6-1 電力供給ネットワーク等機能停止（発電電所、送配電設備、石油・ガスサプライチェーン等）
		6-2 上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止（用水供給の途絶及び汚水流出対策を含む。）
		6-3 地域交通ネットワークが分断する事態（豪雪による分断を含む。）
	7 二次災害の防止	7-1 大規模火災や広域複合災害の発生
		7-2 ため池等の損傷・機能不全による二次災害の発生（農地・森林等の荒廃による被害を含む。）
		7-3 有害物質の大規模拡散・流出
		7-4 風評被害等による市内経済等への甚大な影響
	8 迅速な復旧・従前より強靱な姿での復興	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2 復旧・復興を担う人材等の不足や自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5 長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

30の「起きてはならない最悪の事態」のそれぞれに対する「被害の様相」を以下に示す。

基本目標	事前に備えるべき目標	災害事象	被害の様相	
I 人命の保護が最大限図られること	1 直接死を最大限防ぐ（人命保護）	地震	1-1	地震による住宅等の倒壊や火災による死傷者の発生 住宅密集市街地における火災の延焼
		津波	1-2	津波による死傷者の発生や建物の倒壊・流出
		豪雨	1-3	ゲリラ豪雨等による河川氾濫や排水機能停止による浸水被害
		土砂	1-4	土石流、崖崩れ、地滑りに伴う死傷者の発生、住宅の倒壊
		豪雪	1-5	雪崩や建物倒壊に伴う死傷者の発生 交通まひや孤立集落の発生
		全般	1-6	林野火災の延焼により、周辺住家等の被害による死傷者の発生
		全般	1-7	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生
II 米子市市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	2 救助・救援、医療活動等の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止	全般	2-1	物資供給ルート途絶による支援物資の供給停止
		全般	2-2	道路寸断に伴う孤立集落の発生
		全般	2-3	救助・救援車両への燃料供給の途絶に伴う活動停止
		全般	2-4	停電による医療機関等の機能停止
		全般	2-5	避難所における疫病・感染症の発生と拡大
3 行政機能の確保	全般	3-1	職員の参集困難に伴う初動対応の低下、行政機能の停止	
4 情報通信機能の確保	全般	4-1	停電や施設被害による情報通信機能の停止	
III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5 地域経済活動の維持	全般	5-1	被災企業における業務の停止 サプライチェーンの構成企業間における業務継続困難
		全般	5-2	交通インフラの被災による物流の途絶
		全般	5-3	物流の途絶による食料品等の供給不足
		全般	5-4	異常渇水による用水供給の停止
6 ライフラインの確保及び早期復旧	全般	6-1	発電所の被災や送電線の分断などによる電力供給の停止 上水道施設の被災による用水供給の停止	
	全般	6-2	下水道施設の被災によるトイレ使用不可、衛生環境の悪化	
	全般	6-3	交通関連施設被害による交通ネットワークの分断	
IV 迅速な復旧・復興	7 二次災害の防止	地震	7-1	延焼拡大による市街地の大規模火災の発生 沿道建築物の倒壊による道路閉塞とこれに伴う交通支障の発生
		地震 豪雨	7-2	ため池等の決壊による下流域への被害の発生
		全般	7-3	有害物質の拡散・流出による被害の発生
		全般	7-4	農業や観光に影響を及ぼす風評被害の発生
8 迅速な復旧・従前より強靱な姿での復興	全般	8-1	災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅れ	
	全般	8-2	建設業関連など人材の不足による復旧・復興の遅れ	
	全般	8-3	貴重な文化財等の損失発生 長期避難生活による地域コミュニティの崩壊	
	全般	8-4	緊急輸送道路の損壊等による復旧・復興活動の遅れ	
	津波 豪雨	8-5	液状化や地盤沈下の場所への津波の襲来による長期間の浸水	

3 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」に陥らないために必要な多数の施策を念頭に、これらが属するものとして「個別施策分野」を設定する。また、各目的の早期の実現、多面的な視点からのアプローチを図るため、施策同士を効率的・効果的に組み合わせる「横断的分野」を設定する。

【個別施策分野】

- ① 行政機能分野
- ② 住環境分野（住宅・都市 環境）
- ③ 保健医療・福祉分野
- ④ 産業分野（エネルギー 金融 情報通信 産業構造 農林水産）
- ⑤ 国土保全・交通分野（交通・物流 国土保全 土地利用）

【横断的分野】

- ① リスクコミュニケーション分野
- ② 老朽化対策分野
- ③ 人口減少対策分野
- ④ 人材育成分野
- ⑤ 官民連携分野
- ⑥ デジタル活用分野

V 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

(1) 脆弱性評価の意義

大規模自然災害等に対する脆弱性を評価することは、米子市の強靱化に関する施策を策定し、推進する上での必要不可欠なプロセスである。

※基本法第9条第5号

「国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと」

米子市の脆弱性を評価することにより、以下を把握することができる。

① 脆弱性を知る

脆弱性評価により、大規模自然災害等に対して現状のどこに問題があるのか、どこが弱点となっているのかなど、地域における脆弱性を分野横断的、総合的に改めて検討することにより、国土強靱化地域計画の策定主体がなすべき取組と、当該策定主体のみでは困難な取組等が明らかになり、地域の強靱化を推進すべき策定主体等との間で、危機感と取組の必要性を共有することができる。

② 重点化・優先順位を明らかにする

脆弱性評価の結果や第1期計画までの取組成果を踏まえながら、地域特性に応じた影響の大きさや緊急度、また、現在有している資源等を考慮して、より客観的な形で施策の重点化・優先順位付けを行い、明らかにすることとなる。

③ 自助・共助・公助の適切な役割分担と連携を認識する

米子市と県、民間事業者、地域住民等それぞれが自助・共助・公助の適切な役割分担と連携の重要性を認識し、その共有を通じて事前防災及び減災のための取組を一体的に推進することができる。

(2) 脆弱性評価の流れ

脆弱性評価は、以下に示すフローにより実施する。なお、【STEP 2】及び【STEP 3】は、先述した「計画策定の流れ」で示したものである。

STEP 2 「最悪の事態」・施策分野の設定

1 想定する大規模自然災害の抽出

【県内】地震、津波、豪雨・暴風雨、土砂災害、豪雪・暴風雪
【県外】南海トラフ地震

2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

8つの「備えるべき目標」を損なう30のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

3 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」に陥らないための取組分野として、「個別施策分野」と「横断的分野」を設定する。

●個別施策分野

- ①行政機能分野
- ②住環境分野
- ③保健医療・福祉分野
- ④産業分野
- ⑤国土保全・交通分野

●横断的分野

- ①リスクコミュニケーション分野
- ②老朽化対策分野
- ③人口減少対策分野
- ④人材育成分野
- ⑤官民連携分野
- ⑥デジタル活用分野



STEP 3 脆弱性の評価、課題検討

4 現行施策の評価と課題の抽出

現状調査

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、米子市等が実施している取組を調査・整理し、進捗状況を示す指標を選定する。

現状分析

米子市等の取組について、現状の進捗状況や達成度を把握し、現状分析を行い、課題を抽出する。

脆弱性評価まとめ

30の「起きてはならない最悪の事態」、「横断的分野」ごとに課題の取りまとめを行い、重要業績指標の現況値を把握する。

2 現行施策の評価

施策の評価は、前述した【STEP 1】の基本目標を実現するための社会経済システムを構築する上で必要となる要件としての8つの事前に備えるべき目標と、【STEP 2】の「起きてはならない最悪の事態」に基づき、米子市の脆弱性を評価するものであり、「起きてはならない最悪の事態」に対して、設定した施策分野における取組状況を把握して弱点を洗い出し、課題を抽出するものである。

なお、限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進める観点から、特定の施策分野に偏っていないか、施策分野の間で連携して取り組むべき施策が存在しないか、第1期計画までの取組の成果（施策の達成状況）から加速させるべき施策がないかなどの点を確認する必要がある。

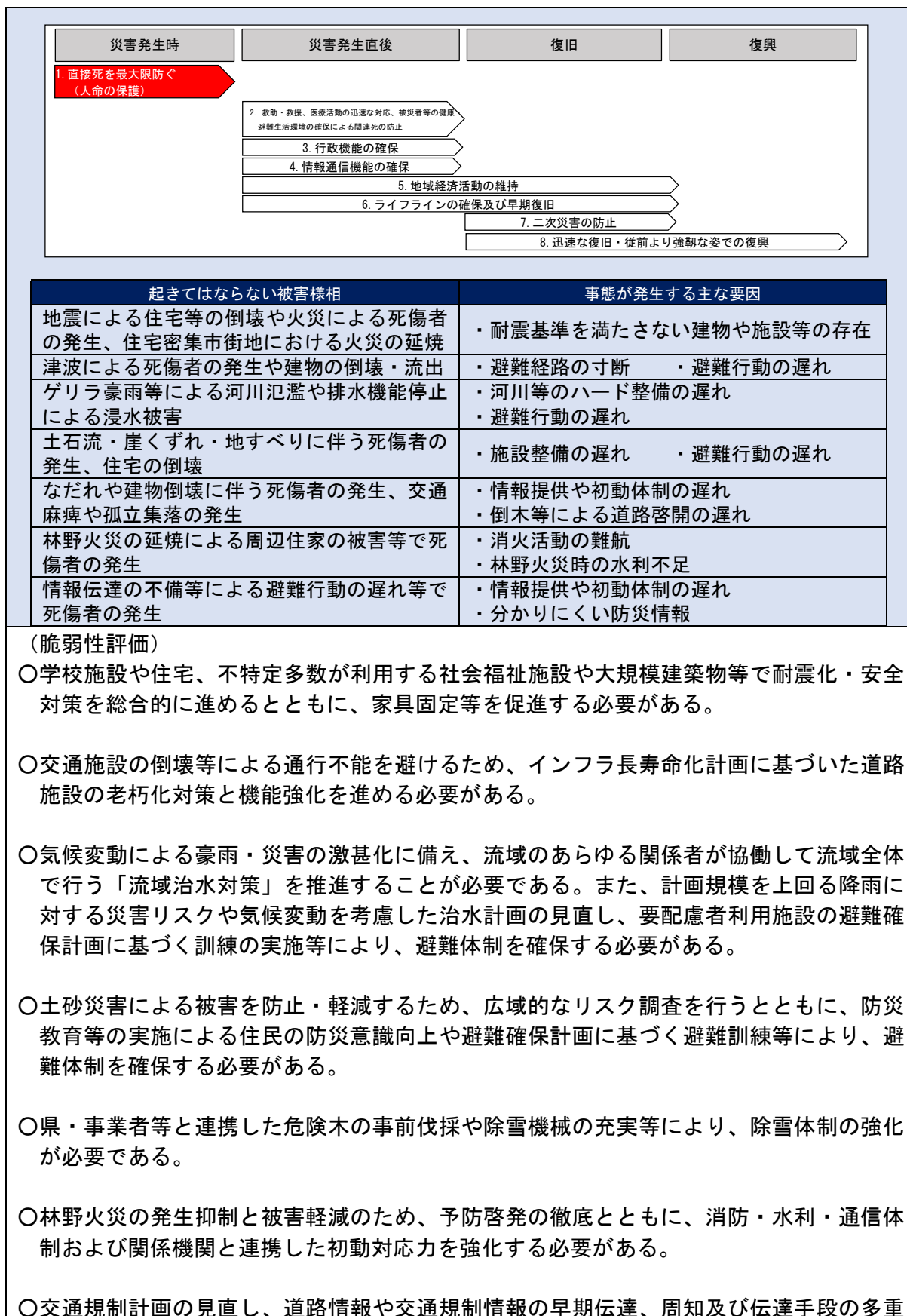
「IV 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定」で設定した30の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に資する現行施策を抽出し、その対応について脆弱性評価を実施した。その結果を〔別紙1 脆弱性評価結果〕に示す。災害が発生した場合、「災害発生時」、「災害発生直後」、「復旧」、「復興」の時間的な流れを持っており、8つの「事前に備えるべき目標」は、以下のよ
うな時間軸に該当する。

災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
① 直接死を最大限防ぐ (人命の保護)			
	② 救助・救援、医療活動等の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止		
	③ 行政機能の確保		
	④ 情報通信機能の確保		
	⑤ 地域経済活動の維持		
	⑥ ライフラインの確保及び早期復旧		
		⑦ 二次災害の防止	
		⑧ 迅速な復旧・従前より強靱な姿での復興	

上記を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」ごとに、脆弱性評価結果の概要を以下にまとめる。

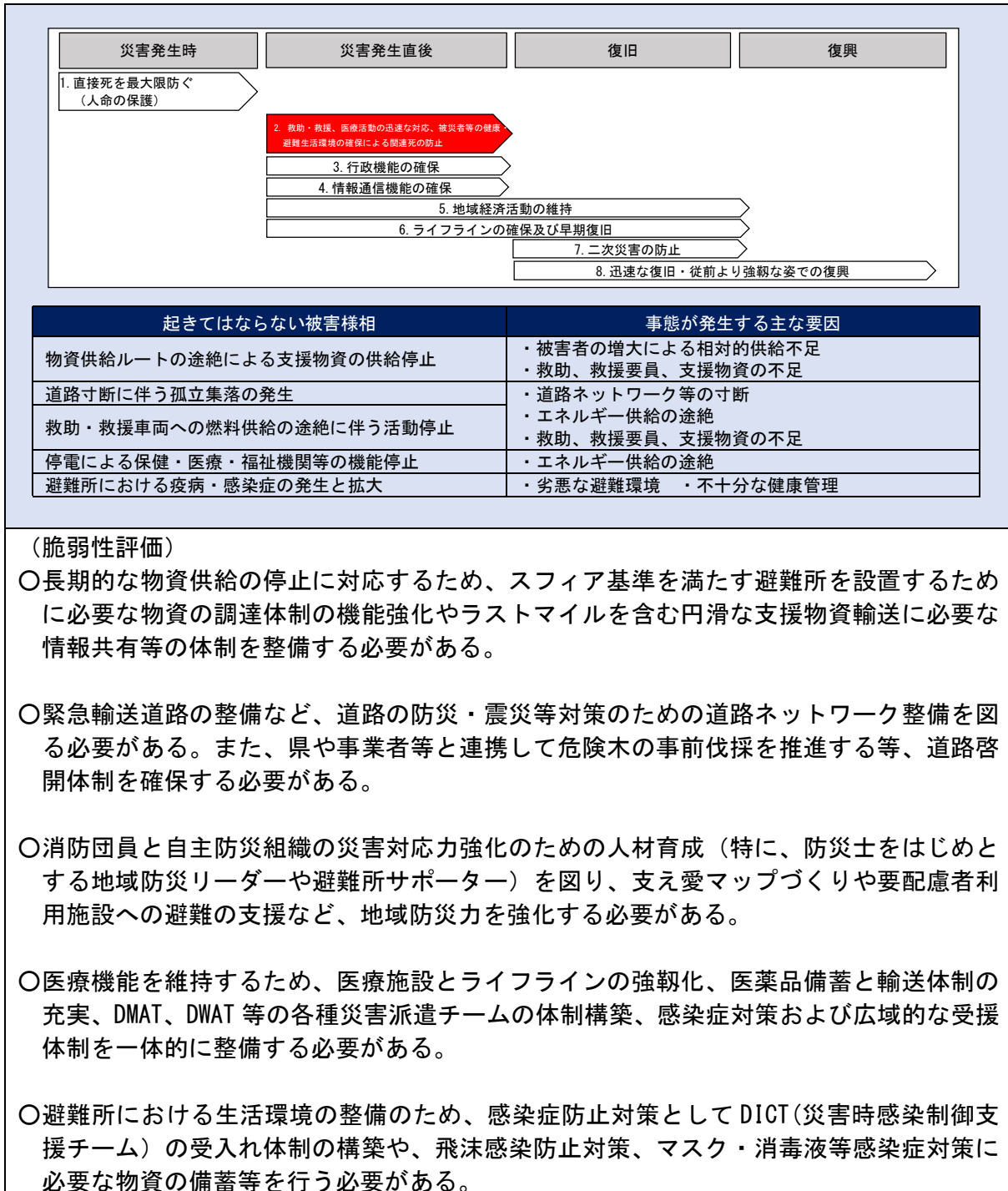
●個別政策分野

1 直接死を最大限防ぐ（人命の保護）

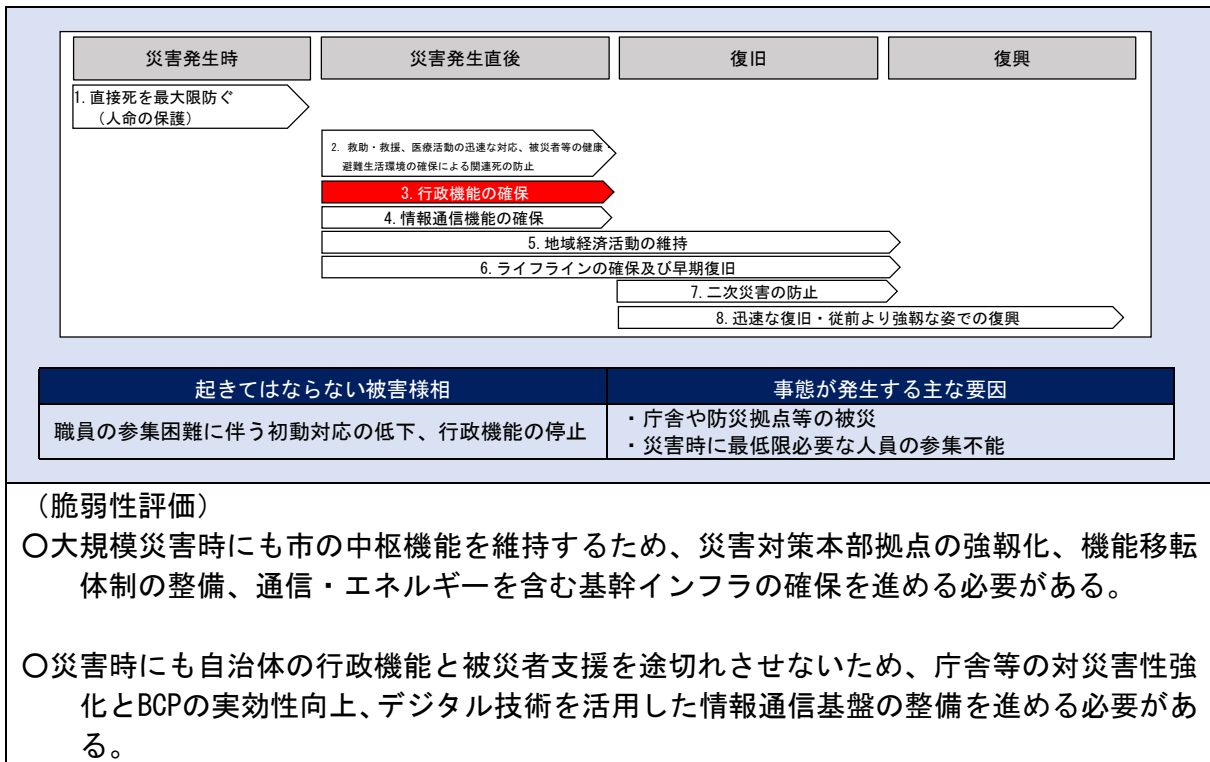


化を図ることや新たなシステムを導入するなど早急な被害状況把握・災害対応を図るとともに、住民のみならず、障がい者や外国人等へも配慮した避難体制を構築する必要がある。

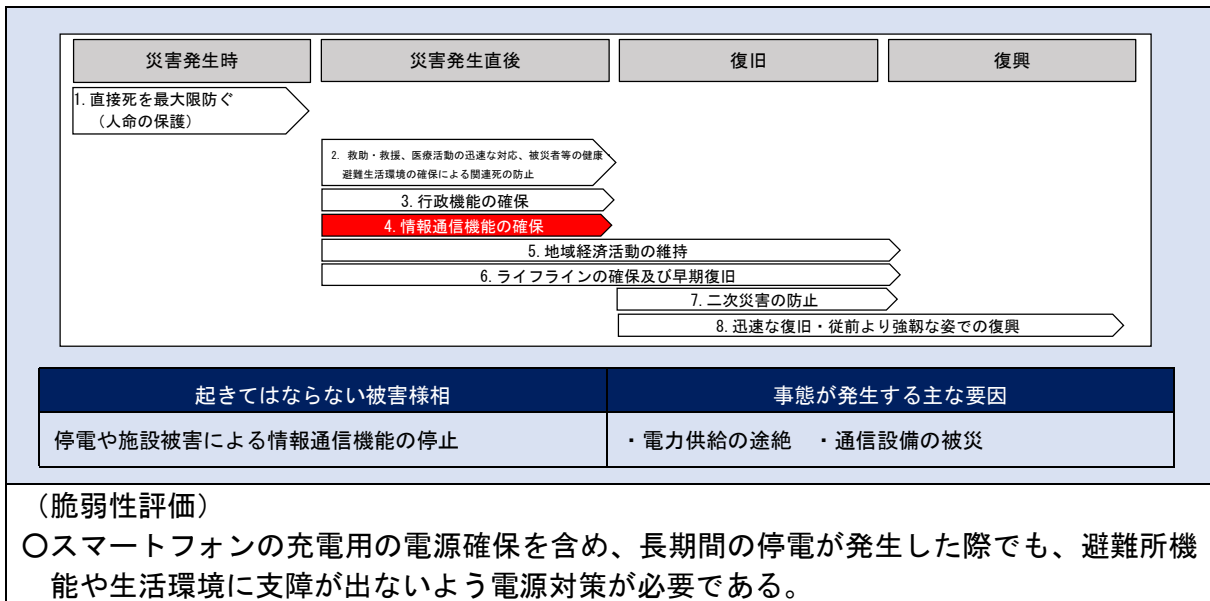
2 救助・救援、医療活動等の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止



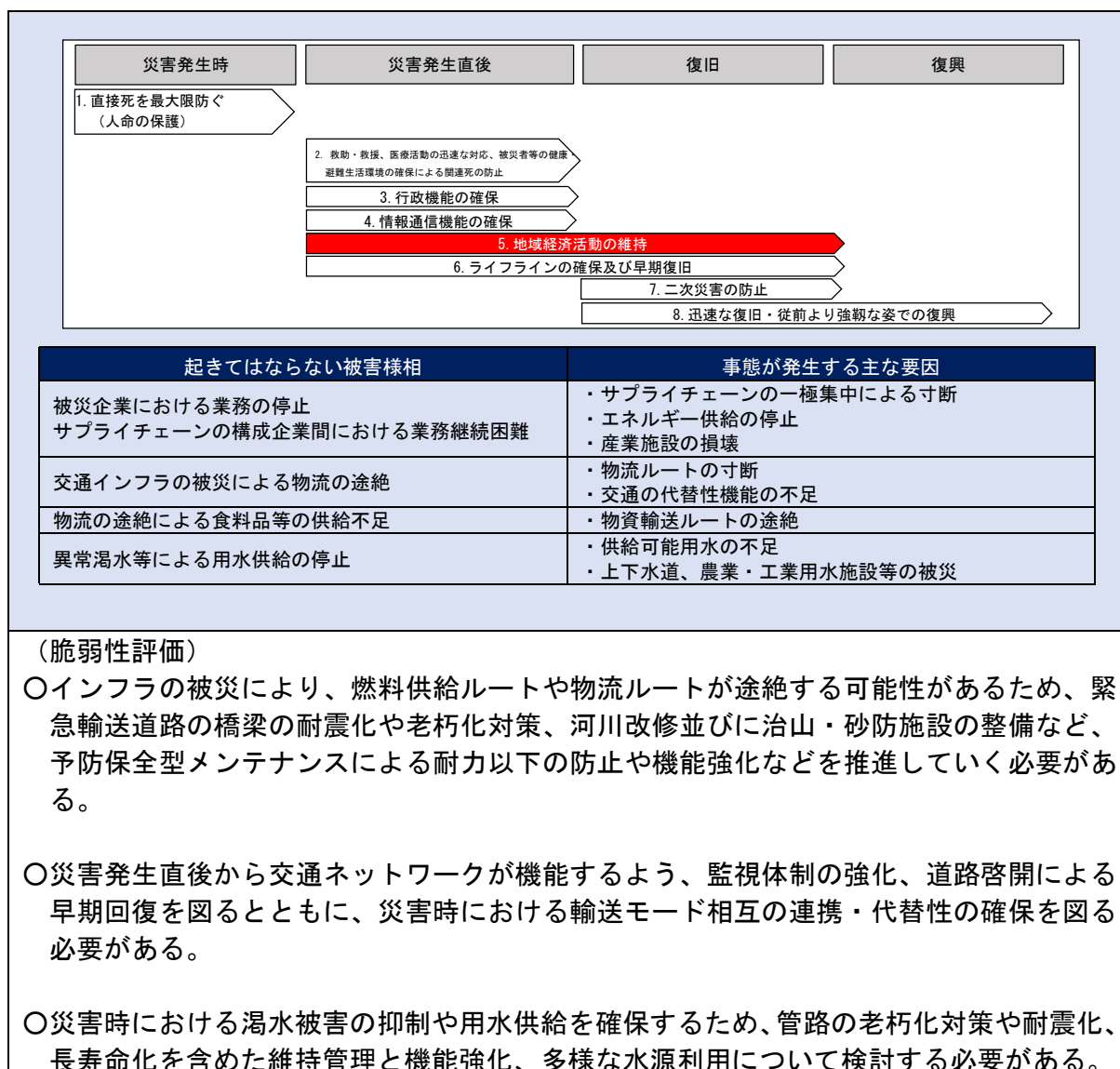
3 行政機能の確保



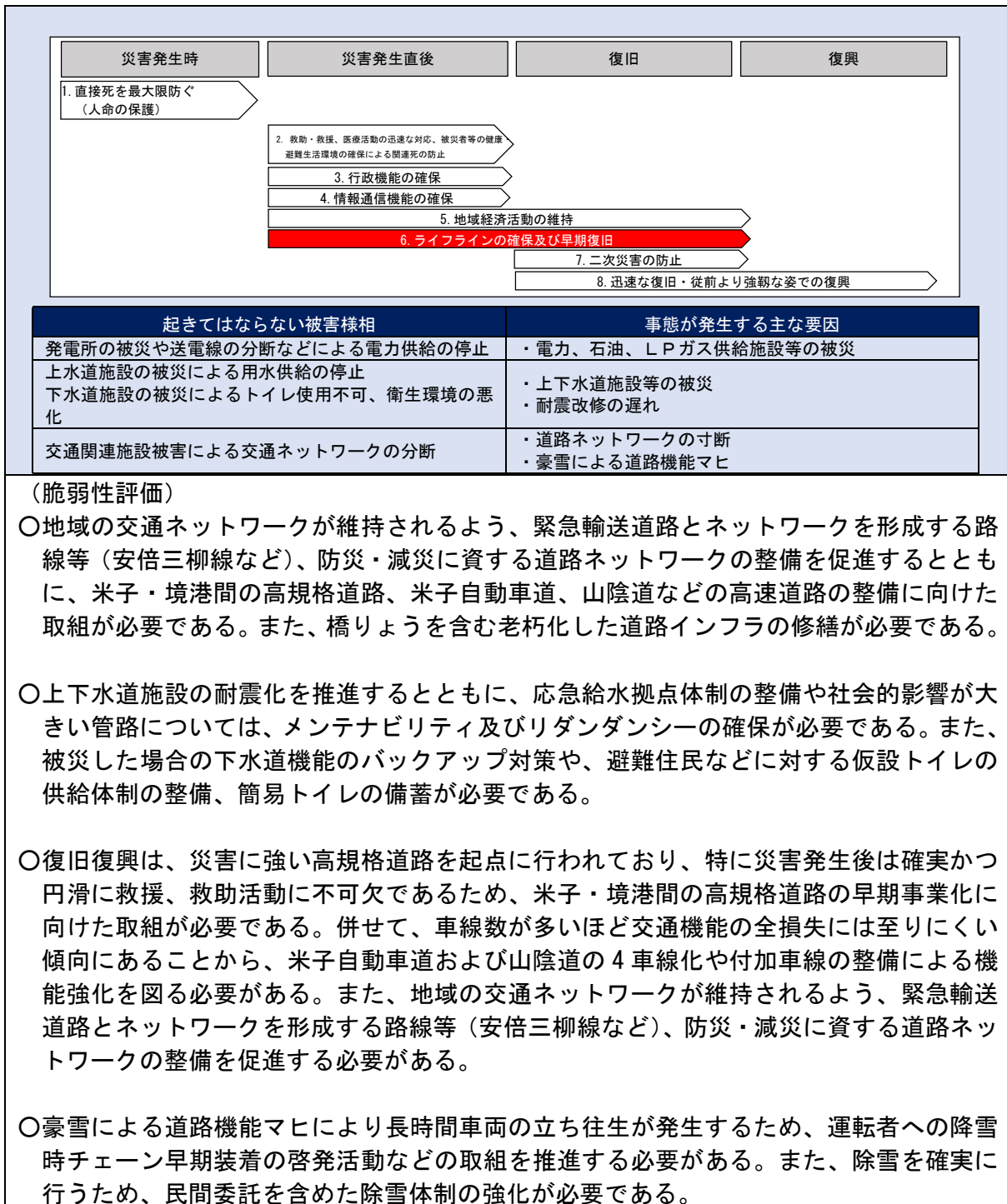
4 情報通信機能の確保



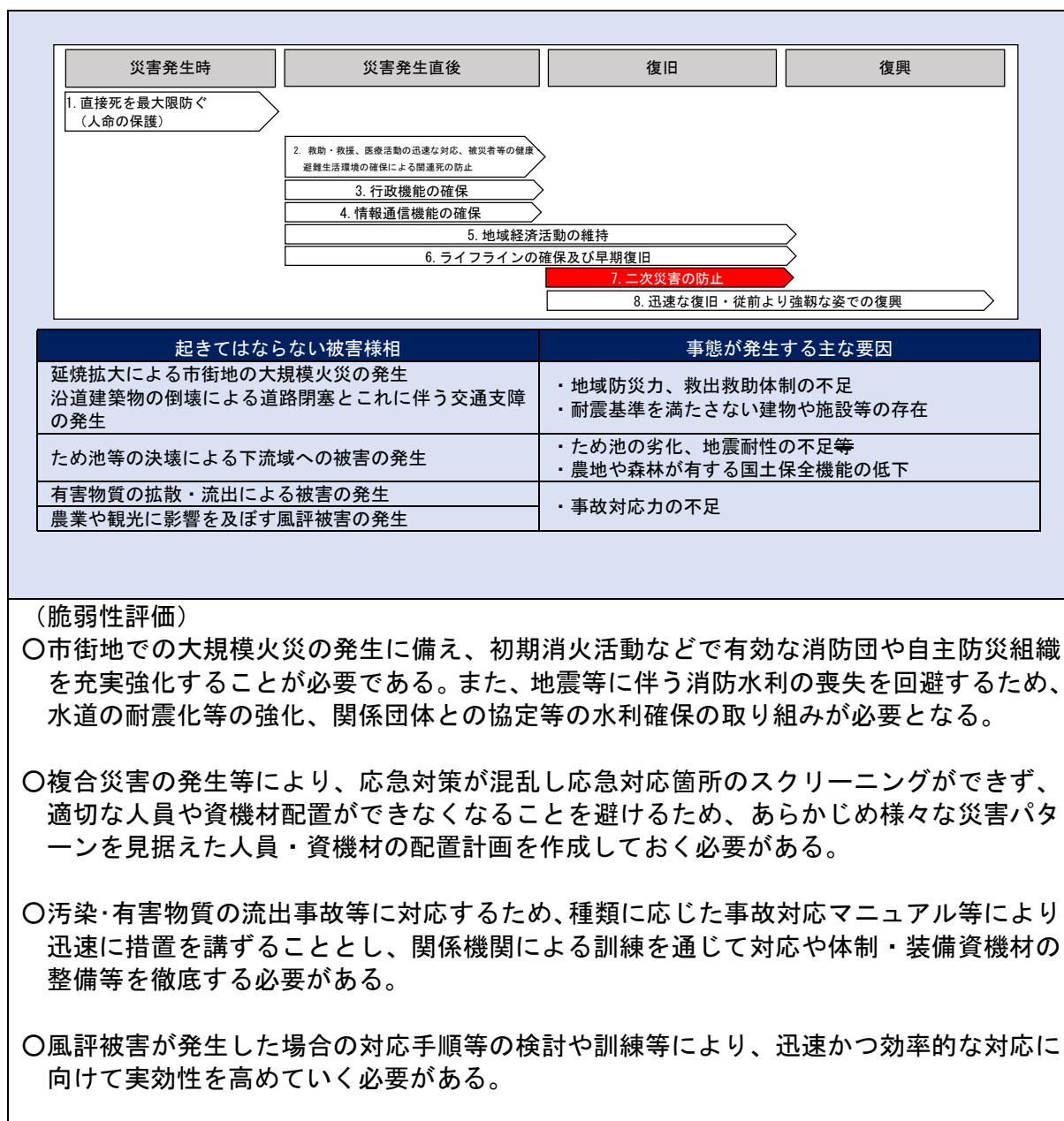
5 地域経済活動の維持



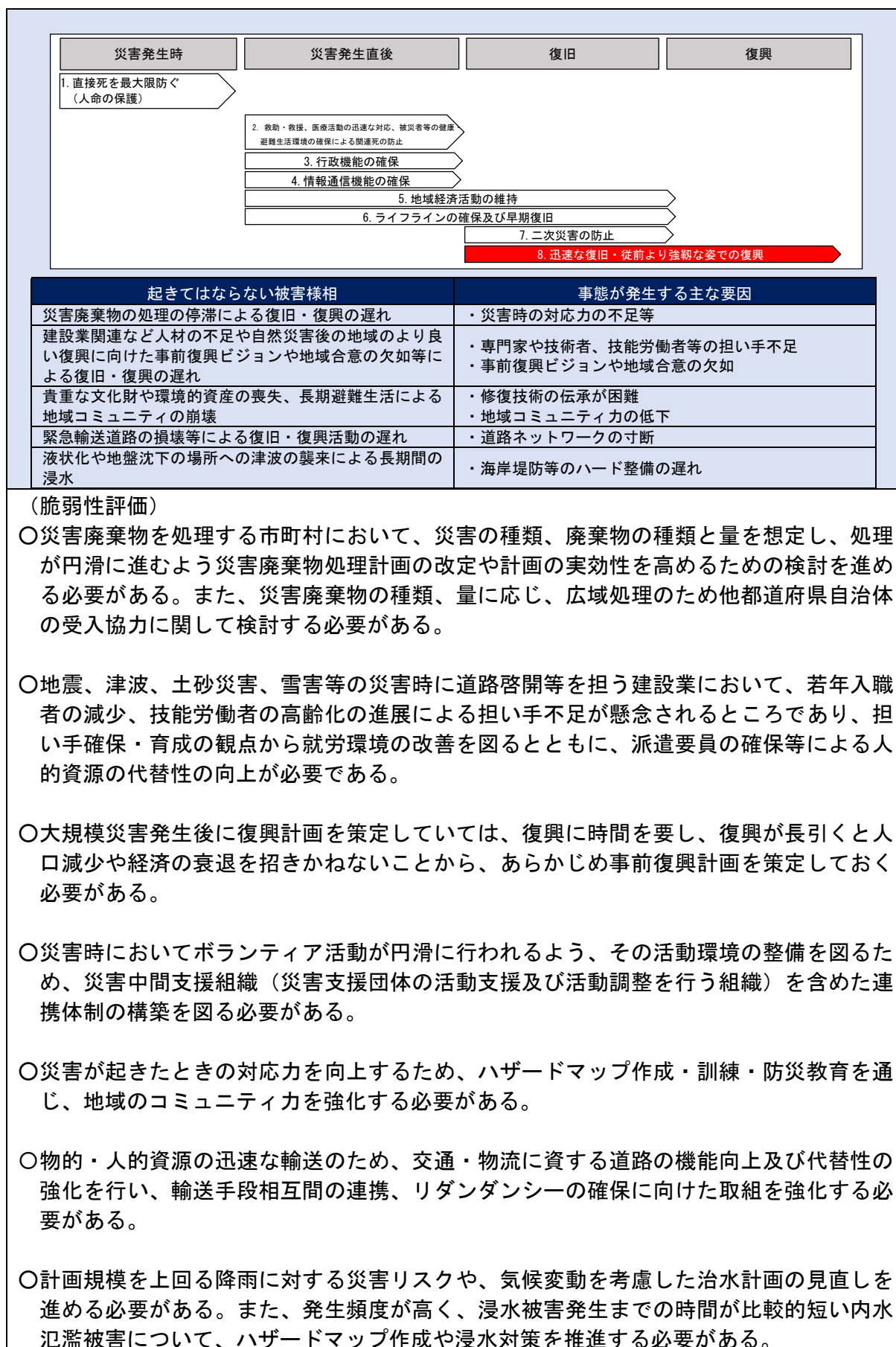
6 ライフラインの確保及び早期復旧



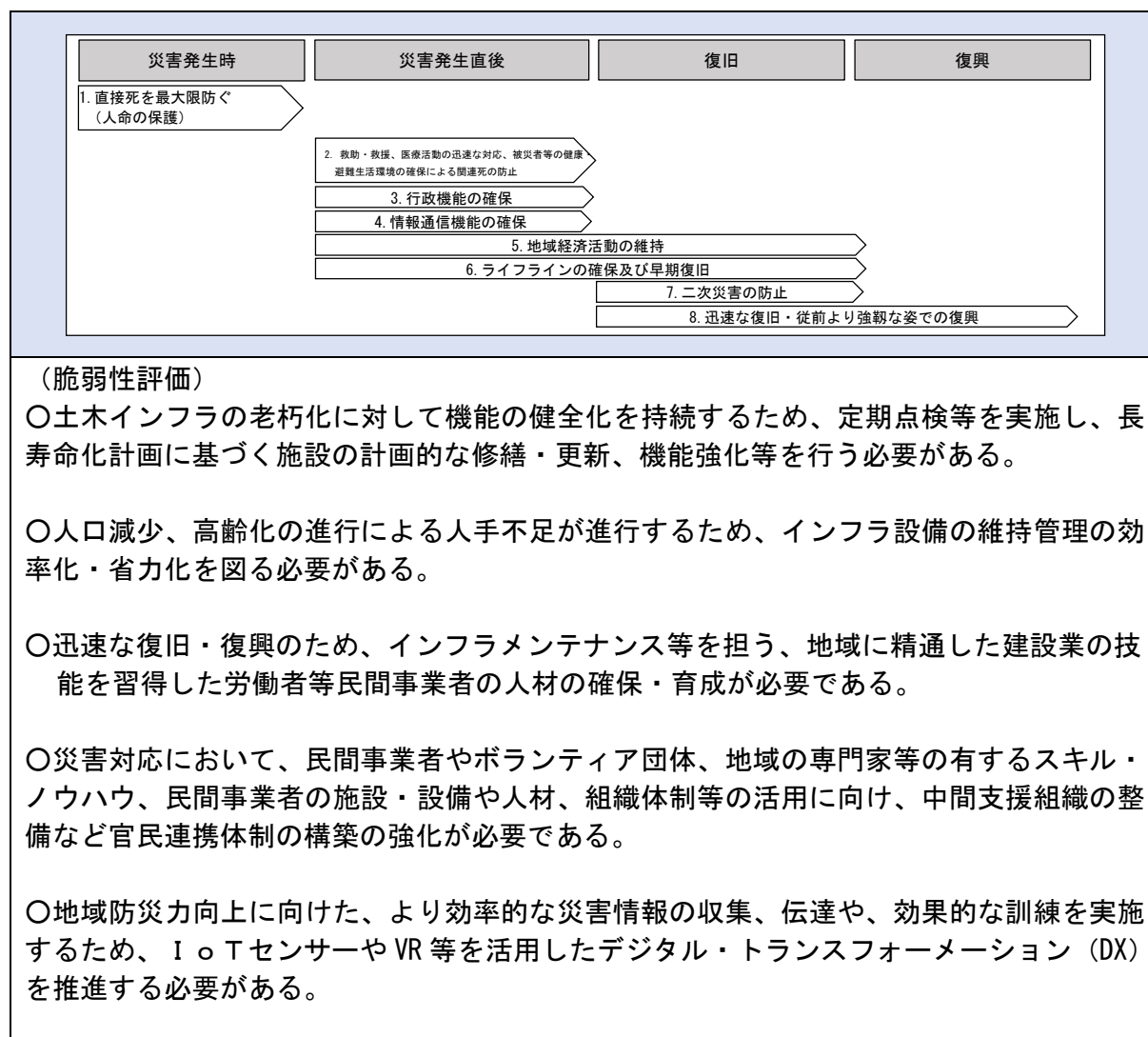
7 二次災害の防止



8 迅速な復旧・復興



●横断的分野



VI 強靱化のための取組

1 国土強靱化に向けた方向性

施策プログラムは、米子市の強靱化に向け、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」ごとに、これを回避するために何をすべきかを念頭に置きながら、以下の事項に留意して、施策の方向性を設定する。

① デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進と人材育成

本市は、少子高齢化や生産年齢人口の減少等を背景とする様々な地域課題がある中、市内産業の生産性向上や高付加価値を目指すうえで、デジタル技術の活用は非常に有効であり、産業・医療・福祉などの様々な分野において、新技術の導入を含めた有効な取組を推進する必要がある。

一方で、地震や豪雨など大規模自然災害等は激甚化・頻発化しており、インフラ・防災・減災分野においても、先端技術・IoTネットワークの活用など、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進していく必要がある。

また、デジタル技術を適切かつ積極的に活用できる人材の育成、デジタル化の推進を牽引する人材の育成を図る必要がある。

② 気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化への対応

災害に強いまちづくりを進めていくため、計画規模を上回る降雨に対する災害リスクや治水計画の見直しを進めるとともに、堤防などのハード整備やハザードマップ作成などのソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を進める必要がある。

また、住民が適時かつ迅速に避難できるよう、分かりやすい防災情報の提供や地域水防力の強化を推進し、地域住民の防災意識を向上させる必要がある。

さらに、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化、海面水位の上昇を踏まえ、あらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民など）が協働して行う治水対策「流域治水」への転換を図る必要がある。

加えて、高度経済成長期に整備されたインフラが一斉に老朽化する中、対応が追いつかず災害耐力の低下を招く事態に陥っているため、老朽化対策と併せて機能強化を推進するなど、予防保全型メンテナンスを一層促進させる必要がある。

③ 交通ネットワーク、行政、情報通信、エネルギー等の代替性・多重性の確保

市内外で発生する大規模災害時には、救助・救援・医療活動などの迅速な対応のため、公有建築物の耐震化や自家発電施設の設置、情報通信機能の代替性・多重性を確保する必要がある。

特に、災害発生直後では、交通ネットワークの機能確保が重要となるため、複合災害や過酷な災害状況下を想定するなど、道路啓開などの体制強化を図る必要がある。

また、復旧・復興は、災害に強い高規格道路を起点に行われていることから、ミッシングリンクの早期解消、4車線化や付加車線の整備による機能強化を図る必要がある。

④ 近年の社会情勢の変化、大規模災害で得られた教訓の反映

能登半島地震を起因とした地震・津波・火災、土砂・洪水氾濫といった複合災害、大船渡市で発生した林野火災から得られた教訓を踏まえ、新たなリスクシナリオの追加や施策プログラムの見直しなど、計画に反映させる。

その他、下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を受け、インフラメンテナンスの重要性を再認識し、点検・調査のデジタル化による効率化や見える化を推進する必要がある。

⑤ 強靱化に向けた継続した取組の推進

これまで進めてきた土木インフラの整備や老朽化対策、建築物の耐震化、地域防災力向上に資する支え愛マップ作成や防災教育などの施策については、2期計画においても継続させる。また、行政のみならず、自助・共助に係る事業者や住民主体の取組について一層促進させる必要がある。

2 施策プログラムの設定

脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、米子市の強靱化に向け、30の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、ハード、ソフト両面から取り組むべき施策プログラムを設定する。

(1) 直接死を最大限防ぐ（人命の保護）

（多重防御）

- ・大規模自然災害の発生直後における人命の保護の観点から、その被災原因の除去と被災範囲の最小化を図るため、被災リスクの評価と共有を図りながら、ハード対策とソフト対策とを効果的に組み合わせた「多重防御」による地域づくりを推進する。

（地震・津波）

- ・居住世帯のある住宅、耐震診断が義務付けられた病院・店舗・旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、老人ホーム等の社会福祉施設の耐震化とともに、家具類転倒防止や天井などの非構造部材の落下防止、ブロック塀倒壊防止等の対策を促進する。
- ・住宅の耐震化については、県及び建築士事務所協会等と連携し、古い木造住宅が密集するエリアや高齢化率の高い地域等を対象とした戸別訪問等により耐震化の促進やフォローアップ（耐震ケースマネジメント）を実施する。さらに、自治会等と連携した勉強会を実施し、官民連携を図り、耐震対策の低コスト化及び普及啓発を図る。また、高齢者等の耐震改修が困難な住宅所有者が個々の事情に合わせて耐震対策の方法を選択できるよう、補助制度の充実化や、安価な改修工法の普及を図る。
- ・避難所に指定されている米子市立小中学校施設について、耐震化済の施設を含め、避難時の環境改善に必要な施設整備を促進する。また、幼稚園や保育所についても耐震化を促進する。
- ・「米子市公共施設等総合管理計画」や「米子市インフラ長寿命化計画（個別計画）」に基づき、防災拠点等施設や土木インフラの点検、インフラ長寿命化計画に基づいた道路施設の老朽化対策と機能強化を進める。
- ・倒壊により住民への被害はもとより、道路を遮断し緊急時の避難等の妨げとなる空き家、空き施設の実態調査及び除却を促進する。また、空き家による災害発生時のリスクを啓発する観点から、空き家所有者に対する建物の適正管理の周知や所有者不明空き家の所有者調査の迅速化等について、空家等対策計画検討委員会で検討を行う。

- ・安全な避難地への迅速な避難を行うため、避難場所、避難路等の整備を促進する。
- ・地震・津波に備え、海岸侵食対策を推進するとともに、気候変動を踏まえた鳥取沿岸海岸保全基本計画に基づく、適切な維持管理を図っていく。
- ・関係機関の連携により、津波ハザードマップ、高潮ハザードマップ、津波避難計画等の周知を図るとともに、避難訓練等の実施により自助・共助体制の強化による迅速な警戒・避難行動の確保等、地域が一体となった対応力の向上を図っていく。
- ・河川・港湾監視カメラや河川水位計により、津波の影響による水位上昇の状況把握を行い、監視を継続していく。
- ・大規模地震等による被害を最小限に留めるため、港湾施設のみならず、河川堤防、水門・樋門等の耐震化や老朽化対策など、耐災害性の向上に努める。さらに、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化・無電力化による対策についても推進していく。
- ・これらの取組により、人命保護を最優先に、避難体制の整備等、ハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防御による津波防災地域づくりを推進する。

(豪雨・水害)

- ・気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、ハード・ソフトの両面から、流域のあらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水対策「流域治水」を推進する。
- ・局地的豪雨や激甚化する水害に対して、河川整備や堤防機能強化等のハード対策を着実に推進し、被害の最小化を図るとともに、計画規模を上回る降雨に対する災害リスクや気候変動を考慮した治水計画の見直しを検討する。
- ・自然環境の持つ防災・減災機能等を活用したグリーンインフラを推進する。
- ・防災重点農業用ため池について、ハザードマップ作成により下流域のリスク周知を図るとともに、点検・診断結果を踏まえた豪雨・耐震対策を推進し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を講じる。
- ・洪水浸水想定区域等におけるハザードマップの公表・周知とともに、水防訓練や水害版図上訓練等の実施により地域防災力の向上を図る。
- ・住民等の適切な避難行動のため、洪水ハザードマップ等の浸水深や洪水時の家屋倒壊危険ゾーンの設定等を踏まえ、立ち退き避難と次善の策である2階以上への垂直避難等の的確な行動判断の構築に向けた取組を進める。
- ・想定し得る最大規模の降雨及び中小河川も含めた洪水・内水の浸水想定区域

図に対応した各種ハザードマップの作成、浸水表示板設置等による住民への周知等のソフト対策を推進する。

(土砂災害)

- ・土砂災害時の避難行動を円滑に行うため、避難路となる道路の防災・減災対策や機能強化を図る。
- ・災害発生の危険性等の的確な情報伝達による早期避難のため、引き続き、地図精度向上や土地改変に伴う土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定を進めるとともに、土砂災害ハザードマップ作成を促進する。
- ・降雨状況、土砂災害警戒情報等の時間経過に伴う危険度情報を、市民の避難行動に繋がる情報発信を行う。
- ・土砂災害警戒区域等の指定や居住地の状況、土砂災害警戒情報等を踏まえた、立ち退き避難、次善の策である2階以上への垂直避難等の自主的かつ的確な避難行動のため、地域防災マップの作成支援等の住民自らが防災対策を実践する取組を推進する。
- ・要配慮者利用施設の所有者・管理者による避難確保計画の策定や訓練実施を推進する。

(豪雪)

- ・暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、道路管理体制の強化を図る。
- ・地域の交通・物流ネットワークの寸断や、車両の立往生に起因する死傷者の発生を防ぐため、関係機関が連携した除雪体制の確保により、緊急輸送道路等の除雪体制を強化し、円滑な冬期交通を確保するための対策を推進する。
- ・倒木や電柱等の倒壊による孤立集落が発生した場合に孤立状態の早期解消を図るため、道路啓開体制の整備、災害時における中電及びNTT等との連携を強化する。

(林野火災)

- ・市町村及び消防局とともに、森林所有（管理）者に対し、防火帯等の整備・維持管理及び既設の標識等の設置・維持管理を支援する。
- ・県や消防局と連携して、屋外焼却（野焼き）は農作業等のやむを得ない場合を除き原則禁止されていること等の広報を行う。併せて、例外的に認められている屋外焼却を行う場合は、消防局に届出をし、延焼防止に努めるよう周知を図る。

(情報伝達等)

- ・ 河川水位の上昇や豪雨の発生状況等を的確に把握するための、鳥取県防災情報システムや鳥取県土砂災害警戒情報システム等を活用し災害情報等に関する関係機関の情報共有と、住民への迅速な情報提供や、適切な避難情報の発出を図る。
- ・ 災害時に住民等の的確な避難行動を図る自助を促進するため、市町村における災害に係る避難情報の発令基準の明確化や手順確認を推進する。また、市町村における戸別受信機等の情報伝達体制の整備や、テレビ地上波によるデータ放送、インターネット及び報道機関と連携する等による迅速な情報提供等、多様な手段による情報伝達の強化を図る。
- ・ 地方創生総合戦略の観光入込客数や外国人宿泊客数の目標等を踏まえ、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード、ソフト両面からの防災対策等、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
- ・ 高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、手話を通じた防災サインやヨメテル（AI 音声認識により通話相手の音声をリアルタイムに文字にして伝えるアプリ）の活用等、多様な情報伝達や避難体制の構築、平常時の見守り体制づくり等を推進する。
- ・ 大規模自然災害に対して、官民連携の防災体制を確保するため、危険情報を収集発信する施設整備のほか、自主防災組織による共助の活動や、避難行動要支援者を含めた円滑な避難誘導に向けた訓練を実施していく。

(2) 救助・救援、医療活動等の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保

(物資供給等)

- ・ 道路が被災した場合においても被害を最小限にとどめ、早期の復旧を図るための減災・防災対策や機能強化及び物資供給や救助・救援車両の移動ルートを複数選択可能とする道路ネットワークによる代替性の強化を図る。
- ・ 災害発生直後からの道路の被災・寸断状況の情報収集を行い、物資輸送、救助・救援ルートの確保を最優先課題として、一刻も早く緊急車両を通行させる活動（道路啓開）の実行性を高める取組を進める。
- ・ 災害発生区域及び周辺の活動基盤を確保するため、上下水道施設、電気やガス施設の耐震化や老朽化対策による機能強化を促進するとともに、業務継続計画（BCP）策定等による災害対応力の充実に図る。
- ・ 災害発生直後からの被災地での食料、飲料水等の物資供給の長期停止に備え、

飲料水等の生活関連物資の確保に必要な関係団体との協定を締結する等、関連機関が連携して流通備蓄を含めた非常用物資の備蓄量を確保するとともに、外国人を含む観光客等の帰宅困難者への対応を含めて民間との物資供給に関する調整を推進する。また、家庭や企業等における備蓄（最低3日分（推奨1週間））について、各当事者の自発的な取組を促進する。

（孤立集落）

- ・迂回路のない孤立集落の発生に備えた既往道路の減災・防災対策や機能強化を進めるとともに、災害防除による道路ネットワークの確保を図る。また、降雪による倒木や電柱等の倒壊時における道路啓開体制の整備、中電及びNTT等との連携を強化し、孤立状態の早期解消を図る。
- ・倒木等による孤立集落の発生や、電気・通信等のライフライン設備の被害を最小限に抑えるため、県、事業者等と連携して、危険木の事前伐採を推進する必要がある。

（救助・救援活動等の確保）

- ・避難所生活の長期化による生活環境の悪化に対応するため、避難所の運営等においては、子ども、女性、高齢者、障がい者等の要配慮者を含めた全ての避難者の健康管理や心のケア、車中泊等によるエコノミークラス症候群患者への対応等のきめ細かい対策の充実を図る。
- ・消防団員数の増加、自主防災組織の拡充を含めた地域住民全体の取組による活動人員の確保・育成を図るとともに、必要な車両・資機材等の充実の推進を図る。

（保健・医療・福祉機能の確保）

- ・災害直後からの医療機関、福祉施設の業務継続を図るため、業務継続計画（BCP）の策定を推進し、関係機関と連携した避難訓練等の実施と検証により、その実効性を確保するとともに、必要なハード・ソフト対策の充実を図る。なお、福祉施設の避難対策では、人の避難だけでなく、入所者の常備薬などの必要な物資の移動についても留意するものとする。
- ・人工透析を受けている者及び人工呼吸器を必要とする者への医療を継続するため、関連するライフラインの機能強化を図る。また、災害による施設損壊等により医療継続に支障がある場合には、周辺の医療施設への迅速な受入れ要請等、関係機関が連携した体制を整備する。

(避難生活環境の確保)

- ・住民の積極的な避難を促進するとともに災害関連死を防止するため、指定避難所の迅速な開設・避難者の受け入れ態勢の確立や、スフィア基準を踏まえた避難所の生活環境の向上（プライバシーの確保、良好な就寝環境・清潔なトイレ環境の整備、適切な食事の提供、入浴機能を持つコンテナの活用、空調設備の設置等）を図る。
- ・避難所におけるインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止対策を推進する。特に、災害時における新型コロナウイルス感染症に関しては、避難所における飛沫感染防止対策、マスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄などについて、必要に応じて、市町村と相談の上で県がガイドラインを作成するなど、市町村の取組を推進するとともに、県と市町村が連携して、避難所以外の親類宅などへの分散避難の考え方など、感染症が流行している状況下での適切な避難方法について、県民への周知、啓発を行う。
- ・感染症の専門家による DICT（災害時感染制御支援チーム）の受入れ体制を構築し、避難所等における感染症対策の強化を推進する。
- ・避難所にもなる小中学校におけるトイレの洋式化、バリアフリー化等の整備により、避難所の生活環境の向上を図る。

(避難所備蓄)

- ・避難生活に必要な物資等は、輸送道路が寸断されることを想定し、可能な範囲で指定避難所の中や、地域の中に備蓄場所を確保して備蓄することを検討する。

(3) 行政機能の確保

- ・行政機関は災害発生直後から、災害対策本部を設置し、救助・救援活動や医療活動の迅速な対応、その後の経済活動、復旧・復興に向けた活動の基幹となる。このため、防災拠点となる市役所施設等の耐震化・耐水化等の耐災害性の向上、停電時の電力の確保、情報通信回線の確保・複数化を推進する。
- ・各行政機関における業務継続計画（BCP）の検証と見直し、実効性の向上のための訓練等の取組の促進、災害時の応援協定の締結、各分野における人材の確保・養成、データのバックアップ等により、業務継続体制の強化を図る。
- ・災害等発生時における被災者支援の円滑化、迅速化を図るため、市町村が導入する「被災者支援システム」の円滑な運用など、デジタルトランスフォーメーションの取組を推進する。

- ・デジタルトランスフォーメーションに合わせた情報通信基盤の整備の機能強化・維持を図る。

(4) 情報通信機能の確保

- ・情報通信においては、災害直後から地域の被災状況、交通物流等の情報を広域的、継続的に配信するため、情報収集と配信を行う行政、情報関係事業者の機能確保を図るとともに、通信システムの機能維持を推進する。
- ・住民、外国人観光客を含む来訪者等の迅速な避難行動を促すため、テレビ、ラジオが中断した場合でも、多様な情報伝達手段によって、情報提供を可能とする体制の強化を図る。
- ・長期間の停電が発生した際においても指定避難所の機能、生活環境が維持できるよう、指定避難所の電源対策についても取組を推進する。

(5) 地域経済活動の維持

(経済活動、サプライチェーンの維持)

- ・大規模自然災害時や、新興感染症などの新たなリスク等における事業活動の早期再開を図るため、個別企業の業務継続計画（BCP）策定を促進する。
- ・金融機関、県内商工団体、物流事業者及び同時被災の可能性が低い地域間の連携等による経済活動の継続に向けた取組を促進する。
- ・災害発生時において、工業用水関係施設が甚大な被害を受けない様に、管路の老朽化対策や耐震化等の施設整備を進める。
- ・山林の荒廃を抑制するため、指定管理鳥獣の適正な管理による植生の食害等を防止するとともに、路網整備や機械導入等、林業の生産力強化に向けた取組を推進する。

(交通インフラネットワーク整備)

- ・国土の強靱化を進めていく上では、境港から高速道路網へのアクセス改善等の交通物流のミッシングリンクの解消と米子自動車道等の高速道路の付加車線整備や4車線化による機能強化を促進する。
- ・災害発生時の交通結節点である米子駅等の鉄道駅の耐震化等により、ブラックアウトを含む災害への対応力向上を図る。
- ・分散型国土を形成するうえで基軸となる高速鉄道化については、全国の高速鉄道ネットワークとのアクセス改善等そのあり方を検討していく。
- ・国土の基軸となる高規格道路網、鉄道網等における交通の結節点は、物流・人流が集中することから、その安全で円滑な移動ための機能強化を図る。

- ・物流等の途絶を防止し、迅速な輸送を果たすため、緊急輸送道路を含む交通・物流に資するインフラの防災・減災対策の実施や機能向上を図るとともに、交通ネットワークの代替性を強化する。
- ・道路ストック点検と米子市インフラ長寿命化計画（個別計画）に基づき、道路施設の老朽化対策や道路斜面等の防災対策、緊急輸送道路等の耐震化と機能強化の着実な推進等、道路施設の適切な維持管理を推進する。

（鉄道機能の強化）

- ・大規模地震時の交通機関被害予測を踏まえ、鳥取県及び県内市町村とＪＲ西日本との相互協定の活用と運送障害に強い鉄道貨物輸送体系の構築等、交通物流の多重化・代替性の確保を図る。

（食料等の安定供給）

- ・評価の高い農畜産物及び豊富な水産物の安定的な供給による競争力の確保等、農林水産業の活力増進を図る。
- ・地震や豪雪・台風などによる農畜産物被害の防止・軽減を図るため、被害の未然防止に向けた農業技術対策や農業用施設の点検・補強等を推進する。
- ・地震等の災害発生時に、老朽化により農地や一般公共施設に被害を及ぼす恐れのある土地改良施設（排水機場、頭首工等）について、必要な機能保全対策等を進める。

（用水の安定供給）

- ・災害時における渇水被害の抑制や影響を最小化できるよう、事業者と連携のうえ、農業水利施設の耐震化及び長寿命化を含めた維持管理と機能強化を図る。また、人材やノウハウの強化等についても進める。
- ・上水道、農業水利施設について、長寿命化を含めた戦略的な維持管理と機能強化を図る。

（6）ライフラインの確保及び早期復旧

（エネルギー供給ネットワークの維持）

- ・大規模自然災害が発生した際、ライフラインの確保は経済社会システムの機能継続に必須であるため、ライフライン被害予測等を踏まえた防災・減災対策や多重性・代替性の確保の取組を促進する。
- ・土砂災害警戒区域等において人家等に影響を及ぼす可能性のある導水施設等については、ハザードマップへの記載等により地域住民へ公表し、周知を図る。

る。

(上下水道等の供給)

- ・地域生活に不可欠となる上下水道の災害対応力を強化するため、基幹管路やポンプ場・終末処理場等の耐震化・耐水化、老朽化対策、BCPによる機能継続を図る。特に埼玉県八潮市で発生した下水管渠を起因とする道路陥没事故と同様の事例が発生しないよう、全国特別重点調査で対策が必要とされた管渠の老朽化対策工事を速やかに実施する。また、国において議論されている下水管渠の今後の点検・調査・診断のあり方の検討状況を踏まえ、点検等の方法や頻度の見直しを行う。さらに、非常時の生活用水を確保するため、応急給水拠点体制の整備や災害時協力井戸の普及を図る。
- ・避難所における身体的な負担を軽減するため、仮設トイレの供給体制の構築、簡易トイレの備蓄、トイレカーの運用、マンホールトイレシステムの整備、トイレの洋式化、施設のバリアフリー化を推進する。

(地域交通ネットワークの維持)

- ・輸送ルートの確実な確保や地域間の輸送ルートの代替性確保のため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消及び整備推進、幹線道路ネットワークの整備推進及び緊急輸送道路等の耐震化や老朽化対策、道路斜面等の防災対策を着実に推進する。
- ・橋りょうを含めた道路インフラの老朽化については、予防保全による修繕等の取組を推進する。
- ・地域交通の維持のため、交通情報板や交差点制御機の整備等による交通管制の高度化、鉄道事業者等の交通関係機関との連携による輸送ルートの確保等、ハード・ソフト両面からの取組を推進する。
- ・豪雪（倒木等を含む）による分断を防ぐための道路除雪・啓開体制を整備し、地域交通ネットワークの早期復旧対策等の取組を推進する。
- ・道路啓開体制の構築等早期復旧の実効性の確保のため、災害発生直後から道路の被災・寸断状況の道路交通情報を的確に把握するとともに、災害応援協定を締結している建設業協会等と連携した取組を進める。

(7) 二次災害の防止

(大規模火災、広域複合火災)

- ・地震後の火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促進する。また、被災建物応急危険度判定士、被災

宅地危険度判定士の活用により、倒壊の恐れのある家屋等での二次災害の防止を図る。

- ・地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに耐震性貯水槽の整備等を進める。
- ・消防団、自主防災組織等の充実強化、初動対応力の向上と救助・救急体制及び受援体制の充実強化を図る。
- ・身を守る行動について、自らの命は自ら守るという意識を浸透させるため、住民への継続的な防災訓練や防災教育等を推進する。
- ・大規模火災の発生に備え、初期消火活動などで有効な消防団や自主防災組織の充実強化を図る。また、地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化等の強化、関係団体との協定等の水利確保の取り組みを推進する。
- ・大規模災害による建物の倒壊等で幹線道路が閉塞した際に、代替輸送として迂回道路を指定することや、陸路以外での輸送手段を検討するとともに、公共交通事業者等との協力を強化するなど、複数の輸送手段の確保やリダンタンスの確保に向けた取組を推進する。
- ・倒壊による交通麻痺を回避するため、輸送事業者、道路管理者（国、県、市町村）及び警察等の関係機関で回避手段を検討し、連携体制を整備する。
- ・複合災害の発生等による混乱期においても、限られた人員・資機材等を効率的、効果的に配置できるよう、どのような災害にも対応できるよう被災シナリオの見直しを含め、業務継続計画（BCP）の作成、見直しを図る。

（ため池、ダム、農地・森林等）

- ・ため池決壊による下流地域の浸水被害等の二次災害を防止するため、防災・減災対策、ハザードマップの整備等、総合的な対策を推進する。
- ・山林の荒廃を抑制するため、指定管理鳥獣の適正な管理による植生の食害等を防止するとともに、路網整備や機械導入等、林業の生産力強化に向けた取組を推進する。

（有害物質）

- ・河川、港湾等の水域における有害物質の流出拡散による地域住民や利用者、環境への影響を防止するため、各管理者を含めた関係者が連携し、応急処置、水質分析監視、原因者への指導等の取組を推進する。
- ・アスベスト飛散による健康被害を防止するため、建築物のアスベスト除去を推進する。

(風評被害)

- ・大規模自然災害の長期化による風評被害に対応するため、正確な情報収集を踏まえた市内外への的確な情報発信のための体制強化を図る。

(8) 迅速な復旧・復興

(大量の災害廃棄物)

- ・早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための取組を推進する。

(人材等の不足)

- ・災害発生時の障害物の除去、地域交通等の確保のための道路啓開活動、河川増水に伴う水防活動、雪害時の除雪作業等を迅速かつ効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通した建設業者の協力・支援を受けるとともに、災害時の地域住民、行政機関、建設業者等との連携体制の強化を図る。
- ・建設業の担い手確保・育成のため、建設工事の生産性向上や元請下請関係の適正化及び技能労働者を含めた建設従事者の就労環境の改善を図るとともに、若年者・女性のキャリアアップ、活躍推進に向けた取組を推進する。
- ・復旧・復興に必要な中長期派遣要員を確保する。
- ・被災住宅の早期復旧・復興を図るため、迅速な罹災証明発行等の体制を構築するとともに、住宅修繕工事の人材不足確保に向けた対策の推進を図る。

(文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等)

- ・災害による文化財の喪失を防止するため、文化財防災対策マニュアルの策定や文化財ハザードマップの作成、指定・未指定文化財の抽出やリスト化を推進する。
- ・文化財の被災に備え、修復技術の伝承と必要な実技研修等の実施を推進する。
- ・地域の災害対応力の向上のため、自主防災組織等による地域防災マップ（支え愛マップ）作成・訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、事例や研究成果等の共有による地域の防災体制強化等の取組推進と関係機関等が連携した支援の充実を図る。
- ・地域コミュニティの充実強化のため、ボランティア等の受入れ、避難行動要支援者のサポートを含む自主防災組織の活動を推進する。

(基幹インフラの損壊)

- ・ 輸送モード相互の連携・代替性の確保による交通ネットワークの多重化を図るため、高規格道路ネットワークの着実な整備の推進する。
- ・ 基幹インフラ等の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査の着実な進捗を図る。

(長期にわたる浸水被害)

- ・ 気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、ハード・ソフトの両面から、流域のあらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水対策「流域治水」を推進する。
- ・ さらに、想定し得る最大規模の降雨及び中小河川も含めた洪水・内水の浸水想定区域図に対応した各種ハザードマップの作成、浸水表示板設置等による住民への周知等のソフト対策を推進する。

(9) 横断的分野

大規模自然災害に対する強靱化は、人口減少が進む現状に立ち向かい、米子市の強みと特性を活かして、持続的な地域社会を構築しながら進めていく必要があるが、これをより効率的、効果的に促進する上で、6項目の横断的分野を設定し、施策分野横断間の連携、さらには、「第2次米子市まちづくりビジョン」との相乗効果を高めていくこととした。

① リスクコミュニケーション分野

少子高齢化が進展する中、地域防災力を強化するためには、防災教育により自ら考え行動する自助の啓発と避難行動要支援者を地域住民でサポートする共助の体制づくりが必要である。このためには、子どもから高齢者を含め、ボランティアを活用した地域コミュニティの再構築が不可欠である。また、地域住民と行政の情報連絡体制を確保するための地域コミュニティ構築、浸水想定区域や洪水ハザードマップの周知と活用に向けた意識醸成が課題となっている。

このことから、地域住民や外国人観光客を含めた来訪者に向けた防災情報の提供や地域コミュニティ構築に向け、リスクコミュニケーション分野を設定する。

② 老朽化対策分野

局地化、集中化、激甚化する気象災害の中、建築後30年以上を経過するインフラが急増しており、老朽化も加速していることから、適切な機能強化、補修、

更新が急務となっている。また、少子高齢化が進展する上で、市役所施設等の防災拠点となる建物についても、その利用形態の変化に対応するとともに、国、県等の関係機関との連携を図りながら、統廃合を含めた適切な維持管理が必要となっている。

インフラの機能維持は、持続的な社会経済システムの発展を支える基盤として不可欠であり、国土強靱化を図るための「事前に備えるべき8つの目標」を達成する上で共通の課題となることから、老朽化対策分野を設定する。

これらインフラの機能維持に係る財政負担を軽減・平準化し、最適な配置を実現するため、「米子市公共施設等総合管理計画」に基づき、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に実施する。加えて、個別施設ごとのメンテナンスサイクルを構築し、持続可能な社会基盤の構築を図っていく。

③ 人口減少対策分野

国土強靱化における取組は、人口減少下でも持続可能な地域社会の構築を進めていくものであり、その成果は、「第2次米子市まちづくりビジョン」にも資することになるため、同ビジョンと連携し、相乗効果を高めていく必要があることから、人口減少対策分野を設定する。

④ 人材育成分野

自主防災組織率の拡充を含めた地域住民全体による活動人員の確保・育成を推進する。

迅速な復旧・復興を図るため、避難所の運営管理、罹災証明書交付等の災害対応を実施する職員を育成支援を推進する。

⑤ 官民連携分野

住民や民間団体、事業者による防災対策に係る取組を推進するとともに、被災者支援を行うNPO、専門ボランティア団体等の災害支援団体の活動を調整する「災害中間支援組織」を設置し、官民連携による被災者支援体制の充実・強化を図る。

民間事業者の地域に精通した人員及び資機材の維持・確保や施設の堅牢化等についても推進するとともに、自主防災組織の充実強化を進める。

住宅の耐震化については、建築士事務所協会等と連携した広報活動や、自治会等と連携した勉強会を実施し、官民連携を図り、住宅耐震化を推進する。また、住宅以外の不特定多数が利用する建築物の耐震化についても、建築士事務所協会等と連携して推進する。

⑥ デジタル活用分野

少子高齢化や生産年齢人口の減少等を背景として、多くの業界・業種で人手不足が深刻化している。このような社会情勢において、人手不足の解消や、作業の効率化、生産性の向上を図るうえで、AIやIoT、5G、ドローン等のデジタル技術を活用した幅広い分野での国土強靱化施策の高度化が急務となっている。

このため、防災・減災分野においても、頻発する大規模自然災害に対応し、安心安全な生活環境を維持するために、防災DXの推進により、災害対応の高度化と効率化を図るとともに、災害情報の的確な把握・共有を推進するなど、「誰一人取り残さない」ことを理念に置いた情報の発信を推進する。

また、大規模自然災害の発生時においても、情報の共有や広報活動等、DXを活用した災害発生時の情報収集・伝達体制を強化することにより、災害時の的確な避難を推進する。

3 個別施策分野の役割

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策プログラムは、必要となる取組の集合体であるが、これら個々の取組は、「Ⅳ 3 施策分野の設定」で定義したとおり、5つの個別施策分野に属するものである。脆弱性評価に基づく国土強靱化の方向性及び施策プログラムの設定を踏まえ、個別施策分野の役割を明確化するため、施策プログラムに掲載する具体的施策を再整理し、施策の推進を図る。

(1) 行政機能分野

- ・ 災害情報等に関する関係機関の情報共有と、住民への迅速な情報提供や適切な避難情報の発出を図る。その際、外国人観光客を含む来県者等の迅速な避難行動を促すため、多様な情報伝達手段による情報提供の体制強化を図る。
- ・ 災害発生直後からの被災地での食料、飲料水等の物資供給の長期停止に備え、飲料水等の生活関連物資の確保に必要な関係団体との体制を構築する等、関連機関が連携して流通備蓄を含めた非常用物資の備蓄量を確保する。また、長期間の停電が発生した際においても指定避難所の機能、生活環境が維持できるよう、指定避難所の電源対策についても取組を推進する。
- ・ 自主防災組織等の拡充を含めた地域住民全体の取組による活動人員の確保・育成を図る。
- ・ 復旧・復興に向けた防災拠点となる官庁等の耐震化・耐水化等の耐災害性の向上、電力や情報通信回線の確保・複数化などの機能強化により、災害対応力の向上を図る。
- ・ 各行政機関における業務継続計画（BCP）の検証と見直し、災害時の応援協定の締結、データのバックアップ等により、業務継続体制の強化を図る。
- ・ 大規模自然災害時における被害の最小化及び迅速な復旧・復興を図るため、鳥取県による中国地方や関西広域連合との連携及び同時被災の可能性が低い徳島県とのカウンターパートの取組に加え、米子市として、鳥取県及び県内外の市町村との連携、また、徳島県阿南市及び大阪府河内長野市との間で締結した災害時相互応援協定に基づく取組の一層の強化を図る。
- ・ 災害等発生時における被災者支援の円滑化、迅速化を図るため、市町村が導入する「被災者支援システム」の円滑な運用やマイナンバーカードの活用など、デジタルトランスフォーメーションの取組を推進するとともに、情報通信基盤の機能強化・維持を図る。

(2) 住環境分野（住宅・都市 環境）

- ・ 居住世帯のある住宅、耐震診断が義務付けられた病院・店舗・旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、老人ホーム等の社会福祉施設の耐震化とともに、家具類転倒防止や天井などの非構造部材の落下防止、ブロック塀倒壊防止等の対策を促進する。
- ・ 倒壊により住民への被害はもとより、道路を遮断し緊急時の避難等の妨げとなる空き家、空き施設の実態調査及び除却を促進する。
- ・ 住民等の適切な避難行動のため、洪水ハザードマップ等の浸水深や洪水時の家屋倒壊危険ゾーン等を踏まえ、的確な行動判断の構築に向けた取組を進める。さらに、中小河川も含めた洪水・内水の浸水想定区域図に対応した各種ハザードマップの作成などによる住民への周知等を推進する。
- ・ 地域生活に不可欠となる上下水道の災害対応力を強化するため、施設の耐震化・耐水化、老朽化対策、BCPによる機能継続を図る。
- ・ 災害による文化財の喪失を防止するため、文化財防災対策マニュアルの策定や文化財ハザードマップ作成の支援、指定・未指定文化財の抽出やリスト化を推進する。

(3) 保健医療・福祉分野

- ・ 高齢者や障がい者などの要配慮者に対して、多様な情報伝達や避難体制の構築、平常時の見守り体制づくり等を推進する。
- ・ 災害直後からの医療機関、福祉施設の業務継続を図るため、業務継続計画（BCP）の策定を推進し、関係機関と連携した避難訓練等の実施と検証により、その実効性を確保する。
- ・ 災害現場での迅速・的確な活動の確保を図るため、災害派遣チーム（DMATやDWATなど）の派遣体制を確保する。また、新興感染症の発生・蔓延時の対応チーム（DICT）の受入れ体制を構築するなど、有事に備えた医療提供体制確保に取り組む。
- ・ 住民の積極的な避難を促進するとともに、災害関連死を防止するため、指定避難所の迅速な開設・避難者の受け入れ態勢の確立や、スフィア基準を踏まえた避難所の生活環境の向上を図る。
- ・ 災害時の支援等にかかる協定の締結の促進、県内外からの災害ボランティアや救援物資等の受入れ体制の整備等の取組を推進する。

(4) 産業分野（エネルギー 金融 情報通信 産業構造 農林水産）

- ・大規模地震で電気やガスが長期に途絶しないよう、施設の耐震化の推進と併せて、各エネルギー事業者と供給体制の構築を図る。
- ・輸送基盤の防災・減災対策を進め、燃料供給ルートを確保し、サプライチェーンを維持する。また、サプライチェーンリスクに対応するため、一極集中是正として国内回帰・多元化を図る。
- ・金融機関、県内商工団体、物流事業者及び同時被災の可能性が低い地域間の連携等による経済活動の継続に向けた取組を促進するとともに、地域経済を牽引する企業の育成を図る。
- ・少子高齢化や生産年齢人口の減少等を背景として、多くの業界・業種で人手不足が深刻化しているため、人手不足の解消や作業の効率化、生産性の向上を図る上で、AIやIoT、5G、ドローン等のデジタル技術を活用した幅広い分野での国土強靱化施策の高度化と効率化を図る。

(5) 国土保全・交通分野（交通・物流 国土保全 土地利用）

- ・「米子市公共施設等総合管理計画」や「インフラ長寿命化計画（個別計画）」に基づき、防災拠点等施設や土木インフラの点検、インフラ長寿命化計画に基づいた道路施設の老朽化対策と機能強化を進める。
- ・大規模地震等による被害を最小限に留めるため、河川堤防、水門・樋門等の耐震化や老朽化対策、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化・無電力化についても推進していく。
- ・気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、ハード・ソフトの両面から、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策「流域治水」を推進する。
- ・局地的豪雨や激甚化する水害に対して、河川整備や堤防機能強化等のハード対策を着実に推進し、被害の最小化を図るとともに、計画規模を上回る降雨に対する災害リスクや気候変動を考慮した治水計画の見直し、浸水常襲地域における内水対策などを検討する。
- ・土砂災害に対して、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設の土砂災害防止施設の整備を着実に推進する。特に、要配慮者利用施設や防災拠点、避難所及び社会経済活動を支える重要交通網の保全対策を重点的に進める。
- ・地域の交通・物流ネットワークの寸断や、車両の立ち往生に起因する死傷者の発生を防ぐため、関係機関が連携した除雪体制の確保により、円滑な冬期交通を確保するための対策を推進する。

- ・道路が被災した場合においても、早期の復旧を図るための減災・防災対策や機能強化及び物資供給や救助・救援車両の移動ルートを複数選択可能とする道路ネットワークによる代替性の強化を図る。
- ・南海トラフ地震を念頭に、日本海側と太平洋側の連携強化によるネットワークの多重性・代替性の確保に取り組む。国土の強靱化を進めていく上では、諸機能が集中する太平洋側のバックアップ機能を確保する日本海国土軸の形成が不可欠であり、交通物流のミッシングリンクの解消、付加車線整備や4車線化による機能強化を促進する。
- ・地域交通の維持のため、交通情報板や交差点制御機の整備等による交通管制の高度化、鉄道事業者等の交通関係機関との連携による輸送ルートの確保等、ハード・ソフト両面からの取組を推進する。
- ・基幹インフラ等の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査の着実な進捗を図る。

4 施策の重点化

限られた財源の中、計画の実効性を確保するためには、選択と集中の観点に立ち、計画に掲げる施策の重点化を図っていくことが必要である。このため、以下の観点から施策の重点化を行う。

【施策重点化のプロセス及び視点】

- ・30の「起きてはならない最悪の事態」の中から、特に回避すべき「最悪の事態」を絞り込み、プログラムを重点化する。
 重点化の視点 ⇒ 重要性（当該プログラムにおける施策の重要度）
 緊急性（他の施策に優先して行う必要性）
 波及性（他の政策目的への波及効果）
- ・重点化したプログラムを充実させるため、横断的分野からの施策を上乗せし、実効性と効率性を確保する。

【重点化する施策プログラム】

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（32項目）	2期計画までの重点化プログラム	R3豪雨	R5豪雪	R5台風	プログラム重点化
I. 人命の保護が最大限図られる II. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1. 直接死を最大限防ぐ（人命保護）	1-1 地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生（住宅密集地、不特定多数施設含む）	◎				
		1-2 津波・高潮による死傷者の発生	◎				
		1-3 ゲリラ豪雨等による市街地の浸水	◎	●		●	●
		1-4 土砂災害等による死傷者の発生	◎	●		●	●
		1-5 豪雪・暴風雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	◎		●		●
		1-6 林野火災の延焼により、周辺住家等の被害による死傷者の発生					
		1-7 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生	◎				
	2. 救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止	2-1 被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止（避難所の運営、帰宅困難者対策含む）	◎				
		2-2 長期にわたる孤立集落等の発生（豪雪による孤立等を含む）	◎	○	●	●	●
		2-3 救助・救援活動等の機能停止（絶対的不足、燃料・供給の途絶）	◎				
		2-4 保健・医療・福祉機能の麻痺（絶対的不足、支援ルートの途絶、燃料・供給の途絶）	◎				
		2-5 安悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	◎	●			●
	3. 行政機能の確保	3-1 警察機能の低下（治安の悪化、重大交通事故の多発）					
		3-2 県庁および県機関の機能不全	◎				
		3-3 市町村等行政機関の機能不全	◎				
	4. 情報通信機能の確保	4-1 情報通信機能の麻痺・長期停止（電力供給停止、郵便事業停止、テレビ・ラジオ放送中断等）	◎	●	●	●	●
		4-2 地域競争力の低下、県内経済への影響（サプライチェーンの寸断、燃料・供給の停止、金融サービス機能の停止、重要産業施設の損壊等）	◎				
	5. 地域経済活動の維持	5-1 地域競争力の低下、県内経済への影響（サプライチェーンの寸断、燃料・供給の停止、金融サービス機能の停止、重要産業施設の損壊等）	◎				
		5-2 交通インフラネットワークの機能停止	◎	○		●	●
		5-3 食料等の安定供給の停滞	◎				
	6. ライフラインの確保及び早期復旧	5-4 異常洪水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への基大な影響					
		6-1 電力供給ネットワーク等機能停止（発電所、送配電設備、石油・ガスサプライチェーン等）	◎		●	●	●
		6-2 上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止（用水供給の途絶、汚水流出対策含む）		●	●	●	
	7. 二次災害の防止	6-3 地域交通ネットワークが分断する事態（豪雪による分断を含む）	◎	●	●	●	●
		7-1 大規模火災や広域複合災害の発生					
		7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生（農地・森林等の荒廃による被害を含む）	◎	●		●	●
		7-3 有害物質の大規模拡散・流出					
	8. 迅速な復旧・従前より強靭な姿での復興	7-4 風評被害等による県内経済等への基大な影響					
		8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
		8-2 復旧・復興を担う人材等の不足や自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
		8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
		8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
	8-5 長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態						

【凡例】◎：2期計画で重点化プログラムとなっていたもの ●：事態が生じた項目 ○：軽微な事態が生じた項目

Ⅶ 計画の推進に向けて

1 計画推進

本市の国土強靱化に向けては、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要であり、その実施には、毎年度の施策の進捗状況等を踏まえた効果的な施策展開が求められる。

本計画の推進に当たっては、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、本市の国土強靱化システムとして、新たな施策展開を図っていくというPDCAサイクルの体制を構築するとともに、運用しながらスパイラルアップと計画の着実な推進を図る。

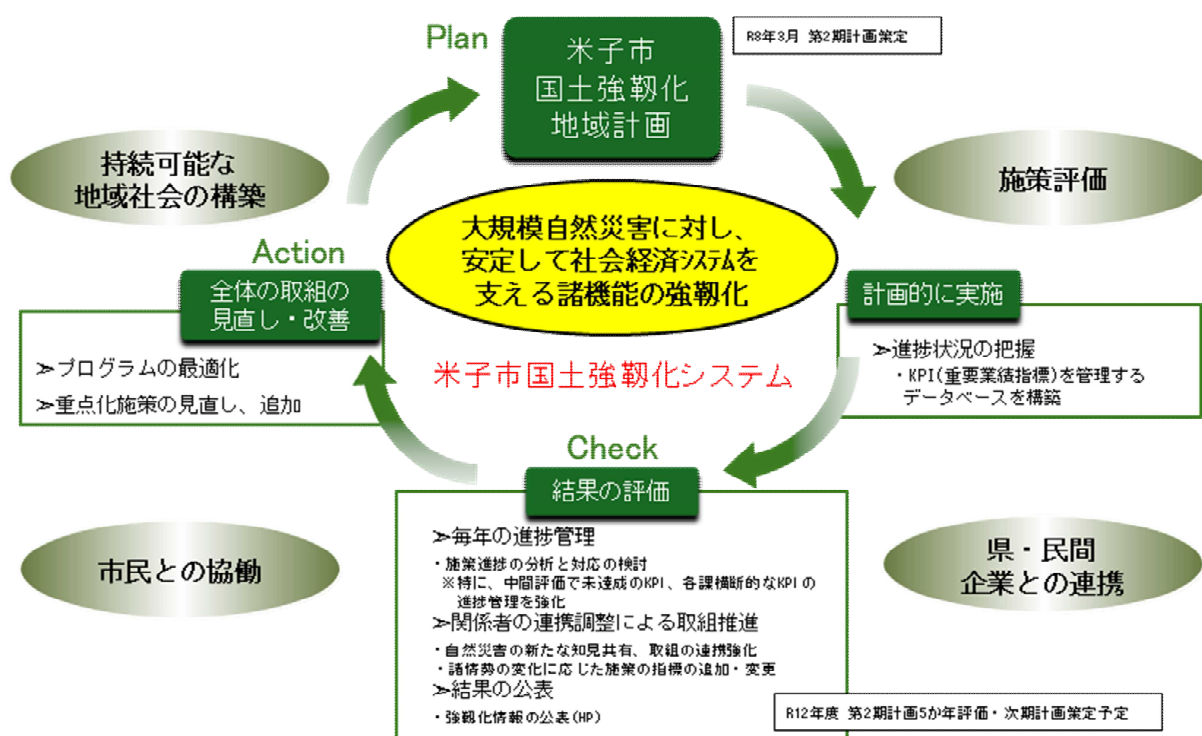
PDCAサイクルによる強靱化システム

【Plan】 先述した【STEP1】～【STEP5】を実施し、本市の国土強靱化システムの指針となる国土強靱化計画を策定する。

【Do】 本計画に基づき、各部局に設定した施策を確実に実行する。

【Check】 「政策評価」となる重要業績指標（KPI）を確認し、施策等の達成状況を評価する。

【Action】 現在の社会経済情勢や国土強靱化施策の進捗状況などを考慮して、本計画の見直しを行う。



2 計画の進捗管理

本計画の進捗状況は、重要業績指標（KPI）を確認して、施策プログラムの達成状況を評価する。また、効率的かつ確実に進捗管理を実施できる体制づくりを進める。

- ① 毎年の進捗管理
- ② 中間評価の実施
- ③ 結果の公表

また、県・民間との連携を図り、住民とも協働して強靱化を図る。

- ① PDCAサイクルの構築
 - ・ 諸情勢の変化に応じた施策や指標の追加・変更
 - ・ 民間取組情報の収集
- ② 県との連絡
 - ・ 各施策における県の取組の把握
 - ・ 県が追加修正する強靱化計画との調整

3 計画の見直し等

(1) 計画の推進期間

本計画においては、市内外における社会経済情勢の変化や国及び県を通じた国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、おおむね5年を推進期間とする。

社会経済情勢の変化や毎年度の施策の推進状況等により、計画の修正を要する場合には、適宜見直すものとする。

(2) 他の計画等の見直し

本計画は、本市の国土強靱化に関する他の計画の指針として位置付けられるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し時期や本計画の改定時に併せ、所要の検討を行い、整合を図っていく。

【別紙 1】脆弱性評価結果

1-1 地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生（住宅密集地及び不特定多数施設を含む。）

（脆弱性評価）

- 官庁建築物の耐震化は着実に進められているが、特定天井等の非構造部材の定期点検及び耐震対策を推進する必要がある。
- 市立小中学校や市立保育所が避難所として機能するための施設、設備等が必要である。
- 居住世帯のある住宅、耐震診断が義務付けられた病院・店舗・旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、老人ホーム等の社会福祉施設について、建物の耐震化とともに、家具類転倒防止やブロック塀倒壊防止等の対策の促進を図る必要がある。また、耐震診断及び耐震改修の経済的負担が大きいため、きめ細やかな支援策を講じる必要がある。
- 住宅等の家具を固定し、地震時の転倒を防止するため、広報紙、説明会等による啓発活動が必要である。
- 住民避難場所に指定されている公園の適切な維持管理を図る必要がある。
- 交通施設の倒壊等による通行不能を避けるため、耐震化や点検整備を推進するとともに、インフラ長寿命化計画に基づいた道路施設の老朽化対策と機能強化を進める必要がある。
- 空き家所有者に対する建物の適正管理や災害発生時の被害リスク等の周知、所有者不明空き家に対する所有者調査の迅速化等について、専門家等を交えた検討を進める必要がある。
- 市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給、防災拠点の整備等を図るため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良な建築物等の整備を支援する必要がある。

（鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目）

- 県立学校施設や公立小中学校、私立幼稚園、中学校・高等学校の耐震化は全て完了したが、幼稚園や保育所については耐震対策を促進する必要がある。
- 延焼が想定される住宅密集市街地において、感震ブレイカーの設置推進や市町村において耐震性貯水槽を計画的に増設する必要がある。
- 危険な盛土等による災害から県民を守るため、高盛土を含めた大規模宅地造成地を有する県・市町村における安全性把握調査を促進するとともに、規制区域内の盛土工事の適切な把握と管理を推進する必要がある。
- 大規模地震等による被害を最小限に留めるため、河川堤防、水門・樋門・陸閘等の地震・津波対策が必要である。

1-2 津波・高潮による死傷者の発生

（脆弱性評価）

- 津波や高潮が想定される地域において、住民が的確な避難行動が取れるように、津波ハザードマップや高潮ハザードマップの作成及び周知や警戒避難体制の構築、避難訓練の実施などソフト対策を進める必要がある。
- 防災拠点となる避難所等の耐震化を推進する必要がある。
- 気候変動を踏まえた鳥取沿岸海岸保全基本計画に基づく適切な維持管理および、海岸浸食対策を推進する必要がある。

（鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目）

- 減災目標を定めた「鳥取県震災対策アクションプラン」に基づき、住民の避難行動などの具体的施策を着実に推進していく必要がある。
- 避難経路を確保するため、倒壊した場合に前面道路を閉塞するおそれのある緊急避難路等の沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。
- 気候変動による海面上昇も予想されており、津波や高潮が堤防を越流した場合でも、減災効果を発揮する粘り強い構造や耐震化等の強化対策を進める必要がある。
- 南海トラフ巨大地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合の対応として、徳島県との災害支援協定の締結や、南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」の施行、鳥取県警察災害派遣隊の重点受援県が選定されている中、広域的かつ大規模な災害発生時の対応方策について、引き続き検討する必要がある。

1-3 ゲリラ豪雨等による市街地の浸水

(脆弱性評価)

- 気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、グリーンインフラの活用や、ハード・ソフトの両面から、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水対策」を推進する必要がある。
- 洪水・土砂災害時に住民が適時かつ迅速に避難することができるよう、分かりやすい防災情報・河川情報の提供強化、地域防災力の強化を推進する必要がある。また、洪水ハザードマップの作成等により、地域住民の防災意識を向上させる必要がある。
- 人家や公共施設へのリスクが高い防災重点ため池については、点検・耐震化検討に基づく対策を確実に進めるとともに、ため池ハザードマップを作成し、地域住民等の防災意識を向上させる必要がある。
- 大雨による道路冠水等の浸水や都市化に伴う水害発生リスクが懸念され、公共下水道（雨水）の早期整備が必要な状況にある。

(鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目)

- 気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、グリーンインフラの活用や、ハード・ソフトの両面から、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水対策」を推進する必要がある。
- 計画降雨に対する河川改修は着実に進めるとともに、インフラ長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を促進する必要がある。
- 計画規模を上回る降雨に対する災害リスクや、気候変動を考慮した治水計画の見直しを進める必要がある。
- 水防法に係る要配慮者利用施設について、避難確保計画に基づく避難訓練等により、避難体制の構築を継続する必要がある。
- ダム放流の安全避難対策として、ダムの事前放流等の取組を推進するとともに、ダム下流域においては避難訓練による住民避難体制の構築を継続する必要がある。
- 災害発生時の緊急対応を強化するため、災害時応援協定の充実を図る必要がある。

1-4 土砂災害等による死傷者の発生

(脆弱性評価)

- 土砂災害等が発生した場合に、住民が的確な避難行動を取ることができるよう、土砂災害ハザードマップの作成や警戒避難体制の構築などのソフト対策を進める必要がある。
- 市内には急傾斜地の未整備箇所が多数存在し、整備までに長期間を要するため、警戒避難体制等のソフト対策の強化が必要である。
- 豪雨により倒壊するおそれのあるがけ地からの移転を促すことにより、人命を守る必要がある。

(鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目)

- 土砂災害を防止するため、砂防施設整備による土砂災害防止対策や治山施設、森林整備等による山地災害防止対策を推進する必要がある。また、土砂災害対策として砂防堰堤等施設整備を進めているが、比較的小規模な流域あるいは地区を対象としているため、土砂・洪水氾濫や深層崩壊等を対象とした大規模かつ広域的な調査を実施する必要がある。
- 土砂災害警戒区域のほか、平成26年8月の広島土砂災害の要因の一つと考えられる風化花崗岩（マサ土）及び大山周辺火山性堆積物が分布する地域や、土砂・洪水氾濫のリスクの高い流域等の点検・調査を実施し、優先的に施設整備を図る必要がある。
- 土砂災害防止法に基づき、基礎調査結果の公表による住民への土砂災害に係る危険性周知及び土砂災害警戒区域等の指定の促進を図る必要がある。また、住民へ的確な土砂災害警戒情報等を提供するため、情報伝達手段の一層の多様化や情報の精度向上を図る必要がある。
- 地域防災力強化のため、防災教育や裏山診断等を実施し、地域住民の防災意識の向上を図る必要がある。
- 土砂災害防止法に係る要配慮者利用施設について、避難確保計画に基づく避難訓練等により、避難体制の構築を継続する必要がある。
- 災害発生時の緊急対応を強化するため、災害時応援協定の充実を図る。
- 避難時間が十分確保できない山地河川、中小河川での逃げ遅れによる孤立集落の発生を防止し、避難行動を円滑に行うため、避難路となる道路の防災・減災対策や機能強化を図る必要がある。

1-5 豪雪・暴風雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(脆弱性評価)
○除雪を確実にを行うため、民間委託を含めた除雪体制の強化が必要である。

(鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目)
○豪雪・暴風雪時における道路情報や交通規制情報の早期伝達、周知を図る必要がある。また、倒木や電柱等の倒壊の被害を最小限に抑えるため、市町村、事業者等と連携して、危険木の事前伐採を推進し、たとえ孤立集落が発生したとしても、孤立状態の早期解消を図るため、道路啓開体制の確保や、災害時における中電及びNTT等との連携及び連絡体制の確認を行う必要がある。

1-6 林野火災の延焼により、周辺住宅等の被害による死傷者の発生

(脆弱性評価)
(鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目)
○消防施設や資機材の整備、水利確保に係る関係機関との連携を強化し、消火体制を確立しておく必要がある。
○関係機関と連携した防災訓練の実施や連絡体制の確認を行い、速やかに初動対応ができる体制を構築する必要がある。
○林野火災予防意識の啓発として、関係機関の連携・協力、広報誌等による啓発のほか、関係者及びハイカー等への林野火災防止について周知を図る必要がある。
○消防局が発する林野火災注意報や林野火災警報などについて理解を促進するための取組を実施する必要がある。
○山間部で水利が限られ、消火栓も限りがあるなど、水利確保が重要であることから、市町村等における消防施設や資機材の整備拡充を推進する必要がある。
○通信機器の配備不足や不感地帯が発生しないように、計画的な整備を行うとともに、多様な通信手段を確保する必要がある。
○山が荒れていると延焼拡大の要因や消防活動の妨げとなることから、適切な森林整備による伐採木や枝葉の林外への搬出、及び消火活動に活用する林道・森林作業道への倒木除去を行っておく必要がある。

1-7 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による死傷者の発生

(脆弱性評価)
○関係機関と連携した住民避難訓練や救出救助訓練等の災害警備訓練を実施するとともに、円滑な避難誘導體制等を整備する必要がある。また、装備資機材等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。
○避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、避難行動要支援者個別計画の策定を推進する必要がある。
○要配慮者や外国人観光客に対する迅速な情報伝達や避難誘導の体制を確立するとともに、ホテル・旅館、観光地などの観光関連施設における防災対策におけるハード・ソフト両面での防災対策が必要である。また、外国人への配慮として、浸水表示板や各標識などでの英語表記や多言語化を推進する必要がある。

(鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目)
○円滑な避難に資する交通規制計画の見直しや交通管制システムの高度化を推進するとともに、大規模自然災害発生時における道路情報や交通規制情報の早期伝達、周知を図る必要がある。また、電話等の通常の情報通信機能を喪失した場合における他の行政機関との情報通信手段を確保する必要がある。
○住民等が避難情報の意味を理解し、適切な避難行動がとれるよう、確実かつ迅速な情報発信を行う必要がある。また、障がい者や外国人等への配慮も含め、避難情報の精度向上を図るとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関と連携した情報発信を行う必要がある。
○交通情報や復旧情報等について、国、県、市町村で異なる情報を発信すると住民等が混乱するため、統一した整合性のある情報を発信する必要がある。
○ダム放流の安全避難対策として、ダムの事前放流等の取組を推進するとともに、ダム下流においては避難訓練による住民避難体制の構築を推進する必要がある。
○住民が適時かつ迅速に避難できるよう、わかりやすい防災情報・河川情報の提供を強化する必要がある。
○早急な被害状況の把握や迅速な災害対応等を行うことや物資の調達や円滑な輸送のため、新たなシステムを導入するなど、発災直後から効率的かつ効果的な情報集約ができる体制を構築する必要がある。

2-1 被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止（避難所の運営及び帰宅困難者対策を含む。）

（脆弱性評価）

- 災害時に飲料水を確保するため、水道施設の耐震化の推進、多様な水源利用について検討する必要がある。また、大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備する必要がある。
- 震災時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進め、地震に対する安全性を高めるとともに、広域における支援体制の整備が必要である。また、仮設ベッドやトイレなどの災害用物資の供給・支援による避難所環境の改善が必要である。
- 県と市町村と役割分担をした備蓄品目について、適正な備蓄量の確保を図る必要がある。また、スフィア基準を考慮した避難所を設置するための食糧、水、トイレ、医療品及び衛生資材、簡易ベッド等の調達体制の機能強化（調達先や調達手段の複数化、救援物資の受入体制整備等）を行う必要がある。既に締結している民間企業との食料調達や生活関連物資調達に係る協定を踏まえ、対応手順等の検討や食料供給訓練、支援物資輸送訓練等により、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。
- 従業員や生徒の一時滞在施設となる事業所や学校等において、施設整備や非常用食糧の備蓄などの対策を推進する必要がある。また、一時滞在施設の確保、徒歩での帰宅支援の取組を推進する必要がある。
- 孤立集落発生を防止するための道路の減災・防災対策や機能強化に加え、道路が被災した場合においても道路ネットワークの代替性の強化を図る必要がある。
- 上・下水道部局が連携した災害対応を円滑に行うにあたり、上下水道BCPの策定が必要である。
- 近年の異常気象等により異常渇水等に伴う被害リスクが懸念され、安定供給を確保するための整備を進める必要がある。

（鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目）

- 食料等の調達体制の機能強化（調達先や調達手段の複数化等）や陸海空の複数の輸送による代替経路の確保に加え、迅速な輸送経路啓開に向けた資機材の充実、ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送に必要な情報共有の体制を整備する必要がある。
- 物資供給ができるよう緊急物資輸送路等に係る洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に進める必要がある。
- 鉄道や幹線道路不通時の代替輸送手段の確保等の対応が必要である。
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者のため、福祉避難所を設置する必要がある。
- 車中泊等によりエコノミークラス症候群の発症が懸念されるため、医療・福祉サービスの充実を図る必要がある。また、被害後の精神疾患に伴う自殺や急性心筋梗塞などの災害関連死が懸念されることから、十分なケアができる体制を構築する必要がある。

2-2 長期にわたる孤立集落等の発生（豪雪による孤立等を含む。）

（脆弱性評価）

- 除雪を確実にを行うため、民間委託を含めた除雪体制の強化が必要である。
- 孤立集落発生を防止するための道路の減災・防災対策や機能強化に加え、道路が被災した場合においても道路ネットワークの代替性の強化を図る必要がある。
- 豪雪・暴風雪時における道路情報や交通規制情報の早期伝達、周知を図る必要がある。また、倒木や電柱等の倒壊の被害を最小限に抑えるため、県、事業者等と連携して、危険木の事前伐採を推進し、たとえ孤立集落が発生したとしても、孤立状態の早期解消を図るため、道路啓開体制の確保や、災害時における中電及びNTT等との連携及び連絡体制の確認を行う必要がある。
- 孤立発生時に孤立地域と連絡がとれるよう、災害時でも使用可能な通信手段を確保するとともに、孤立が長期化する場合を想定して食料等の備蓄の充実化が必要である。

（鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目）

- 活動能力向上のための消防防災ヘリコプター及び関係資機材の整備と他県等との連携体制を図るとともに、孤立予想集落における臨時離着陸場の確保や連絡通新体制の整備などを行う必要がある。
- 緊急輸送道路の整備など、道路の防災・震災等対策を進め、中山間地域における道路整備や代替性確保のための道路ネットワーク整備を図る必要がある。また、緊急輸送道路を保全対象とする治山・砂防関係施設の一層の整備と施設点検による機能維持が必要である。
- 孤立発生時に救助等の対応が適切に実施できるよう、孤立が予想される集落をあらかじめ特定するとともに、応急対策を実施する上で必要となる情報（居住者数、避難箇所、アクセス道路など）を把握し、あらかじめ孤立可能性集落ごと対応方針を整理しておく必要がある。

2-3 救助・救援活動等の機能停止（絶対的不足、エネルギー供給の途絶）

（脆弱性評価）

- 災害対応において、関係機関ごとの体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報共有化の検討、必要事項の標準化等を推進する必要がある。また、防災関係機関同士がリアルタイムで災害情報の共有化ができるシステムの活用が必要である。
- 消防団員と自主防災組織の災害対応力強化のための人材育成を図る必要がある。
- 支え愛マップづくりや要配慮者利用施設への避難の支援、水防資器材や消防車両等資機材の充実・強化の推進など、地域防災力を強化する必要がある。

（鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目）

- 救助・救援活動等の機能が停止しないよう、活動の拠点となる警察県警施設や消防施設、及び情報通信機能の耐災害性の強化を推進する必要がある。
- 大規模地震・火災からの人命の保護を図るための救出救助体制（人員等）の絶対的な不足が懸念されるため、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊等の活動拠点や宿泊可能施設を確保するなど受援体制を構築するとともに、救出救助訓練等の訓練の継続実施、体制及び装備資機材等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。
- 県外各機関からの応援において、広域における支援体制の整備とともに、効率的・効果的に支援が受けられるような大規模な拠点整備が必要である。また、災害時に備えて県内の職能団体等とあらかじめ応援協定等を締結することにより、人的・物的な支援体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する必要がある。
- 救助・救援車両などへの優先的な燃料供給体制の構築が必要である。また、エネルギー事業者の供給体制を強化していくことが必要である。
- 大規模地震により電気やガスの供給が途絶する可能性があるため、各発電所や送電設備の耐震化等を推進し、短期間で供給再開できるようにする必要がある。
- 災害に対する強靱性の向上につながる再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備について、整備・導入を支援する必要がある。
- 孤立集落の解消等に向けた効率的な活動を確保するため、通信基盤・施設の堅牢化・高度化を図る必要がある。
- 災害ボランティアによる災害時の被災地支援活動が効率的かつ効果的に行われるよう、体制を整える必要がある。

2-4 保健・医療・福祉機能のまひ（絶対的不足、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶）

（脆弱性評価）

- 災害発生時の医療体制を確立するため、災害医療に携わる人材の確保が必要である。また、広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者に対して、地域の医療機関の活用も含めた適切な医療機能の在り方について、官民で検討する必要がある。
- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、医療・福祉サービスの充実により災害関連死を最大限防ぐ必要がある。
- 上下水道が一体となった災害復旧体制の構築を図っていくにあたり、上下水道 BCP の策定が必要である。
- 重要施設（病院、避難所等）の排水を受け持つ管路の耐震化が完了していないため、早期実施が必要である。
- 下水道システムの急所施設となる処理場や重要施設（病院、避難所等）の排水を受け持つポンプ場の耐震化が一部を除き未完了のため、対策実施のための工事を早期に実施する必要がある。

（鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目）

- 災害拠点病院の耐震化は全て完了したが、その他医療施設の耐震化や耐水化の推進により、その機能を維持していく必要がある。
- 地震や浸水害の発生時に、DMAT及び医療救護班のほか、DWAT、DHEAT、DPATの各災害派遣チームが被災地へ到達できるように、支援ルートとなる緊急輸送道路・港湾施設の整備、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の着実な進捗等により、ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送体制を確保する必要がある。
- 地震や浸水害の発生時に、DMAT及び医療救護班のほか、DWAT、DHEAT、DPATの各災害派遣チームが被災地へ到達できるように、支援ルートとなる緊急輸送道路や港湾施設の整備、洪水・土砂災害・津波・高潮対策の着実な推進等により、ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送体制を確保する必要がある。

- 災害用救急医薬品等の備蓄による確保、医薬品卸業団体等との協定による調達体制構築しており、さらなる機能強化・充実を図っていく必要がある。
- 大規模地震・火災からの人命の保護を図るための救出救助体制（人員等）の絶対的な不足が懸念されるため、警察災害派遣隊の活動拠点、宿泊可能施設を確保するなど受援体制を構築するとともに、救出救助訓練等の災害警備訓練の実施、体制及び装備資機材等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。
- 全ての災害拠点病院に自家発電機等（必要な期間稼働させるための燃料確保の体制を含む）は設置されているが、今後も継続維持する必要がある。また、水道を含むライフラインの機能を強化していくことが必要である。
- 大地震後においても、各発電所が大きな被害を受けず、短期間で発電再開できるようにする必要がある。また、送電線が被災し、送電不能となる可能性があるため、送電線の耐震化を検討する必要がある。
- 大規模災害時におけるDMAT、DWAT、DHEAT、DPAT、保健師等による保健医療福祉支援について、県内の活動チームだけでは対応しきれないことが懸念されるため、国や他県からの受援を含めた総合調整を行う体制を直ちに設置し、迅速な対応に繋げる必要がある。

2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- （脆弱性評価）
- 車中泊等によりエコノミークラス症候群の発症が懸念されるため、防止体制の強化を図る必要がある。また、被害後の精神疾患に伴う自殺や急性心筋梗塞などの地震関連死が懸念されることから、十分なケアができる体制を構築する必要がある。
 - 災害時における感染症への対応のため、避難所における飛沫感染防止対策、マスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄等を行うとともに、感染症が流行している状況下での適切な避難方法について、住民へ周知、啓発する必要がある。
 - 市立小中学校が避難所として機能するための施設、設備等が必要である。

3-1 行政機関の機能不全

- （脆弱性評価）
- 災害発生時における行政機能維持、防災拠点としての機能確保のため、市役所施設等の耐震化、耐災害性（浸水対策、停電対策、防火対策等）の強化、代替施設の確保等を推進する必要がある。
 - 米子市業務継続計画（BCP）の検証・見直し、実効性確保のための取組が必要である。
 - 被災者支援や避難所運営におけるマイナンバーカードの活用等、行政のデジタルトランスフォーメーションの取組を進める必要がある。
 - 基幹システムのひとつである庁内LANや情報ハイウェイのシステムを維持するとともに、デジタルトランスフォーメーションに合わせた情報通信基盤の整備を強化する必要がある。
 - 安全対策が不足し運用の安定性が損なわれる可能性があるため、継続的な見直しと改善措置の実施が必要である。

4-1 情報通信機能のまひ・長期停止

- （脆弱性評価）
- 通信設備の耐震化及び多重化が必要である。
- （鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目）
- 通信設備の耐震化や多重化を図るため、衛星携帯電話や非常用電源装置の整備が必要である。
 - 大地震後においても、各発電所が大きな被害を受けず、短期間で発電再開できるようにする必要がある。また、送電線が被災し、送電不能となる可能性があるため、送電線の耐震化を検討する必要がある。
 - 警察通信基盤の充実強化及び関係機関との連絡手段の確保等を推進する必要がある。また、多様な情報伝達の手段により、災害情報が外国人や観光客等を含む必要な者に伝達できる対策が必要である。
 - 情報通信基盤（鳥取情報ハイウェイの高速化・広帯域化、5G携帯基地局整備、県営公衆Wi-Fiアクセスポイント）の整備を推進する必要がある。

5-1 地域競争力の低下、市内経済への影響（サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止、金融サービス機能の停止、重要産業施設の損壊等）

（脆弱性評価）

○大規模自然災害時における事業活動の早期再開のために、商工会議所・商工会との連携が必要である。
○農業水利施設について、老朽化対策を進め、基幹水利施設については、調査等に基づく対策を進める必要がある。

（鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目）

- 企業BCPの策定は、災害発生時や、新興感染症などの新たなリスク等に対する企業の被害軽減と早期の事業再開の観点から重要性が高いものであり、県内企業に対するBCP策定や平時からの取組（BCM）に対する支援が必要である。また、サプライチェーンを構成する企業のBCP/BCMIについても促進する必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症により明らかになったサプライチェーンリスクに対応するため、サプライチェーンの一極集中の是正として国内回帰・多元化を図る必要がある。
- 金融機関では、業務継続計画（BCP）はすでに策定されているが、サービス停止による商取引又は預金者への影響を回避する必要がある。
- インフラの被災により、燃料供給ルートや物流ルートが途絶する可能性があるため、緊急輸送道路の橋りょうの耐震化、老朽化対策及び道路路面等の対策、河川改修並びに治山・砂防施設の整備や予防保全型メンテナンスによる耐力以下の防止や機能強化などを推進していく必要がある。
- 被災後は、燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理しておく必要がある。
- 警察、消防等防災関係機関と連携し、大規模災害を想定した実戦的な実動訓練及び図上訓練等を実施しているが、更なる応急対処能力の向上等のため、火災、爆発等を起こす可能性のある産業施設等に参加を促して訓練を実施する必要がある。
- 少子高齢化による林業の人材不足等により、山林の荒廃が懸念されていることから、森林植生の食害等に伴う土砂災害等の防止を図るとともに、生産力強化に向けた木材の供給する体制を構築する必要がある。
- 地域競争力を高めるために、トップレベルの技術・サービス導入による新たな市場開拓をする必要がある。
- 中小企業者の成長、経営戦略の支援により、競争力を強化させるため、事業継承による県内経済の衰退や企業、事業所の空洞化を防ぐ必要がある。
- 地震時の農作物の落果被害や、豪雪時のビニールハウス倒壊や漁船の転覆被害など、災害時の農林水産業被害に応じた支援体制を強化する必要がある。
- 災害に対する強靱性の向上につながる再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備に関する整備・導入を支援する必要がある。

5-2 交通インフラネットワークの機能停止

（脆弱性評価）

- 大規模自然災害時の食料等の流通の途絶を避けるため、代替性も視野に入れた物流のネットワークを確保する必要がある。
- 緊急輸送道路とネットワークを形成する路線等（安倍三柳線など）、防災・減災に資する道路ネットワークの整備を促進するとともに、米子・境港間の高規格道路、米子自動車道、山陰道などの高速道路の整備に向けた取組が必要である。
- 交通インフラの耐震対策、洪水・土砂災害・津波対策等を着実に推進する必要がある。

（鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目）

- 重要港湾である境港、鳥取港が機能停止した場合、国内外への海上輸送停滞のおそれがあるため、重要港湾において策定済みの業務継続計画（BCP）の運用と見直しをする必要がある。また、鳥取空港事業継続計画（BCP）により、適切に教育訓練し、計画の見直しを行う必要がある。
- 幹線交通の分断の様相によっては、現状において代替性機能が不足することが想定される。輸送モードごとの代替性の確保とともに、災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。
- 復旧復興は、災害に強い高規格道路を起点に行われており、特に災害発生後は、確実かつ円滑に救援、救助活動に不可欠であるため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消に向けた取組が必要である。また、車線数が多いほど交通機能の全損失になりにくい傾向にあることから、高規格道路の4車線化や

付加車線の整備による機能強化を図る必要がある。

- 緊急輸送道路を保全対象とする治山・砂防関係施設の一層の整備と施設点検による機能維持が必要である。また、緊急時の迂回路を早期に構築するための道路整備と強化が必要である。
- 空港機能について、発災後、早期復旧できるよう近隣空港を含めた関係機関が情報共有できる体制づくりを図る必要がある。
- 災害発生直後から交通ネットワークが機能するよう、監視カメラの活用等による監視体制の強化、道路啓開や機能停止に陥った港湾・漁港の早期の回復を行う活動（航路啓開）を行う必要がある。
- 鳥取県道路啓開計画は、地震・津波時を想定した計画であることから、さらに複合災害の発生等、過酷な災害状況を想定した計画にする等内容の強化を図る必要がある。

5-3 食料等の安定供給の停滞

（脆弱性評価）

- 道路等の寸断に備え、複数の輸送による代替経路（複数輸送ルート及び代替機能）を確保する必要がある。
- 地震による学校給食共同調理場の機能停止により、長期間学校への給食の供給ができなくなることが懸念されるため、学校給食共同調理場の耐震化を推進する必要がある。
- 豪雪により道路機能がまひしないよう、速やかに除雪を実施するための体制の強化が必要である。
- 流通拠点漁港となっている陸揚岸壁について、災害時に備え、耐震化対策を確実に進める必要がある

（鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目）

- 大規模自然災害発生時の食料等の流通確保のため、運輸事業者の業務継続計画（BCP）の策定を推進する必要がある。また、出荷要請対応手順等の検討により、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。
- 食料等の調達体制の機能強化（調達先や調達手段の複数化等）に加え、ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送に向けた情報共有等の必要な体制を整備する必要がある。
- 円滑な食料供給を維持するため、物資輸送ルートの防災対策を推進する必要がある。
- 流通拠点漁港の耐震化は完了しているが、増深等の機能強化を確実に進める必要がある。
- 物資輸送ルートについて、道路等の寸断に備え、陸海空の複数の輸送による代替経路（複数輸送ルート及び代替機能）を確保する必要がある。

5-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

（脆弱性評価）

- 農業水利施設について、老朽化対策を進め、基幹水利施設については、調査等に基づく対策を進める必要がある。
- 近年の異常気象等により異常渇水等に伴う被害リスクが懸念され、安定供給を確保するための整備を進める必要がある。

（鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目）

- 災害時における渇水被害の抑制や用水供給を確保するため、管路の老朽化対策や耐震化、長寿命化を含めた維持管理と機能強化、多様な水源利用について検討する必要がある。あわせて、人材やノウハウ、連絡体制の強化等についても進める必要がある。
- 渇水対策及び災害時の代替水源として、災害時協力井戸等の地下水を活用する等、事前に渇水・高温対策計画を検討する必要がある。
- 農産物の生産に必要不可欠な農業水利施設については、機能保全計画に基づく長寿命化対策を確実に進める必要がある。

6-1 電力供給ネットワーク等機能停止（発電所、送配電設備、石油・ガスサプライチェーン等）

（脆弱性評価）

（鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目）

- エネルギーインフラの途絶があっても、機能が維持できるように自家発電設備など自立分散型エネルギーの配置が必要である。また、災害時において、避難所等で必要な電力を蓄エネルギー等から供給

できる社会システムを構築する必要がある。公用車のみならず、広く次世代自動車の普及促進と外部給電機能等、新たな価値を世の中に提供していく必要がある。

- 送電線の分断などによる電力供給停止時においてもダム機能を持続するため、再生可能エネルギー（ダム管理用小水力発電）の導入を促進する必要がある。
- 大規模地震により電気やガスの供給が途絶する可能性があるため、各発電所や送電設備の耐震化等を推進し、短期間で供給再開できるようにする必要がある。
- 災害に対する強靱性の向上につながる災害時に役立つ再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備に関する整備等を支援する必要がある。

6-2 上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止（用水供給の途絶及び汚水流出対策を含む。）

（脆弱性評価）

- 上下水道施設の耐震化を推進するとともに、非常時の生活用水を確保するため、応急給水拠点体制の整備や社会的影響が大きい管路については、メンテナビリティ及びリダンタンシーの確保が必要である。
- 大規模洪水時においても工業用水の電気・機械設備が浸水しないよう、検討を行う必要がある。
- 大地震後においても、工業用水関係施設や設備が大きな被害を受けず、短期間で供給再開できるようにする必要がある。また、工業用水管路については、耐震性を持たせるほか、配水経路を複数持つなどリスク分散に配慮した計画的な整備を検討する必要がある。
- 上・下水道部局が連携した災害対応を円滑に行うにあたり、上下水道BCPの策定が必要である。

（鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目）

- 大規模地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進め、地震に対する安全性を高めるとともに、広域における支援体制の整備が必要である。また、避難住民などに対する仮設トイレの供給体制の整備、簡易トイレの備蓄が必要である。
- 単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。また、集合処理施設（下水道・集落排水等）の復旧が長期間にわたる場合、個別処理施設（合併処理浄化槽）への転換を検討する必要がある。
- 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備する必要がある。
- 飲料に供しない用水の供給については、その一助とするため災害時協力井戸を普及させる必要がある。

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態（豪雪による分断を含む。）

（脆弱性評価）

- 除雪を確実にを行うため、民間委託を含めた除雪体制の強化が必要である。また、倒木や電柱等の倒壊により交通ネットワークが分断された場合に早期復旧を図るため、道路啓開体制の確保や、災害時における中電及びNTT等との連携及び連絡体制の確認を行う必要がある。
- 地域の交通ネットワークが維持されるよう、緊急輸送道路とネットワークを形成する路線等（安倍三柳線など）、防災・減災に資する道路ネットワークの整備を促進するとともに、米子・境港間の高規格道路、米子自動車道、山陰道などの高速道路の整備に向けた取組が必要である。また、橋りょうを含む老朽化した道路インフラの修繕が必要である。
- 道路等の寸断に備え、複数の輸送による代替経路（複数輸送ルート及び代替機能）を確保する必要がある。

（鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目）

- 地震、津波、水害、土砂災害、雪害による交通遮断がないよう緊急輸送道路における橋りょうの耐震化及び老朽化対策、道路法面等の要対策箇所の対策を進める。
- 信号機等の交通安全施設の老朽化に対して、コスト縮減や更新事業の平準化を考慮した中長期な更新計画を作成し、交通安全施設の更新を確実に実施する必要がある。
- 復旧復興は、災害に強い高規格道路を起点に行われており、特に災害発生後は、確実かつ円滑に救援、救助活動に不可欠であるため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消に向けた取組が必要である。また、車線数が多いほど交通機能の全損失になりにくい傾向にあることから、高規格道路の4車線化や付加車線の整備による機能強化を図る必要がある。
- 緊急輸送道路を保全対象とする治山・砂防関係施設の一層の整備と施設点検による機能維持が必要である。また、緊急時の迂回路を早期に構築するため、道路整備の強化が必要である。
- 豪雪による道路機能マヒにより、長時間車両の立ち往生が発生するため、除雪体制の強化だけでなく、

ライブカメラによる道路状況の監視や、運転者への降雪時チェーン早期装着の啓発活動などの取組も合わせて推進する必要がある。また、倒木や電柱等の倒壊により交通ネットワークが分断された場合に早期復旧を図るため、危険木の事前伐採や災害時における中電及びNTT等との連携及び連絡体制の確認を行う必要がある。

○災害発生時の緊急対応を強化するため、災害時応援協定の充実を図る必要がある。

7-1 大規模火災や広域複合災害の発生

(脆弱性評価)

○大規模火災の発生に備え、初期消火活動などで有効な自主防災組織を充実強化することが必要である。また、地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化等の強化、関係団体との協定等の水利確保の取り組みが必要となる。

○住宅・建築物の耐震化を推進するため、耐震化の必要性や耐震化することによる優遇税制等の啓発活動を積極的に展開する必要がある。耐震診断及び耐震改修の経済的負担が大きいことから、きめ細かな対策を行う必要がある。

○災害の複雑化・大規模化していく中、住民の安全・安心なくらしの脅威となっており、これまで以上に消防団の充実強化が重要となるため、事業者等の協力を得ながら、消防団への加入を促進する必要がある。

○避難誘導體制の整備促進が必要である。

○技術職員の採用が少なく被災宅地危険度判定士の登録者数が年々減少傾向にあるため、技術職員の確保が必要である。

(鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目)

○地震後においても、管理する送電線が被災し、道路を遮断しないよう対策を検討する必要がある。

○消防法及び消防法施行令の規定に基づき、消防用設備の設置・維持・管理を徹底することが必要である。また、延焼が想定される住宅密集市街地において、感震ブレーカーの設置を推進する必要がある。さらに、危険物の保管方法について、維持・管理を徹底することが必要である。

○大規模地震・火災からの人命の保護を図るための救出救助体制(人員等)の絶対的な不足が懸念されるため、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊等の活動拠点や宿泊可能施設を確保するなど受援体制を構築するとともに、救出救助訓練等の訓練の継続実施、体制及び装備資機材等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。また、警察、消防、自衛隊、海保等防災関係機関と連携し、救出救助訓練等の訓練の継続実施及び災害警備体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。

○避難経路を確保するため、倒壊した場合に前面道路を閉塞するおそれのある緊急避難路等の沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。また、倒壊による交通まひを回避する観点から、輸送手段相互間の連携やリダンダンシーの確保に向けた取組を強化する必要がある。

○県内の緊急輸送道路に設置する信号機が停電により滅灯した場合の交通渋滞、事故回避を図るため、予備電源として信号機電源付加装置の整備を推進する必要がある。

○複合災害の発生等により、応急対策が混乱し応急対応箇所のスクリーニングができず、適切な人員や資機材配置ができなくなることを避けるため、あらかじめ様々な災害パターンを見据えた人員・資機材の配置計画を作成しておく必要がある。

7-2 ため池等の損傷・機能不全による二次災害の発生(農地、森林等の荒廃による被害を含む。)

(脆弱性評価)

○人家や公共施設へのリスクが高い防災重点農業用ため池については、劣化及び豪雨・地震耐性評価等に基づく対策を確実に進めるとともに、気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備えため池ハザードマップの周知により、地域住民等の防災意識を向上させる必要がある。

(鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目)

○大地震の際、管理する発電用ダム本体が、決壊等の大きな被害を受けまいよう耐震化及び、適切な維持管理を進める必要がある。また、発電用ダムの管理に支障を生じさせまいよう、設備等の耐震化を進める必要がある。さらに、ダム決壊のおそれがある場合等に、速やかに、かつ、確実に、下流域への避難指示等を行えるよう緊急放送設備等の耐震化を進める必要がある。

○山地災害防止対策施設や治山・砂防関係施設の施設点検による機能維持が必要である。

○農地や森林が有する国土保全機能を維持するため、適切な保全管理が行える体制づくりや保全活動に対して、支援する必要がある。

- 地域防災力強化のため、防災教育や裏山診断等を実施し、地域住民の防災意識の向上を図る必要がある。
- 少子高齢化等による林業の人材不足等により、山林の荒廃が懸念されていることから、森林植生の被害等に伴う土砂災害等の防止を図るとともに、生産力強化に向けた木材の供給体制を構築する必要がある。

7-3 有害物質の大規模拡散・流出

(脆弱性評価)

- 流出事故等に対応するため、汚染・有害物質の種類に応じた事故対応マニュアル等により迅速に措置を講ずることとし、関係機関による訓練を通じて対応や体制・装備資機材の整備等を徹底する必要がある。

(鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目)

- 汚染・有害物質の流出等を検知するため、県は必要な検査機器・資材を整備する必要がある。また、管理下でない放射性物質が発見された場合には、安全確保を図る必要がある。
- 各種環境汚染・有害物質規制法に基づく立入調査等により、有害物質を取り扱う事業者に対し、施設の適正な管理や災害事故に備えた体制整備を指導する必要がある。
- PCB汚染機器を使用・保管する事業者(可能性のある者を含む。)への周知や電気保安関係団体等の協力を得てPCB廃棄物の掘り起こしを行いながら、汚染機器の処理を進めていく必要がある。

7-4 風評被害等による市内経済等への甚大な影響

(脆弱性評価)

(鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目)

- 風評被害が発生した場合の対応手順等の検討や訓練等により、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。
- 災害等による風評被害が発生した場合の対応は個々の事案に応じて実施してきているが、災害等が発生した際に観光面での風評被害が起きないための基本的な取組をマニュアル化しておくことについて検討する必要がある。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(脆弱性評価)

- 焼却炉の耐震化・自家発電設備設置などの災害時対応を含めた施設の更新など処理施設の計画的な整備を推進する必要がある。

(鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目)

- 災害廃棄物を処理する市町村において、災害の種類、廃棄物の種類と量を想定し、処理が円滑に進むよう災害廃棄物処理計画の策定を進める必要がある。また、災害廃棄物の種類、量に応じ、広域処理のため他都道府県自治体の受入協力に合わせた輸送手段を検討する必要がある。
- 県内の機材、処理施設等を有効に活用するため、県・市町村の連携とともに、行政と関係団体による応援協定の締結など関係者間の連携体制の強化を進める必要がある。
- 環境汚染・有害物質の保管・取扱事業者からの届出情報などを基に所在地に係る情報を関係者で共有する必要がある。

8-2 復旧・復興を担う人材等の不足や自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(脆弱性評価)

- 道路啓開等に当たっては、県等との情報共有を図り、限られた資源を有効かつ効率的に活用するための体制を構築する必要がある。
- 被災した住宅に対する罹災証明の発行の遅れが住宅の修繕等再建工事の遅れにもつながるため、罹災証明を早期に発行することができるよう、対応可能な人材の育成・確保に向けた取組が必要である。

(鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目)

- 県本庁舎の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。また、元県土木系職員OBからなる土木防災・砂防ボランティア等の協力を得て、市町村等への支援ができる体制を検討する必要がある。
- 県と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定、災害協定の締結の取組は着実に進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の育成の視点に基づく横断的な取組を行う必要がある。また、地震、津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善を図るとともに派遣要員の確保等による人的資源の代替性の向上が必要である。
- 大規模災害発生後に復興計画を策定しては、復興に時間を要し、復興が長引くと人口減少や経済の衰退を招きかねないことから、あらかじめ事前復興計画を策定しておく必要がある。
- 災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るため、災害中間支援組織(災害支援団体の活動支援及び活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図る必要がある。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(脆弱性評価)

- 災害が起きたときの対応力を向上させるには、必要なコミュニケーション力を構築する必要がある。ハザードマップ作成・訓練・防災教育を通じ、地域のコミュニティ力を強化するための支援を充実する必要がある。
- 被災による地域コミュニティの喪失を防ぐため、文化財を保護する必要がある。
- 記念物(史跡・名勝・天然記念物)、文化的景観について、近年地震や大雨による土砂災害などによる被害を受ける事例が増えているため、対策を講じる必要がある。

(鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目)

- 被災地における治安機能を維持するため、各種不法事案の発生防止、犯罪検挙等に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る必要がある。
- 地震発生時においても、警察機能が十分機能するよう警察庁舎の耐震化は着実に進捗している。一方で、大規模地震・火災からの人命の保護を図るための救出救助体制(人員等)の絶対的な不足が懸念されるため、警察災害派遣隊の活動拠点、宿泊可能施設を確保するなど受援体制を構築する必要がある。
- 災害時の応急対策を実施するため県職員を派遣する必要がある。また、行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。
- 自然公園等における利用者の安全確保のため、災害発生時の避難場所となる避難小屋及び避難経路となる登山道等の防災・減災対策や機能強化を図る必要がある。

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(脆弱性評価)

- 迅速かつ円滑な復旧・復興を進めるには、土地境界等を明確にしておくことが重要となることから、地籍調査の進捗を図る必要がある。
- 輸送手段相互間の連携、リダンダンシーの確保に向けた取組を強化する必要がある。

(鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目)

- 地震、津波、水害、土砂災害、雪害による交通遮断しないよう緊急輸送道路における橋梁の耐震化及び老朽化対策、道路路面等の要対策箇所の対策を進める。
- 復旧復興は、災害に強い高規格道路を起点に行われており、特に災害発生後は、確実かつ円滑に救援、救助活動に不可欠であるため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消に向けた取組が必要である。また、車線数が多いほど交通機能の全損失になりにくい傾向にあることから、4車線化や付加車線の整備による機能強化を図る必要がある。
- 物的・人的資源の迅速な輸送のため、交通・物流に資する道路の機能向上及び代替性を強化する必要がある。

8-5 長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(脆弱性評価)

- 河川堤防の決壊や河川からの溢水と比較して発生頻度が高く、また、浸水被害発生までの時間が比較的短い内水氾濫被害について、ハザードマップ作成や浸水対策を推進する必要がある。
- 避難が広域にわたることを想定した避難体制の整備が必要である。

(鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目)

- 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備する必要がある。
- 避難が長期かつ広域にわたることを想定した避難体制の整備が必要である。住民が適時かつ迅速に避難できるよう、分かりやすい防災情報の提供、避難情報発令のための市町村長への支援、防災教育の実施等のソフト対策を推進する必要がある。

横断的分野 ① リスクコミュニケーション

(脆弱性評価)

- 市民は、ボランティア活動への高い参加率など、住民が主体となって住民団体等と協働・連携して地域づくりを進める素地があり、さらに、防災ボランティアなどへの積極的参加を促進するとともに、自助・共助を推進する地域コミュニティの構築を進める必要がある。
- 一定の範囲(小学校区、中学校区、公民館など)の生活圏に「小さな拠点」づくりを通じて地域コミュニティの充実を図るとともに、災害時には防災拠点等として活用することができるように整備・活用を進める必要がある。

(鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目)

- 中山間地域では、過疎化・高齢化が進んでいるため、災害時の避難誘導の困難化や孤立集落の発生、森林の荒廃や耕作放棄地の増加など、被災ポテンシャルが高まっており、これらの住民への対応が必要である。
- 住民が適時かつ迅速に避難できるよう、わかりやすい防災情報・河川情報の提供強化、避難勧告発令のための市町村長への支援、地域水防力(建設業協会と連携した水防体制の構築、タイムラインの作成)の強化を推進する必要がある。また、浸水(洪水、内水)ハザードマップの作成や浸水表示板設置、防災教育等により、地域住民の防災意識を向上させる必要がある。
- ダム放流の安全避難対策として、ダムの事前放流等の取組を推進するとともに、ダム下流においては避難訓練による住民避難体制の構築を推進する必要がある。

横断的分野 ② 老朽化対策

(脆弱性評価)

- 食料の安定供給に必要な農業水利施設については、機能保全計画に基づく長寿命化対策を着実に進める必要がある。

(鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目)

- 土木インフラの老朽化に対して機能の健全化を持続するため、定期点検等を実施し、長寿命化計画に基づく施設の計画的な修繕・更新等を行う必要がある。
- 流通拠点漁港陸揚・係留岸壁については、点検に基づく補修対策等を確実に進める必要がある。

横断的分野 ③ 人口減少対策

(脆弱性評価)

(鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目)

- 人口減少・少子高齢化を背景に、災害現場や建設、医療等の人材確保・育成が課題となっている。
- 農業就業者が高齢者の割合が多く、農地や森林の荒廃が進んでいるため、農業就業者の確保や人材育成が必要である。

横断的分野 ④ 人材育成

(脆弱性評価)

- 迅速な復旧・復興のため、インフラメンテナンス等を担う、地域に精通した建設業の技能を習得した労働者等民間事業者の人材の確保・育成が必要である。

(鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目)

- 災害時における医療活動の人員不足に対応するため、医師や看護師等医療従事者の雇用者数の増加を図る必要がある。
- 防災ボランティア活動の後方支援等をはじめとした地域社会における指導者・リーダーなどの人材確保・育成が必要である。
- 地震、津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善を図るとともに派遣要員の確保等による人的資源の代替性の向上が必要である。

横断的分野 ⑤ 官民連携分野

(脆弱性評価)

(鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目)

- 災害対応において、民間事業者やボランティア団体、地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間事業者の施設・設備や人材、組織体制等の活用に向け、中間支援組織の整備など官民連携体制の構築の強化が必要である。

横断的分野 ⑥ デジタル活用分野

(脆弱性評価)

(鳥取県国土強靱化地域計画におけるその他の評価項目)

- 地域防災力向上に向けた、より効率的な災害情報の収集、伝達や、効果的な訓練を実施するため、IoTセンサーやVR等を活用したデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進する必要がある。
- 災害対応において、関係機関毎の体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報共有化の検討等を推進する必要がある。また、防災関係機関同士がリアルタイムで災害情報の共有化ができるシステムの活用が必要である。

【別紙 2】重要業績指標一覧

(施策プログラム単位)

重要業績指標 (KPI) 一覧

【1-1】地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生(住宅密集地及び不特定多数施設を含む。)

重要業績指標	策定時 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業	
(拠点施設、学校等の耐震化等)											
市有特定既存耐震不適格建築物の耐震化率	96.5%	100%	3-1	○	○						建築相談課
市立小中学校の耐震化率	完了(34校)	—		○			○				こども施設課
市立保育所の耐震化率	完了(14園)	—		○			○				こども施設課
市有特定天井等非構造部材の定期点検等の対策	55.6%	66.6%		○	○						建築相談課
市立小中学校の長寿命化	取組推進	取組推進	横②	○			○				こども施設課
市立小中学校における安全性に問題のあるブロック塀の撤去・改修率	完了(12校)	—		○			○				こども施設課
市立保育園のブロック塀の点検・耐震対策	完了(3園)	—		○			○				こども施設課
道路沿い危険ブロック塀の撤去・改修	取組推進	取組推進		○	○		○				建築相談課
(新規)市立小中学校の屋内運動場の建替え率	0%(0校/2校)	100%(2校/2校)	横②	○			○				こども施設課
(新規)公立保育所統合建て替えによる幼保連携型認定こども園の設置数及び民間教育・保育施設への施設整備支援	取組推進	取組推進	横②	○	○			○			こども政策課
(新規)児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設等への施設整備支援	取組推進	取組推進	横②	○	○			○			こども政策課
(道路インフラ耐震化等)											
農道橋及び林道橋の長寿命化	取組推進	取組推進				○				○	農林課
米子市橋りょう長寿命化修繕計画に基づく修繕の実施	継続実施	継続実施		○	○					○	道路整備課
公園施設の更新	取組推進	取組推進		○						○	都市整備課
狭あい道路の解消に向けた拡幅整備事業の実施	取組推進	取組推進		○						○	道路整備課
(建築物の耐震化等)											
住宅の耐震化率	90.0%	95.0%	横⑤	○	○		○				建築相談課
住宅以外の多くの者が利用する建築物の耐震化率	78.0%	92.0%	横⑤	○	○		○				建築相談課
社会福祉施設の耐震化率(全県)	91.2%	取組推進		○	○	○		○			県
耐震性貯水槽数	取組推進	取組推進		○			○				防災安全課
市営住宅の長寿命化率	16.9% (95戸/561戸)	100% (561戸/561戸)	横②	○			○				住宅政策課
空き家・空き地バンクの成約件数	50件 (R1~R7累計)	50件 (R8~R12累計)	横①	○			○				住宅政策課
特定空家等の除去件数	70件 (R1~R7累計)	75件 (R8~R12累計)	横①		○		○				住宅政策課
優良建築物等整備事業の実施	取組推進	取組推進	横①		○		○				住宅政策課
住生活基本計画及び空家等対策計画検討委員会の運営	取組推進	取組推進	横①	○			○				住宅政策課
(新規)老朽木造空き家の除去件数	3件(R7)	50件 (R8~R12累計)	横①		○		○				住宅政策課

【1-2】津波・高潮による死傷者の発生

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業	
(津波危険情報の周知)											
津波ハザードマップの作成・公表	完了	—		○			○				防災安全課

【1-3】ゲリラ豪雨等による市街地の浸水

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業	
(浸水危険情報の周知)											
洪水ハザードマップの作成・公表	完了	—	8-5 横①	○	○		○				防災安全課
防災重点ため池のハザードマップ作成率	完了 (39箇所/39箇所)	—	7-2	○				○			農林課
公共下水道(雨水)の整備	取組推進	取組推進	8-5	○						○	下水道整備課

【1-4】土砂災害等による死傷者の発生

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業	
(土砂災害防止施設の整備促進等)											
がけ地近接等危険住宅の移転	取組推進	取組推進		○	○		○				建築相談課
(新規)急傾斜地崩壊対策事業の推進	取組推進	取組推進		○	○					○	都市整備課
(土砂災害危険情報の周知)											
土砂災害ハザードマップの作成・公表	完了	—	横①	○	○		○				防災安全課

【1-5】豪雪・暴風雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課	
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業		国土交通
(道路除雪の確保)												
関係機関と連携した道路除雪の実施	連携強化による体制充実	連携強化による体制充実	2-2 5-3 6-3 横①	○	○	○					○	道路整備課

【1-6】林野火災の延焼により、周辺住宅等の被害による死傷者の発生

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業	
※重要業績指標なし(今後検討)											

【1-7】情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による死傷者の発生

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課	
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業		国土交通
(住民・来訪者への確実な情報伝達)												
避難情報等伝達体制の整備												
防災行政無線の整備(指定避難所、要配慮者 利用施設等への受信機の設置を含む。)	取組推進	取組推進										
テレビ・ラジオへの情報提供	取組推進	取組推進										
あんしんトリビュートメールによる情報配信	取組推進	取組推進										
自治会・消防団による情報配信	取組推進	取組推進										
緊急速報(エリアメール)の配信	取組推進	取組推進										
ホームページによる情報配信	取組推進	取組推進										
防災ラジオシステムの整備	年100台整備	500台整備 (R8～R12累計)										
(災害情報配信の体制強化)												
浸水、土砂災害に備えた関係機関が連携した協議会の実施	継続実施	継続実施		○	○	○					○	防災安全課
米子市避難行動要支援者個別避難計画の策定	取組推進	取組推進			○					○		地域振興課
避難行動要支援者名簿の作成	完了	—			○					○		地域振興課
(避難誘導訓練の実施)												
自然災害等に対処する防災訓練の実施	取組推進	取組推進		○	○	○						防災安全課

【2-1】被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止(避難所の運営及び帰宅困難者対策を含む。)

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課	
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業		国土交通
(物資の備蓄・調達に係る関係者連携)												
県と市との適正な備蓄量確保 (飲料水・食料・生活関連物資)	取組推進	備蓄推進と供給 調達体制の確保		○	○	○						防災安全課
(生活基盤の機能強化)												
上下水道幹管路の耐震化率	32.9%	36.4%	2-4 6-2		○			○				上下水道局 経営企画課
上下水道BCP策定	完了	—	2-4 6-2		○			○				上下水道局 経営企画課 総務課
ガス事業者による施設の耐震化率(中圧本支管)	100%	—	6-1 横⑤			○				○		県
ガス事業者による施設の耐震化率(低圧本支管)	97.0%	99%(R10年度目標)	6-1 横⑤			○				○		県
JR西日本と災害等発生時相互協力に関する協定締結	完了	—	5-2 5-3 6-3 8-4	○	○	○					○	防災安全課
マンホールトイレ整備率	87.5%	100.0%	6-2		○			○				防災安全課
(新規)老朽化した井戸の取水量を回復させるためのメンテナ ンス等を図る	1か所	4か所	5-4 6-2		○			○				上下水道局 経営企画課
(道路インフラ耐震化等)												
農道橋及び林道橋の長寿命化	取組推進	取組推進	1-1 2-2 5-2 6-3		○						○	農林課
防災・減災に資する道路ネットワークの整備	取組推進	取組推進	2-2 5-2 6-3 横①	○	○						○	道路整備課
米子市橋りょう長寿命化修繕計画に基づく修繕の実施	継続実施	継続実施	1-1 2-2 5-2 6-3 横②	○	○						○	道路整備課

【2-2】長期にわたる孤立集落等の発生(豪雪による孤立等を含む。)

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課	
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業		国土交通
(既存路線機能の強化)												
関係機関と連携した道路除雪の実施	連携強化による体制充実	連携強化による体制充実	1-5 5-3 6-3 横①	○	○	○					○	道路整備課
農道橋及び林道橋の長寿命化	取組推進	取組推進	1-1 2-1 5-2 6-3		○						○	農林課
米子市橋りょう長寿命化修繕計画に基づく修繕の実施	継続実施	継続実施	1-1 2-1 5-2 6-3 横②	○	○						○	道路整備課
狭あい道路の解消に向けた拡幅整備事業の実施	取組推進	取組推進	1-1 横①		○						○	道路整備課
(孤立集落発生時の支援等)												
防災・減災に資する道路ネットワークの整備	取組推進	取組推進	2-1 5-2		○						○	道路整備課

【2-3】救助・救援活動等の機能停止(絶対的不足、エネルギー供給の途絶)

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課	
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業		国土交通
(救助・救援体制の強化)												
保健医療・福祉に係る職能団体との災害時の相互協力に関する協定締結	取組推進	取組推進	2-4	○	○	○				○		防災安全課
支え家マップ取組自治会数	25.6%	33.8%	横断①	○	○	○				○		福祉政策課
(活動人員の確保等)												
消防団員数	取組推進	取組推進	7-1		○	○	○					防災安全課
消防団の応急活動用資機材の整備充実	取組推進	取組推進	7-1		○	○	○					防災安全課
自主防災組織カバー率	90.7%	100%	7-1 8-3 横断① 横断④		○	○	○					地域振興課
自主防災組織における訓練の実施	取組推進	取組推進	7-1		○	○	○					地域振興課
自主防災組織の資機材の整備	取組推進	取組推進	7-1		○	○	○					地域振興課
自主防災組織の活動(訓練の実施、資機材の整備等)に係る計画の作成	取組推進	取組推進	7-1		○	○	○					地域振興課

【2-4】保健・医療・福祉機能のまひ(絶対的不足、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶)

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課	
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業		国土交通
(関係者との協力連携)												
保健医療・福祉に係る職能団体との災害時の相互協力に関する協定締結	取組推進	取組推進	2-3	○	○	○				○		防災安全課
(予防医療の推進)												
定期接種による麻疹・風しん接種率	90.0%	95.0%	横①		○					○		健康対策課
(ライフラインの確保)												
上下水道幹管路の耐震化率	32.9%	36.4%	2-1 6-2		○			○				上下水道局 経営企画課
上下水道BCP策定	完了	—	2-1 6-2		○			○				上下水道局 経営企画課 総務課
重要下水管路の耐震化率	80.5%	82.0%	2-5 6-2		○			○				下水道整備課
下水処理場・ポンプ場の耐震化率	0.0% (0施設/36施設)	8.3% (3施設/36施設)	2-5 6-2		○			○				下水道施設課
農業集落排水施設の統廃合	取組推進	取組推進	2-5 6-2 横②		○			○				上下水道局 経営企画課

【2-5】劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課	
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業		国土交通
(避難所の環境確保)												
指定避難所の環境整備	取組推進	取組推進		○	○					○		防災安全課
市立小中学校のバリアフリートイレ設置率	87.5% (28校/32校)	100% (32校/32校)			○			○				こども施設課
〔新規〕市立小中学校の断熱性を確保した屋内運動場の空調整備率	0% (0校/9校)	100% (9校/9校)			○			○				こども施設課
重要下水管路の耐震化率	80.5%	82.0%	2-5 6-2		○			○				下水道整備課
下水処理場・ポンプ場の耐震化率	0.0% (0施設/36施設)	8.3% (3施設/36施設)	2-5 6-2		○			○				下水道施設課
農業集落排水施設の統廃合	取組推進	取組推進	2-5 6-2 横②		○			○				上下水道局 経営企画課

【3-1】行政機関の機能不全

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業	
(拠点施設の機能強化)											
市有特定既存耐震不適格建築物の耐震化率	96.5%	100%	1-1	○	○						建築相談課
米子市業務継続計画(BCP)の策定	完了	—		○	○						調査課
市庁舎の非常用発電機の配備	配備完了	—		○	○						防災安全課
(情報通信機能の強化)											
ICT-BCP(情報システム部門の業務継続計画)の策定	完了	—	横断⑥	○	○						情報政策課
ITシステムの外部ネット環境の構築による資産有効活用、セキュリティ強化の推進(クラウド化)	取組推進	取組推進	横断⑥	○	○						情報政策課
米子市公共施設等総合管理計画の策定	完了	—	横②	○	○						調査課

【4-1】情報通信機能のまひ・長期停止

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業	
(情報伝達手段の多様化)											
超高速情報通信網の整備	完了	—	横断① 横断⑥	○	○	○					情報政策課
避難情報等伝達体制の整備											防災安全課
防災行政無線の整備(指定避難所、要配慮者利用施設等への受信機の設置を含む。)	取組推進	取組推進									
テレビ・ラジオへの情報提供	取組推進	取組推進	1-7	○	○	○					
あんしんトリブーメールによる情報配信	取組推進	取組推進									
自治会・消防団による情報配信	取組推進	取組推進									
緊急速報(エリアメール)の配信	取組推進	取組推進									
ホームページによる情報配信	取組推進	取組推進									
防災ラジオシステムの整備	年100台整備	500台整備 (R8~R12累計)									

【5-1】地域競争力の低下、市内経済への影響

(サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止、金融サービス機能の停止、重要産業施設の損壊等)

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業	
(燃料、工業用水等の供給確保)											
商工会議所・商工会との連携の推進	取組推進	取組推進		○	○					○	防災安全課
農業水利施設の整備	取組推進	取組推進	5-4	○	○					○	農林課

【5-2】交通インフラネットワークの機能停止

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業	
(橋りょう耐震化等による機能強化)											
防災・減災に資する道路ネットワークの整備	取組推進	取組推進	2-2 5-2	○	○					○	道路整備課
米子駅南北自由通路等の整備	完了	—	6-3	○						○	都市整備課
農道橋及び林道橋の長寿命化	取組推進	取組推進	1-1 2-1 2-2 6-3	○						○	農林課
米子市橋りょう長寿命化修繕計画に基づく修繕の実施	継続実施	継続実施	1-1 2-1 2-2 6-3 横②	○	○					○	道路整備課
(交通結節点の機能強化)											
JR西日本主要駅舎の耐震化(米子駅)	完了	—	8-4			○				○	都市整備課
駅北広場の整備	整備中	整備完了		○						○	都市整備課
(関係者との協力連携)											
JR西日本と災害等発生時相互協力に関する協定締結	完了	—	2-1 5-3 6-3 8-4	○	○	○				○	防災安全課

【5-3】食料等の安定供給の停滞

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業	
(関係者との協力連携)											
JR西日本と災害等発生時相互協力に関する協定締結	完了	—	2-1 5-2 6-3 8-4	○	○	○				○	防災安全課
鳥獣被害の軽減	取組推進	30%		○	○					○	農林課
(拠点施設等の耐震化等)											
学校給食共同調理場の耐震化	完了(5施設)	—		○	○						学校給食課
漁港施設の長寿命化率	44.4% (4箇所/9箇所)	86.7% (6箇所/9箇所)	横②	○						○	水産振興室
(道路除雪の確保)											
関係機関と連携した道路除雪の実施	連携強化による体制充実	連携強化による体制充実	1-5 5-3 6-3 横①	○	○	○				○	道路整備課

【5-4】異常高湯水等による用水供給途絶に伴う、生活活動への基大な影響

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課	
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業		国土交通
(耐震化等による機能維持)												
農業水利施設の整備	取組推進	取組推進	5-1	○	○					○		農林課
(新規)老朽化した井戸の取水量を回復させるためのメンテナンス等を図る	1か所	4か所	2-1 6-2		○				○			上下水道局 経営企画課

【6-1】電力供給ネットワーク等機能停止(発電所、送配電設備、石油・ガスサプライチェーン等)

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課	
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業		国土交通
(関連施設の耐震化)												
電力事業者による発電所構造物、設備及び送電線などの耐震化等の整備	100%	—	横断⑤			○				○		県
ガス事業者による施設の耐震化率(中圧本支管)	100%	—	2-1 横断⑤			○				○		県
ガス事業者による施設の耐震化率(低圧本支管)	97.0%	99%(R10年度目標)	2-1 横断⑤			○				○		県

【6-2】上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止(用水供給の途絶及び汚水流出対策を含む。)

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課	
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業		国土交通
(上下水道の耐震化とBCP策定運用)												
上下水道基幹管路の耐震化率	32.9%	36.4%	2-1 2-4		○				○			上下水道局 経営企画課
上下水道BCP策定	完了	—	2-1 2-4		○				○			上下水道局 経営企画課 総務課
重要下水管路の耐震化率	80.5%	82.0%	2-4 2-5		○				○			下水道整備課
マンホールトイレ整備率	87.5%	100.0%	2-1		○				○			防災安全課
下水処理場・ポンプ場の耐震化率	0.0% (0施設/36施設)	8.3% (3施設/36施設)	2-4 2-5		○				○			下水道施設課
農業集落排水施設の統廃合	取組推進	取組推進	2-4 2-5		○				○			上下水道局 経営企画課
合併処理浄化槽への切替設置基数	90% (185基/200基)	100% (年間100基×5年間 =500基)	横②		○				○			上下水道局 営業課
市立小中学校の供用開始区域の排水接続率	75% (3校/4校)	100% (4校/4校)			○				○			こども施設課
(新規)老朽化した井戸の取水量を回復させるためのメンテナンス等を図る	1か所	4か所	2-1 5-4		○				○			上下水道局 経営企画課

【6-3】地域交通ネットワークが分断する事態(豪雪による分断を含む。)

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課	
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業		国土交通
(地域交通ネットワークの確保)												
関係機関と連携した道路除雪の実施	連携強化による 体制充実	連携強化による 体制充実	1-5 2-2 5-3 横①	○	○	○					○	道路整備課
防災・減災に資する道路ネットワークの整備	取組推進	取組推進	2-1 2-2 5-2	○	○						○	道路整備課
米子駅南北自由通路等の整備	整備完了	—	5-2		○						○	都市整備課
農道橋及び林道橋の長寿命化	取組推進	取組推進	1-1 2-1 2-2 5-2		○						○	農林課
米子市橋りょう長寿命化修繕計画に基づく修繕の実施	継続実施	継続実施	1-1 2-1 2-2 5-2 横②	○	○						○	道路整備課
(関係者との協力連携)												
JR西日本と災害等発生時相互協力に関する協定締結	完了	—	2-1 5-2 5-3 8-4	○	○	○					○	防災安全課

【7-1】大規模火災や広域複合火災の発生

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課	
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業		国土交通
(活動人員の確保)												
自主防災組織カバー率	90.7%	100%	2-3 8-3 横断① 横断④		○	○	○					地域振興課
自主防災組織における訓練の実施	取組推進	取組推進	2-3		○	○	○					地域振興課
自主防災組織の資機材の整備	取組推進	取組推進	2-3		○	○	○					地域振興課
自主防災組織の活動(訓練の実施、資機材の整備等)に係る計画の作成	取組推進	取組推進	2-3		○	○	○					地域振興課
消防団員数	取組推進	取組推進	2-3		○	○	○					防災安全課
消防団の応急活動用資機材の整備充実	取組推進	取組推進	2-3		○	○	○					防災安全課
被災宅地危険度判定士取得率	91%	100%	横断④	○	○						○	都市整備課

【7-2】ため池等の損傷・機能不全による二次災害の発生(農地、森林等の荒廃による被害を含む。)

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体				個別施策分野				担当課
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業	国土交通	
(危険情報の周知)												
防災重点ため池のハザードマップ作成率	完了 (39箇所/39箇所)	—	1-3	○							○	農林課

【7-3】有害物質の大規模拡散・流出

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体				個別施策分野				担当課
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業	国土交通	
(有害物質の拡散・流出の防止)												
河川における水質事故発生時の関係者連携	取組中	取組推進	横①	○	○	○					○	環境政策課
吹付アスベストの除去	取組推進	取組推進		○	○	○		○				建築相談課

【7-4】風評被害等による市内経済等への基本的影響

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体				個別施策分野				担当課
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業	国土交通	
※重要業績指標なし(今後検討)												

【8-1】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体				個別施策分野				担当課
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業	国土交通	
(災害廃棄物対策の推進)												
米子市災害廃棄物処理計画策定	完了	—		○	○			○				クリーン推進課

【8-2】復旧・復興を担う人材等の不足や自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体				個別施策分野				担当課
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業	国土交通	
(人材の育成・確保)												
建設業協議会との防災協定の締結	完了	—		○	○						○	防災安全課

【8-3】貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体				個別施策分野				担当課
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業	国土交通	
(文化財の保存)												
文化財防災対策マニュアルの策定	25%	計画策定		○				○				文化振興課
文化財ハザードマップの作成	40%	作成検討			○			○				文化振興課
文化財リストの作成	完了	—		○	○			○				文化振興課
実技研修講習会等の実施回数	2回/年	2回/年		○				○				文化振興課
(地域コミュニティの構築)												
自主防災組織カバー率	90.7%	100%	2-3 7-1 横断① 横断④		○	○	○					地域振興課
ボランティアからの情報提供	取組推進	連携強化		○	○	○	○					防災安全課

【8-4】基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体				個別施策分野				担当課
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業	国土交通	
(基幹インフラの整備促進)												
地籍調査進捗率	38.9%	取組推進	横①	○	○	○					○	地籍調査課
(空港・鉄道インフラ等の強化)												
JR西日本主要駅舎の耐震化(米子駅)	完了	—	5-2			○					○	都市整備課
JR西日本と災害等発生時相互協力に関する協定締結	完了	—	2-1 5-2 5-3 6-3	○	○	○					○	防災安全課

【8-5】長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体				個別施策分野				担当課
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業	国土交通	
(浸水危険区域の周知、広域的な避難体制の構築)												
洪水ハザードマップの作成・公表	完了	—	1-3 横①	○	○			○				防災安全課
広域的な避難を想定した県内自治体及び県外自治体との相互応援協定の締結	取組推進	取組推進		○	○		○					防災安全課
公共下水道(雨水)の整備	取組推進	取組推進	1-3	○							○	上下水道局 経営企画課

【横断的分野①】リスクコミュニケーション

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課	
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業		国土交通
(警戒避難情報の伝達)												
超高速情報通信網の整備	完了	—	4-1 横断①	○	○	○						情報政策課
(地域コミュニティの構築)												
自主防災組織カバー率	90.7%	100%	2-3 7-1 8-3 横断④		○	○	○					地域振興課
支え家マップ取組自治会数	25.6%	33.8%	2-3	○	○	○			○			地域振興課
狭あい道路の解消に向けた拡幅整備事業の実施	取組推進	取組推進	1-1 2-2		○						○	道路整備課
空き家・空き地バンクの成約件数	50件 (R1～R7累計)	50件 (R8～R12累計)	1-1		○			○				住宅政策課
特定空き家等の除去件数	76件 (R1～R7累計)	75件 (R8～R12累計)	1-1			○		○				住宅政策課
優良建築物等整備事業の実施	取組推進	取組推進	1-1			○		○				住宅政策課
住生活基本計画及び空き家等対策計画検討委員会の運営	取組推進	取組推進	1-1		○			○				住宅政策課
(新規)老朽木造空き家の除去件数	3件(R7)	50件 (R8～R12累計)	1-1			○		○				住宅政策課
洪水ハザードマップの作成・公表	完了	—	1-3 8-5	○	○			○				防災安全課
土砂災害ハザードマップの作成・公表	完了	—	1-4	○	○			○				防災安全課
関係機関と連携した道路除雪の実施	連携強化による体制充実	連携強化による体制充実	1-5 2-2 5-3 6-3	○	○	○					○	道路整備課
防災・減災に資する道路ネットワークの整備	取組推進	取組推進	2-1 2-2 5-2 6-3	○	○						○	道路整備課
定期接種による麻しん・風しん接種率	90.0%	95.0%	2-4		○				○			健康対策課
河川における水質事故発生時の関係者連携	取組中	取組推進	7-3	○	○	○					○	環境政策課
地籍調査進捗率	38.9%	取組推進	8-4	○	○	○					○	地籍調査課

【横断的分野②】老朽化対策

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課	
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業		国土交通
(「米子市公共施設等総合管理計画」に基づく市有建物・インフラの機能維持・維持管理)												
米子市公共施設等総合管理計画の策定	完了	—	3-1		○		○					調査課
市立小中学校の長寿命化	取組推進	取組推進	1-1		○			○				こども施設課
(新規)市立小中学校の屋内運動場の建替え率	0%(0校/2校)	100%(2校/2校)	1-1		○			○				こども施設課
(新規)公立保育所統合建て替えによる幼保連携型認定こども園の設置数及び民間教育・保育施設への施設整備支援	取組推進	取組推進	1-1		○	○			○			こども政策課
(新規)児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設等への施設整備支援	取組推進	取組推進	1-1		○	○			○			こども政策課
米子市橋りょう長寿命化修繕計画に基づく修繕の実施	継続実施	継続実施	1-1 2-1 2-2 5-2 6-3	○	○						○	道路整備課
市営住宅の長寿命化率	16.9% (95戸/561戸)	100% (561戸/561戸)	1-1		○			○				住宅政策課
農業集落排水施設の統廃合	取組推進	取組推進	2-4 2-5 6-2		○			○				農林課
漁港施設の長寿命化率	44.4% (4箇所/9箇所)	66.7% (6箇所/9箇所)	5-3		○						○	水産振興室
合併処理浄化槽への切替え設置基數	185基/200基	500基	6-2		○			○				上下水道局 営業課

【横断的分野③】人口減少対策

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業	
(「第2次米子市まちづくりビジョン」の基本目標による)											

【横断的分野④】人材育成

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課	
				県	市町村	その他	行政機能	住環境	保健医療	産業		国土交通
(災害対応に係る人材の確保と育成)												
自主防災組織カバー率	90.7%	100%	2-3 7-1 8-3 横断①		○	○	○					地域振興課
被災宅地危険度判定土取得率	91%	100%	7-1			○					○	都市整備課

【横断的分野⑤】官民連携分野

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課
				県	市町 村	その 他	行政 機能	住環 境	保健 医療	産業	
(民間との連携強化の推進)											
住宅の耐震化率	90.0%	95.0%	1-1		○			○			建築相談課
住宅以外の多くの者が利用する建築物の耐震化率	78.0%	92.0%	1-1		○			○			建築相談課
電力事業者による発電所構造物、設備及び送電線などの耐震化等の整備	100%	—	6-1			○				○	県
ガス事業者による施設の耐震化率(中圧本支管)	100%	—	2-1 6-1			○				○	県
ガス事業者による施設の耐震化率(低圧本支管)	97.0%	99%(R10年度目標)	2-1 6-1			○				○	県

【横断的分野⑥】デジタル活用分野

重要業績指標	現況 (R8)	目標 (R12)	再掲	事業主体			個別施策分野				担当課
				県	市町 村	その 他	行政 機能	住環 境	保健 医療	産業	
(防災DXの推進による災害対応の効率化)											
ICT-BCP(情報システム部門の業務継続計画)の策定	完了	—	3-1		○		○				情報政策課
ITシステムの外部ネット環境の構築による資産有効活用、セキュリティ強化の推進(クラウド化)	取組推進	取組推進	3-1		○		○				情報政策課
超高速情報通信網の整備	完了	—	4-1 横断①	○	○		○				情報政策課

米子市国土強靱化地域計画
(第2期計画)
(令和8年3月)
米子市都市整備部建設企画課

〒683-0054 鳥取県米子市糀町一丁目160番地

電 話 0859-23-5253

F A X 0859-23-5396

E-mail kensetsukikaku@city.yonago.lg.jp